

ヂヤムを差上げ得るか否かは疑問なり、食料品不足の折柄なれば、縦令不味くとも我慢し頂かざるを得ず、併しヤンキー連は其中不味い食物に慣れて来るべし、兎も角彼等は全智全能なる大統領ウイルソンの爲めに、勳功を表はしたることを心窃かに満足に思ふならん、ウイルソンは捕虜米兵を通じて、豫て希望し居れる獨逸の内情を聞知するを得ん

米人は贅澤旅行を好む國民なり、今回渡歐せる米兵達は、今後續々獨逸に旅行すべき米人の先觸たるならん、我々は多數の米人旅客が後から續々来るべきものと思へり、元來米人は何事に依らず、世界一とならざれば承知せず、大きな物を人に見せて子供の如く喜ぶ癖あり、今回も軍備や戦争を以て獨逸と競争せんとす、ヤンキー共——獨逸にはヒンデンブルグ會社と稱する會社あり、お前等は其會社の競争會社を組織せんとするも、併しヒンデンブルグ會社の今日までの成績を見て、お前等の會社が其れと競争し得ると思ふか、今の中會社の看板を撤するを以て賢とせざるか、恐らくお前達のボスたるウイルソンは多數の捕虜を出す前、今回の新らしきビジネスに就て種々考慮する處あらん、

云々。

此の如く嘲弄され、侮蔑されたる、又一方に於ては百戰の經驗ある老兵を向ふに廻はして一戰の經驗もなき新兵が、幾何までの成績を挙げ得べきかと、味方よりも寧ろ却つて不安と危惧とを以て迎へられたる程の米軍が、部分的にも將た大集團的にも連戰連勝と云ふが如き殊勳を顯はし、的確に完全なる戰鬥能力者たるを立證せること、敵も味方も共に驚嘆する處なり、然れば米兵の強きは抑も何に因るか、何故に米軍は爾かく好果なるか、此場合之れを観察する亦た必ずしも徒爾の業ならざるべし。

高潔なる戦争の動機、國民的自負心、國民の舉國一致の後援、是等素より米軍の好結果を資らす要素たるに相違なし、然れども茲に説かんとする處は、叙上の如き綜合的抽象的觀察にあらず、寧ろ部分的具體的觀察たるに在り、言を換へば米兵に對する個人的觀察に在り、即ち米兵の以て強しとする點は、常識の發達なり、指揮官の命令は一舉一動にまで及ぼし能はず、故に激戰中臨機應變の處置を要する場合多し、此時に當りて常識發達せる軍人は、自己の機智を以て巧みに事を處理す、是れ其一理由なり、幼少より騎馬射撃に通

じ、機械運轉の智識經驗に富める事なり、戰場に用ふる銃砲其他何れの機械にせよ、彼等は一度其説明を聞けば、忽ち自由に使用し得らる、是れ其二理由なり、更らに第三理由として氣質の快濶なる事も數へ得べし、何事にも齷齪せず、常に愉快に心を持つる者と、事物に心を惱まし、猥りに苦慮する者とは、活動上其間非常なる逕庭あり、而して最後に米軍優勢の一因として、特に擧げざるべからざるものは、戦前敵膽を寒からしめつゝある、一分間六百發の發射力を有するブラウニング機關銃の絶大なる威力なり、抑も機關銃の實戦に用ひられたるは、南阿戰爭の際故キチナー元帥がマキシム機關銃を、カールチユームに試みたるに始まり、其後ルイス機關銃の發明となり、最近ブローニング機關銃が米國政府に採用せられ、輕重二種共大規模に製造して戦線に輸送せられつゝあり、此機關銃の發明者ジョン・エス・ブラウニング氏は頗る名聞に淡き人格の人にして、ウインチェスターライフル、レミントン式自動速射砲、コルト式機關銃、コルト式自動ピストル等、皆彼れの發明に成るものなり、其他白耳義にて製造されたる銃器も、多くは彼れの發明に係りたるものにて、アルバート王は彼れに高位の勳章をも賜はりたる程なり、曾てアルバート王が

獨逸皇帝に献上せるピストルも、ペリー提督が北極探險の際、携へたる九十二年型ウインチェスター式ライフルも、皆彼れの發明——或は改良したるものなり、世界大戰の導火線となりたる塞耳比青年が、奥國皇儲に放ちたる銃丸も亦た實に彼れの發明せる自動ピストルより出でたるものなり、彼れは二十五才の時、單發式ライフルを完成し製造に従事せるが、後此特許權をウインチェスター兵器製造會社に譲渡せり、是れ即ちウインチェスター式銃砲の起源なり、其後彼れは製造を廢止し今は専ら力を發明に傾けて其特許を賣り、一年の收入幾百萬弗と稱せらる、今度の機關銃特許料は八百萬弗に値するも、僅に百二十五萬弗に甘んじ譲りたりと傳へらる、ユタ州に廣大なる鑛山田園を所有し、全時にユニオン・パシフィック鐵道の大株主たり、本年六十三才の老人にて、ユタ州オクデンに其義兄弟と兵器發明事業に従事せり、長身瘦軀、頭丸く禿げ、白髮短剪、顔面常に細皺の去來するを見るは彼れが緻密なる機械に没頭するの象徴たり、油染みたるオーバーホールとジャンパーとを著け、絶えず口笛を鳴らしつゝ、器械を弄り廻はす工場の一老翁こそ、即ち現に生存する世界的大發明家ブラウニング氏其人なり、彼れの唯一の娯は質素なる彼れの居間に在

て、パンジョーと稱する三味線に酷似せる樂器を用ひて、蘇格蘭の古謠を彈するに在り、ワイオミングの山中に熊を狩り、夏の溪流にツラウトと漁るも亦た彼れの好事とする處なり。

英兵より米兵へ——(一挿話)

瑞西には交戦各國の病傷捕虜收容所各處に設置されあり、紐育タイムスの瑞西特派員は、當時瑞西に於ける獨逸經營の英兵捕虜收容所を訪問し、同所に療養中の英兵より、懸賞にて「訓練中の米兵に與ふる心得書」と題する論文を募集せり、其米兵の心得書なるものは、頗る月並的のものなるも、今左に一挿話として掲ぐる事となせり。

一等當選文 (口語体)

米國は戦争に参加したるもの、参戦に必要な軍隊がない、それで軍隊に就て経験のない全くの素人を軍人に仕立てなければならぬ、素人の市民を軍人に仕立てる事業は困難な事業である、私は始めて軍隊教練を受けるヤンキーに先づ「規律正しくあれ」と註文する、今更云ふまでもなく軍隊の生命である、規律なるものが如何に大切であるかは、露軍の最近の瓦解に依て證明せられた、由來米人は呑氣で自由を表する國民である、故に軍隊式規律に束縛せらるゝことは困難である、併し如何に困難であつても、先づ第一に規律を重んずる習慣を付けなければならぬ、今

回の戦争には損害が多い、指揮官を失ふ場合が少くない、其様な場合に最も必要なことは規律である、規律の次に大切なことは實地の機械訓練である、併し米人は一般に教育があり、科學的智識に富んでゐる、故に戦術や戦線に於ける實地活動の方法等を、大なる困難を感じずに會得し得るであらうと思はれる、機械的訓練を習得するには、實戦の経験ある英佛將校の指揮を受けるのが一番よいと思ふ。

二等當選文 (口語体)

米國の新兵を訓練するのに、最も大切なことは身体の壯健さ、規律さ、熱心さの三つである、以上の三つのプリンシプルのうちで最も大切なのは身体の壯健である、云ふまでもなく身体が壯健でなければ、規律と熱心さは望まれない、現代の競争は烈しい、戦争が激しいだけに、身体が壯健でなければならぬ、身体が壯健でなければ、軍人として充分な責任を果したくても果すことが出来ない、オフィス生活を遣り、戶外運動に親しまない米國人の多くは運動不足なる實業家である、故に先づ第一に米兵は身体を壯健にするに努めなければならぬ、第二の心得は規律正しくあれと云ふのである、軍人は上官の命令に絶對的に服従せなければならぬ、命令を受けた時「何故に」と質問しては不可ぬ、如何なる命令にも従はねばならぬ、第三の心得は熱心であれと云ふ事である、電気仕掛の機械的ピアノには生命はない、生きたピアノの奏樂には生命がある、其れと全様に軍人は如何に活動しても熱心の心持がなければ、其活動には生命がない。

一 海 軍

海軍擴張計畫の由來

一九一八年五月四日獨逸潛艇驅逐の目的を以て、シムス中將（米海軍は現在少將を最上級とし、太西洋、太平洋、亞細亞三艦隊司令官に限り、海上勤務中大將旗を掲げ、次席司令官一名は全しく在勤中に限り、中將旗を掲ぐるを得るも、將旗を下すと共に其資格消滅の制度なりしを、大統領は米驅逐艇隊を歐洲出動に際し、全司令長官少將シムスを海軍中將に昇進せり、米海軍に中將を置くはシムスを以て嚆矢とす）麾下の米國驅逐艇隊突如として英國近海に現はれ、星條旗をク井ンスタウン港頭に翻すや、歡迎に出でたる英海軍某將は、シムス中將と握手すると同時に「閣下の海軍は何時より活動を開始し得るか、戰鬥の準備如何？」と質問したり、其れに對してシムス中將は「予の艦隊は直ちに活動を開始し得べし、予等の戰鬥準備既に成る」と返答し、豫て米國海軍の準備の遅々たるを期し居りたる英國將官を啞然たらしめ、英國將官をして米國海軍に對し、推贊の辭を献上せし

めたり、今茲に現在の米國海軍を説明するに當り、物の順序として其由來に遡るの要あり、抑も米國は政黨政治の國なり、故に政府の更迭に従つて其國防方針時に變更を見る、されど米國海軍は大體に於て、海軍參謀會議に依つて、其繼續的方針を策立せらるゝものなり、而して該會議が初めて海軍政策を樹立し、之を海軍卿に提議し以て世界の海軍當局者に警告を與へたるは一九〇三年十一月にして、全方針に依れば千九百十九年までに、戰艦四十八隻を基幹とし、之れに各種の艦艇を附屬せしめて以て米國海軍をして列強海軍中の第二位たらしむるに在りたり、然るに以上の十六年計畫なるものは、未だ超弩級艦出現せざる場合に立案せられ、且つ立案者は軍艦の有効艦齡に就ては、何等の考慮を加へざりしを以て、他日四十八艦方針に一大動搖を見るに至れり、元來米國海軍の第一回擴張案なるものは、海軍參謀會議の腹案なり、腹案なるに其後艦齡問題起り、大統領の改選にて軍備方針の變更行はれ、且つ希臘に軍艦二隻を賣却せるを以て、自然の數として第一方針は大なる變化を見るに至れり、而して一九一四年に突發せる歐洲戰亂は、米國海軍の政策を一變せしむるに至れり、歐洲戰亂に依つて國防上幾多の教訓を受けたる米國は、其海軍を世界の第

二位に置くを以て満足せず、世界列強中の最も強大なる海軍と拮抗し得る大海軍政策を立てたり、即ち千九百十六年の米國議會は、所謂三年繼續製艦計畫なるものを通過し大統領の署名を経たり、同案に依れば千九百十七年度より千九百二十年度までに、戦艦十隻、巡洋艦六隻、巡洋艦十隻、驅逐艦五十隻、航海潜航艇九隻、海防潜航艇五十八隻、其附屬艇艦十一隻を建造すとありたり、而して人員に關しては、正規水兵を七萬四千七名、海軍陸戰隊を五千二十九名に増員し、一旦緩急ある場合大統領は水兵八萬七千に、陸戰隊を一萬七千四百に増加し得ることとなり、昨年度(一九一六年)までの米國海軍擴張計畫は以上の如し、然れば現在の海軍方針並に海軍實力は如何。

戦時の現勢力と大擴張

米國の海軍は所謂三年繼續製艦計畫なるものを基礎として擴張の歩を進め、世界列強中の最も強大なる海軍に拮抗せんとしつゝあり、紐育海軍工廠、紐育造船會社、ニューボート・ニュース造船會社其他の造船場は、日夜新船の建造を急ぎつゝあり、されど米國海軍は未だ擴張の途中にあるを以て、國防協會海軍委員長ウオーカーが會て説明したる如く「目

下の米國海軍は艦艇の威力に於て世界第四、將卒の數に於て世界第五」なり、而して四月二日(一九一七年)大統領が對獨開戦の教書を議會に於て朗讀したる時の米國の海軍力を見るに左の如し。

現役艦隊 △戰闘艦十六隻 △裝甲巡洋艦三隻 △一等巡洋艦一隻 △二等巡洋艦二隻 △三等巡洋艦十一隻 △驅逐艦五十八隻 △小型驅逐艦四隻 △潜航艇三十七隻 △運送船三隻 △砲艦十八隻 △燃料船二十四隻 豫備艦隊 △戰闘艦十八隻 △裝甲巡洋艦六隻 △一等巡洋艦三隻 △二等巡洋艦一隻 △三等巡洋艦三隻 △驅逐艦 八隻 △小型驅逐艦二隻 △水雷艇一隻 △砲艦二隻 補助艦隊 △驅逐艦二隻 △小型驅逐艦一隻 △潜航艇三隻 △水雷艇十隻

右の中豫備艦隊及び補助艦隊は、開戦と同時に戦闘準備成り、命令あり次第數日以内に活動し得るものなり、猶は當時建造中のもの及び建造と確定せるものは左の如し。

△弩級戰艦十五隻 △戰闘巡洋艦六隻 △偵察巡洋艦十三隻 驅逐艦五十七隻 △潜航艇百一隻 △砲艦二隻 △燃料船四隻 △運送船二隻 △病院船一隻 △砲彈搭載船二隻

猶は一九一七年一月一日に於ける米國の海軍力は

△各種艦艇三百隻 △將校四千五百 △海兵六萬八千 △海軍根據地造船所海兵訓練所百三十 △海軍造船所雇員三萬五千

なりしもの、全年末には

△各種艦艇千隻以上 △將校一萬五千 △海兵二十五萬四千 △海軍根據地造船所海兵訓練所三百六十三 △海軍造船所雇員六萬以上

と云ふが如き急劇なる擴張發表を遂げたるに係はらず、猶ほ此上三百萬噸の大海軍、一千萬噸の船舶を建造して、大規模に討獨の事に従ふべく決心せり、一九一九年歳出豫算に表はれたる即ち二百四十億弗と云ふ空前の大豫算中、海軍省の要求に係る五十億弗は、實に此大擴張を遂行せんが爲めなり。

沿岸防禦——警備區域

大統領は四月六日(一九一七年)を以て對獨開戦を宣言するや、豫て海軍各部門に戰闘準備を命じ置きたる海軍卿ダニエル氏は全日午後四時五分を以て海軍動員令に署名し、海軍々務局長ベンソン少將は、全國の各艦隊海軍根據地へ戰闘準備の命令を發したり、開戦と同時に海軍省が第一着手として開始せる活動は、獨國の潛航艇及び海賊船の襲撃に對する準備と獨探の陰謀に對する警戒にして、海軍省は豫て桑港ユニオン鐵工場、外二造船所に註文し置きたる速力三十哩の潛航艇驅逐用の艇船二十四隻の建造を急ぎ、別に潛航艇驅逐

に使用し得べき民間大型モーター・ボートの現在數を調査し、海軍に使用し得べきモーター・ボート約五百隻を發見したり、海軍省は急造驅逐艇及びモーター・ボートを以て所謂モスキート艇隊なるものを組織し、沿岸防禦に充つことにせり、敵海軍の襲撃に對して最も警戒を要すべき大西洋沿岸メーン州のイーストポートより、墨西哥灣に至る間を八區に別ち各區に警備艦隊を配置し、殊に巴奈馬運河の警戒を嚴にしたり、獨探を警戒し海軍の機密の漏洩を防ぐ爲めに、私設無線電信の使用を禁じ、海軍通信用の海底電信及び無線電信の統御を海軍省に移し、通信檢閲法を嚴重に勵行する事としたり、又海軍卿は更に

△ケンネベック河口二哩 △ホストン二哩 △ボーツマウス二哩 △ニューベッドフォード二哩 △ニューポート二哩 △モンタークポイント二哩 △紐育灣十哩 △テラウエヤ河口二哩 △チエサビク灣四哩 ▲ウイルミン
トン五哩 △サバナ十哩 △チャールレストン六哩 △ベンサコラ六哩 △キークウエスト六哩 △モビレ六哩 △ガ
ルバストン五哩 △サンデーゴ二哩 △コロンビヤ河三哩 △オーチャード灣二哩 △桑港四哩 △ホル、九哩
の全國主要港灣に警戒區域なるものを設け、海軍國防方針を合衆國々防協會に、潛航艇驅逐策並に海軍機關の新發明をエヂソン氏を主とする海軍諮問委員會に委ぬ、國防協會並に諮問局は夫々全力を擧げて活動し、エヂソン氏外數名の發明家は、有力なる潛航艇驅逐法

を發明したりとの事なるが、未だ其内容は發表さるゝに至らず。

聯合國海軍と協同作戰

以上述べ來れることは、主として米國海軍の戰時勢力及び沿岸防備に關する事項なるが、米國海軍の海外に於ける活動は如何、米國海軍が開戦と同時に、主として海軍の戰時編成並に沿岸防備に全力に注ぎ、歐洲方面の活動を第二位に置きたるは、米國海軍の戰闘準備全からざると、歐洲と米國との間に太西洋横はるとに原因するものならんか、曩きに協同作戰に就て米國當局者と協議すべく渡米したる英佛特使は、米國海軍の聯合國海軍との協同活動策を立て、其の後九月(一九一七年)日本特使石井菊次郎氏との間に、日本海軍の全太平洋警備と共に、米國は太平洋艦隊並に亞細亞艦隊全部を撤し、之れを太西洋に集中し、米國實戰參加の結果、艦艇の必要切迫する同方面の戰務に従ふべき協定成り、更に其後十一月巴里に聯合軍の重要會議開催されたり、發起者は米國にて其主たる目的は、此會議に依つて聯合國の軍事的協同團結を一層鞏固にし、作戰計畫を統一し、米國の兵力及び富源を最も有効に使用せんとする重要軍事會議に在れば、今茲に倫敦に於て發表せられたる各

委員會の報告を左に掲ぐべし。

聯合國軍事會議各種委員が、決議せる詳細なる事項は、軍事の秘密に屬するを以て、茲に發表せられず、各委員は決議事項の大略のみ左の如く報告す

經濟の部 聯合軍事會議中の佛國藏相を委員長とせる經濟委員會は、聯合國の各種の戰時經濟問題を審議し、次の如き結論に達したり、曰く聯合國代表委員中の經濟部委員は協同一致の實を擧ぐる爲めに定期會合を催ふし、各國の國債の償却調節及び交換の方法に就き審議するに決したり、又聯合國が富源を適當に使用し、富力を適當に分割し、有無相通すと決議したり

軍器彈藥 聯合國代表員中の軍器彈藥委員會は、各國の軍器彈藥製造の狀態を審査し、聯合國が最も有利に軍器彈藥を製造すること及び製造の重複を避くる方法を立てたり

船舶の部 聯合國代表員中の輸入及び海上運輸に關する委員會は、海上運輸並に船舶供給の共通のプログラムを立つるを目的とする聯合機關を組織し、船腹補充の爲めに

富源を充分使用し、且つ出征米軍輸送の爲めに出來得る限り多大の船腹を調達する爲めに輸入を適當に制限するの決議案を通過したり

封鎖の部 封鎖部委員會は、主として白耳義及び北部佛國の戰爭罹災民の救助方法及び聯合國の戰時食料政策に就て討議したり、同委員會は米國が委員を選定して瑞西に派遣し、白耳義及び北部佛國戰爭罹災民救助に就き、瑞西當局と交渉すること、聯合諸國及び中立國の食料生産を奨励し、米國政府の立てたる方針に依つて、食料の分配及び經濟を謀ることゝしたり

海軍の部 聯合各國代表員中の海軍委員は、十一月二十九日佛國海軍省に會合し、佛國海相を議長として、聯合海軍の協同作戰に就き協議したり、聯合各國中の海軍國の代表員は、最高陸軍會議と同性質の最高海軍會議を組織するの決議案を通過せり、右の最高海軍會議は代表的國家の海相及び海軍省幹部を以て組織せらるべく、歐洲より遠隔の地に在る米國と日本とは、其政府に依つて任命せられたる代表委員を之れに参加せしむべし、聯合最高海軍會議は聯合國の海軍協同作戰の方法を立つるを其目的とす。

巴里聯合軍事會議に列せる米國特使團長は、大統領ウイルソン氏の國際問題に關する顧問役にして、今次の平和會議に列せる米國特命全權大使の一人ハウス大佐なり、即ち大統領の智囊、懐小刀、片腕、秘密の人として傳へらるゝハウス大佐は、抑も如何なる人物なるか、人物月旦を以て得意とする評論雜誌フォーラムの記者エドウィン・ワイルドマンが、同誌十二月號（一九一七年）に『疑問の人—ハウス大佐』なる題目の下に全大佐を解剖せる一篇を左に引用して、今茲に之れを補ふことゝすべし。

世には名を出さず大業を遂ぐる者あり、又新聞に絶えず名を出されても、毫も其正體を現はさざる者あり、今茲に解剖せんとするハウス大佐も、斯の如き種類に屬する人なり、世人は大統領ウイルソンより講和談判に際して重要な書類の蒐集を托せられ、來るべき講和會議に際して米國の全權講和委員たるべきハウス大佐——先日巴里に開かれたる聯合軍事會議に米國代表委員長として佛國へ赴き、目下歸國の途にあるハウス大佐の名を知るも、未だ其正體を知らざるなり、世人はハウス大佐なる人物が、大統領の最高顧問役たることを知るも、未だ彼れの正體を知悉せざるなりと冒頭し、世界各國の大人物の大部分が

腰巾着を有し、顧問役を有し、相談相手を有するが如く、歴代の米國大統領は夫々有力なる相談相手を有したり、例へばマツキンレーはハンナを顧問役とし、ルーズヴェルトはウッドを相談相手とせり、ルーズヴェルトはウッドを指して「之れは私の鼻垂時代からの親友である」と云ひ、ルーズヴェルトの耳に入るべき話を持つ者は、ウッドにさへ話せば必ずルーズヴェルトへ傳へられたるものなり、又ハリソン大統領はヘーを、クリーヴランド大統領はホーンブューアーを腰巾着とし、而してウイルソンはハウスを懐小刀と倣せり。

以上掲げたる大統領と其顧問役との關係は、ウイルソンとハウス大佐との關係よりも薄し、ハウス大佐はウイルソンの智囊なり、唯一の親友なり、彼れはウイルソンの要求を透視して、ウイルソンに必要な智慧を與ふるものなり、内閣員其他の人選はハウス大佐の眼識に依つて決定さるものなり、彼れはウイルソンが「此事件に就て君は何と思ふか」或は「君の意見は如何」若くは「君の判断は如何」と、安心して質問を發する唯一の親友なり、ハウス大佐が「ノー」と答へば、ウイルソンも「ノー」と云ふ、其政策なり言論なりが世界を動かすウイルソンを動かし、現下世界の元首中最も重要なる位置を占むるウイル

ソンより、斯の如き重厚なる信用を得つゝあるハウス大佐とは如何なる人物なるか、非公式の特命全權大使として、先年歐洲交戦各國を歴訪したるハウス大佐とは如何なる人物なるか。

米國紳士録はハウス大佐を如何に紹介する、本年度の「フーズ・フリー・イン・アメリカ」には次の如く有り。

エドワード・マンテル・ハウス——出生一八五八年七月二十六日、テキサス州ヒューストン、學歴——一八七七年ホ
ブキンス・ケランマー・スクール卒業、一八八一年カーネル大學卒業、民主黨の有力者なれど、未だ曾て何等候補者
に立ちたる事なし、一九一五年及一九一六年に大統領の代表者として歐洲歴訪、番地——テキサス州オースチン
唯之れのみを以ては、ハウス大佐の正體を知る能はず、彼れが如何なる理由に依つて、ウ
イルソンの顧問役に擧げられたるか殆ど捕捉するだも難し、ウイルソンとハウス大佐との
間に關係ある事、ウイルソンがニュー・ジャーシーの知事たりし一九一二年の交、兩者の間
に往復されたる文書に依つて、始めて世に傳へられたり、然れども何れが最初に發信せる
やは素より知るを得ず。

一九一二年民主黨大會が、大統領候補者としてウイルソンを推舉せる際、ハウス大佐は

既にウイルソンの帷幄の裡に參し居りたり、紐育の新聞紙上ハウス大佐の名を發見し始むるに至りたるも亦た其頃なり、當時彼れは紐育に居をトせり、而して民主黨大會終りウイルソンの大統領當選後間もなく、紐育の新聞はハウス大佐に就て次の如き報道を掲げたり。

イーヴニング・ポストハウス大佐イースト第三十五街の邸に大統領を招待したり
紐育ヘラルドハウス大佐は閣員選定の任に當る由

紐育ウォールドテキサス出身にして、紐育に住するハウス大佐は、大統領ウイルソン氏の親友なりと噂せらる

外二三の新聞は、ハウス大佐に就て幾分のスペースを割きたるが、紐育一流の新聞記者と雖もハウス大佐の人物や經歷を知らず、彼れと大統領との關係の内情を知らざりしより、彼等は今に至るも猶ほハウス大佐の正體を見出すに苦るしみつゝあるなり。

大統領ウイルソンより絶大なる信任を受け、國政變理の大任を授けつゝあるハウス大佐の人物風采は、如何との質問は諸處に起りつゝあり、彼は一見平々凡々たる普通人と異なるなく、何等の特徴をも有せざるなり、普通のジョンや、ジョーヂと幾分異なる處は、彼の顔面筋肉が緊張せる點に在り、彼の風采は彼れが裕福なるビジネスマンたることを語るのみなり、彼れは特徴を有せざるだけ、彼の姿は面會者の記憶に永く止まらざるな

り、米國紳士録に彼れは一八五八年誕生とあれば、今年五十九才の老人にて、ウイルソンより三才の弱齡なり、ハウス大佐はテキサス州オースチン銀行家の一子にて、コーネル大學出身、一八八一年全大學卒業後間もなくオースチンのルーリー・ハンターと云ふ女と結婚し二女を擧げたり、女は二人共他に嫁せり、彼れはテキサスを中心とし、農園、銀行、鐵道業に投資、巨萬の富を作りたるも、未だ曾て重役又は支配人となりたることあらず、彼れは何故か自己の名の世に顯はるゝを好まず、彼の財産に就ては或者は二千萬弗と云ひ、或者は五百萬弗位ならんと、態々他人の懷中工合を測量する好奇家あるも、實際は二百萬弗位なるべし、彼れは『己れは之れ以上金が欲しくない』と高踏して、極めて質素なる生活を送りつゝあり、彼の唯一の道樂は政治なり、彼れはテキサスに於ける民主黨の領袖なり、寧ろ策士なり、彼れは永年政界に活動せるが、未だ曾て一回も候補者として立ちたることあらず、數年前ハウス大佐が未だ紐育に出現せず、テキサスの政界に暗中飛躍を試みつゝありたる頃、彼れの名はテキサス以外には知れ渡らざりし、テキサスの操觚者界も未だ能く彼れの人物を知悉する處あざりし、然れどもテキサスの記者連は、ハウスの應援

せる候補者が不思議にも必ず當選するものなることだけは知悉し居りたり、一九一二年ウイルソンが首尾克大統領候補に擧げられたる時、民主黨大會の開催地バルチモーアへ出張せる紐育の記者連は、ハウスがウイルソン推薦に盡力せりと聞き、ハウスに面會して『私の社で次の日曜附録に、貴下の物語を出さうと思ふのですが、怎麼でせう』と談話を求めたる時、ハウスは『何卒、私の事を新聞で書かないで下さい、私はテキサスの一市民であつて、唯だウイルソン氏の當選に少しばかり骨を折つただけである、私は世間に名を出さうとか、又は政界に勢力を得やうとか云つた野心を少しも有たない、唯だウイルソン氏が大統領になれば、米國で幸福であると思つて奔走しただけである、新聞に名前を出されることは眞平御免である』と答へて記者團を撃退せり、斯の如くして彼れの正體は、今猶ほ中央政界及び新聞記者界の謎となり居れり、ウイルソンが一九一二年始めて白聖館の主人となりたる時、世間より不思議がられたるハウス大佐は、ウイルソンが閣員を選定する時も、議會の教書を起草する時も、絶えずウイルソンの蔭に隠れて、ウイルソンに忠告を試むとの噂が傳へらるゝと共に、益々謎の人となるに至れり、世人はハウス大佐が入閣し得

る資格を充分具しながら入閣せず、絶えず姿を隠し居れるを不思議とせり、ウイルソンが一昨年と昨年非公式大使として、歐洲各國へハウス大佐を派遣せる時も、先日ハウス大佐に講和談判の材料の蒐集を托せる時も、亦た今回特使團長として巴里聯合軍事會議へ差遣せられたる時も、米國の新聞は單に事實のみを報道し、ハウスとウイルソンの關係并にハウスの人格に就て、何等報道する處あらざりし、今日のまゝ行けばハウス大佐は『ウイルソン大統領の親友であり、最高顧問である』といふ以外、何事も世間に知られずして永久「謎の人」「秘密の人」として残るのみならん。

海軍の戦績

叙上の如く米海軍の部署并に任務は決定せり、然れば米海軍は今日まで何を爲したりやと云ふに、開戦勿々南加州サンデーゴ沖合に於て、軍器砲彈を搭載せし一隻の密輸入船スクリーナー船を拿捕し、二萬五千挺の小銃及び四百五十萬ラウンドの彈藥を沒收したると、四月十七日紐育南方百哩の海上に於て、巨鯨を獨潜航艇と見誤まりて、獨艇愈々米海を封鎖せりとまで、一時米國民を震駭せしめたることあると（當時の公報に曰く、米國海軍省

は十七日未明獨逸巨型潜航艇一隻紐育南方百哩の海上に現はれ、同海附近警戒中の米國驅逐艦スミス號に發砲したる後、水を潜りて其行衛を晦ましたる旨發表したり、附記、當時未だ米國近海に獨艇出沒の形跡なく、鯨や海軍演習用の筏が米國海軍々人の目に、獨艇と見誤られたるものなること、後に至りて判明せり、前太平洋郵船會社船にして、目下米英國の航路船たる武装船モンゴリヤ號は、四月十九日午後五時二十分英國へ向け航行中、約一千碼の距離に現はれたる獨潜航艇を撃沈したると、及び八九兩月に跨り、布哇より南方約二千五百哩、日本が占領せるマーシャル群島より東南約三千哩の海上に、根據地を有すと稱せらるゝ、太平洋出沒中の獨海賊船狩に従ひたるとより、未だ何等目覺ましき活動ありたるを聞く處あらず、唯だ英國首相ロイド・ジョージ氏が、曾て議會に於て『獨潜航艇の活動鈍りたる原因の一は、米國海軍の活動なり』と報告せるのみ。

米國海軍の一隊が英國近海に、其一隊が太西太平洋兩洋の米國近海に、及び其大部隊が出征米兵運送船の護衛に任じつゝあるは云ふまでもなきが、獨塊兩海軍艦隊が聯合國艦隊に壓伏せられて、現在の如く袋中の鼠全然たる有様にては、如何に精銳なる米國海軍を以て

すると雖も、現に佛國戰線上偉大なる戰鬪能力を發揮しつゝある陸軍の如き力量は、到底期待し能はざる處なるべし、實戰に際しての米國海軍の眞價は、之れを他日に徴するの外なし。

戰後に於ける米國海軍は大擴張を斷行する決心なりしも、國際聯盟の成立は大海軍の設置を不必要ならしむるに至り、海軍省は前議會に希望せる海軍大擴張案を捨て、一九一六年計畫せられたる三年豫定の小規模擴張案（戰鬪艦六隻建造案）を採用することに決し、全時に太平太西二洋の海港を均等にすべき、所謂二洋均等主義の實現を見ることとなり、旗艦ニュー・メキシコ以下太平洋艦隊の威力を次の如く定めたり。

戰鬪艦 ニュー・メキシコ（旗艦） 弩級戰鬪艦ワイオミング、アーカンサス、ニュー・ヨーク、テキサス、アリゾナ、アイダホ、ミスシッピ、ヴァージニア、ニュー・ジャージー、フォードアイランド、ネブラスカ、ベルモント、巡洋艦 シヤトル（旗艦）、シカゴ、クリーヴランド、デンヴァー、タコマ、マープルヘッド、マシアス、ピツクスバーク、モンタナ、ノースカロライナ、ビユーエプロ

此外驅逐艦及び砲艦を合して百八隻なるが、此外最新式潜航艇は十四隻にして、水雷敷設艦二隻、水雷搜索艦十二隻、病院船二隻、修繕服務艦一隻、補助三隻なり、尙ほ太西洋艦

隊は依然としてペンシルヴァニア旗艦たり、以上の太平洋艦隊はロドマン提督指揮の下に七月十九日（一九一九年）オールド・ポイント・コンフォートを抜錨し、九月一日（最初の豫定は八月十五日なりしも、大統領の西下延期となりし爲め變更さる）舳艫相啣んで桑港に到着せり。

米國軍備大擴張策

講和會議に於て軍備縮少論あり、米國實に之れが提議者たり、然るに米國は何が故に海軍を擴張し、今亦陸軍の大擴張を行はんとするや、是れ洵に著目すべき問題にして、就中日本國民の注意を促がすべき所たり、其所謂大擴張策たる全國壯丁強制軍事訓練案は、上院は前上院陸軍委員長にして、オレゴン州選出の民主黨議員チエムバーレン氏に依り、下院は下院陸軍委員長にして、加州選出議員カーン氏に依り、上下兩院全時に提出されたり、右の兩議員は何れも議會の古顔にして勢力あり、カーン氏は多年ルーズヴェルト氏と共に、強制軍事訓練の必要を力説し來り、歐洲戰亂前議會に強制軍事訓練案を提出せるこ

とあり、後又渡佛し戰線を視察せり、今回議會に提出されたる壯丁強制軍事訓練案は、平時多數の壯丁に軍事訓練を施して（一）一旦緩急ある場合に之れを國防に使用すること（二）米國の青年の健康を増進し、且つ青年に規律的生活の習慣を與ふることを以て其目的となす、其内容左の如し。

- 一 米國市民及び市民權獲得の希望を申立てたる市民となり得べき在留外人の男子は、十八才に達せる際必ず登録し、六ヶ月の軍事訓練を受けざるべからず、右の壯丁は十八才乃至二十才中に右の軍事訓練を受くべく、本人の希望に依り陸軍又は海軍何れにても宜し
- 二 在留外人壯丁は軍事訓練を志願し得べし、但し訓練を忌避する外人は、市民權獲得權を剝奪せらる
- 三 英語を解せざる者は、三ヶ月の豫備訓練を受くべし
- 四 訓練中總ての壯丁は、在留地より軍營に至る旅費、被服、起居所、食料、醫療を給與せらる、外に、毎月五弗の手當を給與せらる
- 五 三ヶ年以上の軍事訓練を受けたる豫備將卒及中央政府、州、郡、市町村の吏員は軍事訓練を免除せらる、軍事訓練に堪へざる体格を有するもの及低腦者も免除せらる
- 六 軍事訓練を受けたるものは、五ヶ年間毎年三週間の軍事訓練を受く
- 七 米國を四つの軍區に分ち、十二個以上の軍團を置き、各軍團に少くとも一個師團以上の軍事訓練壯丁師團を設く

八 一旦變急ある場合に軍事訓練を受けたるものは直ちに召集せらる。次に軍事訓練を受けざる十八才乃至四十五才の男子も召集せらる。

九 大統領は軍事訓練壯丁登録令を發するの權能を有す、之に應ぜざるものは、一萬弗以下の罰金を課せらる。

右の案は米國軍事訓練協會の立案なるが、超えて陸軍省は別に議會陸軍委員會を通じて陸軍省立案の軍事訓練案を提出せり、此陸軍省案はカーン、チエムバーレン兩氏案と内容少しく異なり、米國陸軍常備軍人員を五十一萬より、戰時軍事員を百二十五萬とし、百二十五萬より五十一萬を差引きたる七十四萬を以て豫備軍となし、豫備軍は歩兵二十個師團、騎兵一箇師團を以て成り、軍事訓練を受けたる壯丁を以て成る、陸軍省は毎年十九歳の壯丁の登録を行ひ、之れに三ヶ月の軍事訓練を施す、登録方針は戰時壯丁登録方法と略ぼ同一なりとなすに在り、兩者共戰時徵兵令の採用及び一般國民軍事訓練の必要に關しては、毫も意見に扞格なく、唯兵數上に於て見解を異にする次第なるを以て、政府は妥協の有利なるを認め、爾來種々交渉中なりしが、最近三十萬人となし、十九才に達したる男子に對しては六ヶ月間軍隊に召集して軍事的訓練を施す事に妥協成立したりと云へば、當然該案の議會

通過を見るに至るべし。

(註) 毎年十九歳に達する男子の數は約六十萬なり

陸海軍人の保險法と家族並に遺族扶助法

米國の出征軍人保護法に依れば(一)大藏省内に軍人保險局なるものを設け(二)出征軍人は千弗毎八弗の保險料を拂ひ(三)別に軍人の俸給より一定の金額を割きて家族扶助料の一部に充て(四)死傷者及び其遺族に恩給金を給すとの四項目に區別されあり。

出征軍人は毎月俸給の中より十五弗づつを出して家族扶助料に充てざるべからず、若し其額が家族を扶助するに足らざる場合は、政府は家族の數に應じて、其足らざる處を補ふこととなり居れり、即ち妻のみの場合には毎月十五弗、妻と子供一人の場合には二十五弗、妻と子供三人の場合には、三十二弗五十仙、子供三人以上の場合には、子供一人に付毎月五弗づつ支給し、又た妻がなく子供一人の場合には毎月五弗、子供二人は十二弗五十仙、三人は二十弗、四人は三十弗、四人以上の場合には一人に付き各々五弗づつ支給し、又た

扶養の義務ある両親に對しては各々十弗づゝ支給される、但し十八才以上の子供は獨立して生活し得らるゝ理由の下に、此恩典の中より除外せられあり、併し十八才以上の子供と雖も、不具の場合には十八才以下の者に對すると同様の扶助料を下付さることゝなり居れり。

戦死者の遺族には軍人保険金の下付あり、保険金の最高額は一萬弗なり、戦死者の遺族の扶助料は妻は毎月三十五弗（但し再縁の場合は此限にあらず）、妻と子供一人とは四十五弗、妻と子供二人は五十二弗五十仙、子供三人以上は一人に付き五弗づゝの割、妻がなく子供のみの場合には子供一人二十弗、子供二人三十五弗、子供三人四十五弗、三人以上は一人を増すごとに五弗づゝ下付さるべし。

戦争にて負傷し生活費を得ること能はざるまでの不具者には、次の如き割を以て生活費の下付あるべし（一）獨身者は毎月四十弗（二）妻のみの場合は五十五弗（三）妻と子供一人は六十五弗（四）妻と子供二人以上ある場合には七十五弗（五）妻がなく子供一人の場合には五十弗、子供二人の場合には子供一人に付十弗づゝの割（六）夫に死なれた獨身の母を持つ者

は、以上の外に母の扶助料として毎月十弗づゝの支給を受くる者なり。

召集外人市民權賦與

此外召集外人壯丁に市民權を賦與するの法あり、右は米國開戦當初歸化を申請し、又は第一歸化證を得たる外人壯丁にして、米國に召集せられたる者及び未だ召集されざる者に適用せらる、一昨年（一九一七年）の第一回壯丁召集に際して、召集令を受けたる外人の数は四十五萬七千七百三名にして、其中七萬六千五百四十五名は體格検査其他に合格して入營せり、又右の中十八萬四百六十一名は第一歸化證を獲得せるものにて、其中四萬六千七百三十二名は合格召集せられたり、米國政府労働省歸化局は各地の壯丁兵營及び出征米軍本部を通じて、新法令を外人壯丁に説明し之れに歸化證を與へ、次に未だ召集せられざる外人壯丁に歸化證を與ふる筈なり、因に召集せられたる外人を區別すれば、聯合國人四萬九千二百六名、中立國人一萬二千二百六名、澳洪人一萬一千二百三十三名、獨逸人九百二十八名、獨逸同盟國人千九百二名なり。（以上一九一七年九月五日召集當時の報告に據る）

一 外人壯丁徴集問題

最後に述ぶべきは外人壯丁の徴集問題なり、英、佛、伊の聯合三國は米國と壯丁相互徴集條約を訂結せる結果、其等本國出產の者にて米國の市民たる意思を表示せざるものは、本國に歸還して本國の兵役に就くか、否らずんば米國に止まりて米國の召集に應ずるか、本人の希望次第にて何れとも可なることとなり居れるが、日本人は日本通商條約に依り、開が改訂なき限り縱令米國に居住するも、米國の兵役に就くの義務を有せず、其代り縱令日本人たるも米國出生の者は、當然米國の市民權を享有し、米國市民として取扱はるゝ者なれば、免除令に依る以外日本人たるの故を以て、兵役の義務を免かるゝを得ず、但だ茲に一の除外例とすべきは、市民權なき即ち本國出生日本人の志願就役なり、前に述ぶるが如く此場合には、召集外人壯丁待遇法に依り、當然市民權を賦與さるべきものなり、因に米軍に召集せられたる日本人壯丁は、米大陸及び布哇を通じ、志願兵共無慮二百名と註せらる。

一 歸還兵士に對する職業授與の恩典

茲に米國の深憂とする處は、歸還兵士の職業問題なり、大統領は之れに關し十二月二日（一九一八年）開會の議會に於て、朗讀せる教書中に大要次の如く述べたり。

戰鬪の終熄を告げて後三週間、此間に於て平和状態に還るべき過程の進捗が、如何に迅速なりしかは眞に驚嘆に値するものなくんばあらず、此の道程に徴すれば今後人々の爲め、何等の調査機關を供ふるを要せず、何等の幫助を爲すを要せざるを思はしむ、之れを指導せんとするも容易ならずして放任するに如かざるべく、米國實業家は創思專行に敏速なるの長所を有す、然りと雖も普通の個人的創思專行の制は、我が歸還兵士の爲めに迅速職業を授くること能はず、訓練を経たる能力の所有者、熟練なる職工、確實に就職の途を有する者、直ちに農地に赴くの決意を有する者等、凡て自己の才能を認めらるゝか又は雇傭主の待構ふる者は、其地位又は職業を得るに困難を感せざるべし、然れども歸還兵士の中には彼等の就職の爲めに助力を與へざれば、生活の途に困惑する者も定

めて之れあるべし、異常なる勞力過剰は恐らく避け得ざる現象なるべけれども、之れを自然の成行に放任するは非なり、故に予の觀る處にては腕に覺なき勞働者の爲めに機會を作るべく、各種の公共事業を發達せしめ、我が國の土地と富源を從來吾人の敢てする勇氣なかりし程度に開發せしむるの策を建つるは正に今日の急務に屬す、此點に就き予が特に諸君の注意を乞ひたきは、内相が不毛の土地を開拓せんが爲め、年表に依つて發表すると共に、議會委員の前に提案したる實際的計畫なり、若し各州にして此計畫を助けて其爲すべき所を爲さば、三億エーカーの土地を開墾し得ん、西部のみにて現在不毛地なるも、方法宜しきを得ば之れに灌漑の便を與へ得る地域千五百萬エーカー乃至二千萬エーカーに及ぶといふ、又山林を切開きて而も未だ開墾の法を講せず、荒廢の儘に委したる地域約二億三千万エーカーありて全國に點在す、更に又沼澤地として放棄せらるる地區、時に洪水の厄に會する地區、及び牧畜以外用を爲さざる程度の濕潤せる地區にして、之れを乾燥し保護し開發し得る望み十分なる土地八千萬エーカーあり、議會は内務省に委任されたる計畫、經費を擴大にせば、不毛地開拓の爲めに多數の歸還兵士を使

用するの權限を有す、我が國農地の處理を適當にせば、自分を助くるに懶惰ならざる人士の爲め最良の機會を與ふる地方乃至農業の開發必ずや可能なり、而して我が内務卿は諸君の賛同を促し得るの方法を講ずるに於て成案を有せり。

即ち歸還兵士の農地開發利用に在りて、獨り歸還兵士に失職の患なからしむるのみならず、亦た實に國內産業發達の上に於ても極めて必要な措置に屬す、米國政府は今や此方針の下に着々歩を進め、種々の機關を通して之れが授職の方法を講じ、好成績を擧げつゝあるは正に龜鑑とすべき所なり。

一 赤十字の功績

「吾人は報酬を求めざる社會奉仕を爲さるべからず、赤十字に献金し、赤十字事業を援助する事は一大社會奉仕なり、予は諸君が赤十字に献金し、米國市民の仁慈と、救済と、友誼との精神を明かにせられん事を希望す」

とは、大統領ウィルソン氏が六月十七日(一九一八年)夜、紐育メトロポリタン・オペラ・ハ

ウスに於ける赤十字資金募集會に於て獅子吼したる聲明なり。

米國赤十字社は、歐洲戰事開始後間もなく交戰國負傷病兵及び戰爭罹災民に對して救助事業を開始し、一九一四年夏より翌年一月迄に、病院材料品食料品及び救恤金として、約二百五十萬弗だけのものを歐洲交戰團體へ寄與せり、然れども大統領より『嚴正中立を守る様に』との注意ありし爲め、自然充分なる活動を見るに至らざりし、然るに米國開戦後、米國の赤十字社は所謂戰爭本位の活動に着手し、大統領に依つて米國赤十字委員長に指名されたるモルガン商會の重役ダヴィソン氏は、他の委員と共に大々の活動を開始し、外に大統領夫人を始めとし華府團員の夫人達は、米國婦人俱樂部其他の婦人團體と協力し、傷病兵用の綑帶や、病衣や、パヂャマ等の製作に従事せり、左に米國赤十字の過去一ヶ年の事業と其成績とを、華盛頓赤十字本部の發表に依る報告を掲げて、其一斑を窺ふの資とすべし。

大統領ウイilson氏は米國赤十字總裁として、昨年(一九一七年)米國が參戰すると間もなく、委員七名より成る赤十字戰時委員會なるものを組織し、モルガン商會のダヴィ

ソン氏を其委員長に任せり、大統領は赤十字の戰時資金を得るの爲め、昨年六月十七日を以て始まる一週間を、第一回赤十字資金募集週と定め、資金一億弗を募集せり、米國參戰當時の米國赤十字社員の数約五十萬なりしが、昨年暮までに約二千三百萬に増加し、開戦當時の支社の数は、僅かに五百六十二に過ぎざりしもの、昨年のクリスマスまでに三千二百八十七に増加せり、本年(一九一八年)二月中旬のリンコン及華盛頓の誕生日祭に、全國の學校生徒を以て成る青少年赤十字社なるもの組織せられたり、米國赤十字は戦地及び内地に於て目覺ましき活動を行ひつゝあり、海外に於ける活動の中、最も顯著なるは佛國に於ける活動なり、米國赤十字の昨年五月十日より本年四月末日までの支出總豫算は、七千七百七十二萬一千九百八弗にして、其中三千九十三萬六千三百三弗は、佛國に於ける費用として支出せられ、目下佛國の戦線及び内地に於て活動しつゝある米國赤十字員の数約三千名なり、而して其大部分は自分費用を支辨しつゝある篤志家あり

米國の赤十字は、陸軍部と市民部とに區分され、陸軍部は佛國戦線に三大野戦病院と、

十二の小野戦病院とを經營しつゝ、ある外、聯合軍野戦病院三千八百に對して、醫藥綑帶等を供給しつゝあり、米國の佛國戰線小野戦病院は近々中に十二より四十に増加さる、筈なり、以上の野戦病院は過去一ケ年間毎月平均七十萬の聯合軍及び敵軍の負傷病兵を救護し、巴里に於ける米國赤十字病院は、本年四月までに約三百萬の負傷病兵を收容せり、在佛米國赤十字の市民部は、主として戰爭に依つて家を失ひ、或は瑞西を通過して本國へ送還せらるゝ獨軍占領地よりの佛國市民に衣食住を供給しつゝあり、米國赤十字は佛國の外に、伊太利、白耳義、英國等に於ても、負傷病兵及び戰爭罹災民を救護しつゝあり、米國赤十字は開戰以來本年四月までに、伊國に於て救護費三百五十八萬八千弗を消費し、白耳義に於て二百八萬六千弗を消費し、英國に於て三百七萬八千弗を支出し、塞耳比戰爭罹災民の爲めに八十七萬五千弗、羅馬尼に二百六十七萬六千弗、露西亞に百二十四萬三千弗を支出せり、尙ほ米本國に於ける本年四月までの支出は、六百四十五萬一千弗に達し、スエター、靴下其他の日用品總額三百五十七萬六千弗に及べるものを米陸海軍に寄與せり、内外に於て活動しつゝある米國赤十字看護婦の數は約一萬九千

名なるが、本年中には三萬五千名に達する筈なり、云々。

以上は唯だ米國開戰僅かに一ケ年に於ける功績のみ、嗚呼亦た偉ならずとせんや。

大統領ウイルソン氏は、米國赤十字資金募集運動開始日、即ち六月十七日夜紐育メトロポリタン・オペラ・ハウスに於ける同演說會に於て、『米國は勝利を獲得する爲めに犠牲を惜まず、或論者は米國は五百萬の軍を歐洲へ輸送せざるべからずと論じたるが、米國は出征軍數に制限を置かず、船腹の許す限り幾百萬人にても歐洲へ輸送する覺悟なり』と聲明せり、演說の要領左の如し。

當面の二大責務 吾人當面の二大責務は(一)戰爭に於て勝利を獲得すること(二)米國の勢力の真相と米國の戰爭目的の真相とを示しつゝ、一大勝利を獲得することなり、吾人は其等の責務を全ふする爲め努力せざるべからず、予は識者が米國は五百萬の大軍を歐洲へ派遣せざるべからずと聲明せりと聞く、何故出征軍數を五百萬に制限するや、米國は戰爭の目的を達する爲めに出征軍數を制限せず、船腹の許す限り莫大なる軍隊と軍需品とを歐洲へ派遣するの決心なり、故に予は議會に無制限に軍隊を養成するの權能の

賦與を求めたり

極力露國を應援 敵國は吾人に幾度も講和を提議したるが、予は之れを研究したる結果、彼等が誠心誠意を有せざる事を發見したり、予は彼等が領土擴張の野心を充たさんとし、露國に於て自由手腕を振はんとしつゝあることを發見せり、吾人は講和に際して敵國が西部方面の諸問題をのみ解決せんとし、東部方面即ち露國方面の諸問題に觸れざるを許さず、吾人は敵國が露國を侵略するを傍觀する能はず、予は佛國を應援すると同時に、露國をも極力應援せんと欲す

米國は私慾絶無 若し獨國が米國は自國の爲めにのみ犠牲を出し、戦闘を行ふものと思はゞ之れ大なる誤なり、今回の戦争は有史以來最初の無慾の戦争なり、予は吾人が私利私慾を念とせずして、人類の爲めに奮闘しつゝあることを誇となす。吾人は吾人の戦争目的を明示せり、若し獨逸にして眞に平和を希望せば、須らく其條件を吾人に明示すべきなり

國民の統一 諸君は今回の戦争が米國及び世界に對して如何なる影響を與へつゝある

かを思考したることありや、思ふに今回の戦争は米國民を統一せしめたり、吾人は最近の一ヶ年——開戦以來の一ヶ年に於て、平和百年に於て完成し得ざる國民の統一を完成したり、吾人は單に國民の統一を計るを以て満足せず、世界各國民の統一を計らんとす、聯合二十三ヶ國の協同活動は、世界各國民の統一の第一歩なり

赤十字事業 米國は今回の戦争に於て、米國の勢力の眞價を世界に知らしむると共に、米國民の國民性の眞相を知らしめざるべからず、一方に於て武威を發揮して勝利を獲得すると共に、他方に於て米國民が正義を重んじ、友情に富む國民なることを明かにせざるべからず、赤十字事業は後者の目的を達するの最良手段なり、赤十字の特色は仁慈と、救済と、友誼との三つなり

献身奉仕の精神 國法に依れば米國市民は、何等かの報酬を得ずして政府に物資を寄與するを得ず、諸君は民主主義の爲め、勝利の爲めに自由公債に應じたり、されど自由公債は一種の金錢貸借なり、吾人は報酬を求めざる社會奉仕を爲さざるべからず、斯の如き奉仕は赤十字に献金することに依つて全ふせらる、予は諸君が奮つて赤十字に献金

し、以て米國市民の仁慈と、救済と、友誼との精神を明かにせられんことを希望す、云々。

二二三

二二三

第六篇 行政機關

大規模の戰時施設

前篇各章に於て詳述せる如く、米國大規模の戰時施設は、如何なる機關に依つて企劃運用されつゝあるか、之れが機關として政府の外に、政府の四肢の如く活動せしむべき諸般の半官半民的行政機關十四を數へ得べし、而して此等補佐機關の特色とすべきは、一九一七年戰爭參加と共に、米國政府は直ちに民間の有力者に諮り、諸方面に亘つて各専門の智識智囊を拔擢して、政府行政の補佐の任に膺らしめ、毫も官臭を帯びず、所謂官民一致、デモクラシーの空氣は茲にも充分漂ひ居れること即ち是れなり、而かも整然として一糸紊れず、着々として其効果を擧げつゝあること、學ぶべき、倣ふべきの點寔に尠しとせざるなり、今之れを區別すれば(一)米國々防會議(二)米國管船局(三)戰時通商局(四)米國食糧監督局(五)米國鐵道監理局(六)米國燃料監督局(七)全國戰時勞働管理局(八)合衆國關稅調查

委員會(九)敵國人財産保管部(十)全國航空機建造委員部(十一)米國商業調查委員會(十二)貨幣及外國爲替取締局(十三)戰時郵便局(十四)大藏省分局、外に之れに屬する各部門約三十なるも、以上の中最も重要な戰時活動機關は、(一)米國々防會議(二)米國管船局(三)戰時通商局(四)米國食糧監督局なれば、其等に就き以下各章に於て詳述し、他は唯だ其梗概を擧ぐるのみに止むべし。

米國々防會議

所謂軍國の諮問機關にして大統領を主腦に戴き、幹部は七名の參議員より成る、全國各地に亘つて支部を設けられ、各々政府の特選に依つて其土地の名望家及び有力家等之れに參與し、而して陸海軍と策應して軍事上の劃策經營、國防に關する施設及び軍需品供給の完備、軍國産業の發達、富源の開發、生産物の増殖其他凡て軍事及び産業を助くべき諸問題を研究献策するを以て目的とす、即ち此の如く國防協會の目的は廣汎なるも、戰後新たに設けられたる所謂戰時米國産業局なるものに就て、説明を加ふる處あれば足れりとす、

右は政府と民間産業との間に在りて、戰時活動に必要な軍需品購入を任務とするものにて、聯合國の所謂軍需省なるものに相當し、米國々防協會の一部門に屬し、フランク・スコット氏を局長とし、食糧監督官フーバー氏亦た之れが一局員たるは注目し、而して今之れを記するに當り、米國が參戰後空前の陸海軍大擴張を斷行せる結果、如何なる影響を戰時の米國産業界に及ぼせしか、少くも先づ之れを研究するの必要あり。

米國最近の統計表に據れば、國民中生産事業に従事する者三千八百萬人にて、此數は十歳以上の男女合計の數なりとあり、而して先づ此數の中如何にマン・パワーが使用せられつゝあるか、此内より陸軍五百萬出すとせば如何、殘餘三千三百萬人となる、陸軍には之れに伴ふ幾多の人夫を要すれど假りに之れを措き、此外に海軍五十萬人を扣除せば三千二百五十萬人となる、造船所のみにて少くも五十萬人を要すと云へば三千二百萬人たり、鐵道の二百五十萬人を減ずれば二千九百五十萬人、此外大砲、小銃、彈丸、火藥乃至飛行機製作等、實に夥しきマン・パワーを使用するは想像するに餘りあらずや、然り而して一人の兵士を戰場に送るのみにて平均四噸の軍需品を要す、五百萬人の軍人ならば少くとも二千

萬噸の品物を要する譯なり、單に出征當時に於て然り、引續いて送るべき數量果して幾何なるか、斯く計し來る時五百萬の兵を戦地に出せば、三千萬のマン・パワーは大部分を戦争繼續の爲めに使用すべきは概算し得らるゝ處なり、何となれば是れ一人の兵卒に對し、六人の後方勤務となるのみなるを以てなり、他の生産業に従事する者の缺乏は、實に明白なる事實なりと謂ふべし、而かも一方米國は唯一の食料品供給國として、自國民一億の外無慮二億の聯合國民を養はざるべからざるの大責務を有す、然るにマン・パワーの大部分は、上述の如く戦闘員及び軍需品製作の爲めに奪はれ、而して戦争の爲めに消費の農園生産額は幾十倍の擴張となり、反對に此等生産の人は三分の一に減ず、米國に於て平素農業に従事する者約一千二百萬と稱す、然るに軍需品外凡ての労働者を通じて、一千二百萬前後となる、農園労働者の缺乏も當然ならずとせんや、是れ洵に米國の大問題なり、而して亦た國防協會の當面の大責任なり、労働者の集散を適當にすること、機械力の擴大、移民政策の改良、労働法の改正等、是等無論緊要には相違なきも、所詮其對象は「人」たざざるべからず、マン・パワーたざざるべからず、言を換へば凡ての人を働かしむるに在

り、然り米國はマン・パワーの補給策として、第一に國民の全部を働かしめんとし、所謂産業大動員なるものを行へり、更に又國立桂庵組織ユニナイテッド・エンプロキメント・サーピスを勵行し、労働者の登録を爲さしめ、雇主の労働者需要數をも届けしめ、之れに餘りあれば彼れに補ふの方法を講じ、而して又徴兵總監クロード將軍の『働くか戦ふか』なる者を實施し、國民をして全部働かしむるの策を取れり、茲に説明すべきは徴兵令の一部修正たる『働くか戦ふか』なり。

米國徴兵總監クロード將軍は、義務徴兵法を一部修正し(一)定職なき怠情者と(二)戦時活動に直接關係なき職業に従事し居る壯丁を、一九一八年六月一日より各地の徴兵局に呼出し、其事情を糺問し、戦時活動に直接關係ある職業に従事せしめ、之れに應ぜざるものを強制徴發する事となれりと發表せり、是れ即ち『働くか戦ふか』Work or Fight と稱するものにて、戦時必要なる職業に従事するか、左なくば戦場に出で、戦へと言ふの謂なり、其内容次の如し。

來る六月一日以後各地方徴兵官に依つて無職業者又は戦時活動に直接關係なき職業に従

事し居るものと見做されたる壯丁は、地方徴兵局に呼出され調査を受くべく、其際満足なる返答を試み得ざる者は、強制的に軍隊に召集せらるべし、各地方徴兵局は他の地方徴兵局に登録せる壯丁をも、隨時隨處に於て召喚調査し得べし、例へば紐育の徴兵局は、市俄古徴兵局に登録し紐育に在住し居る壯丁をも召喚調査し得べし、新修正法に於て怠惰なる壯丁を取締る規則は、凡ての賭博者、イカサマ仲買店と競馬場との雇人、賣卜者、千里眼、手相判断者及び其類似の職業に従事し居る者にも適用せらる、猶ほ新法の適用を受くる職業者は左の如し。

一 飲食業に従事し居る者又はホテル、社交俱樂部をも含む公衆所に雇はれ居る者

二 乗客昇降器運轉手、俱樂部、ホテル、商店、アパートメント・ハウス、オフィス・ビルディング及び公衆浴場の雇人

三 遊戯演藝所に雇はれ居る者及び之に關係ある者、但し音樂會、オペラ及び劇場に於ける出演者は例外なり、遊戯演藝所に雇はれ居る者の中には、職業的野球選手も含まる

四 家内労働者

五 商社の賣子及び其他のクラーク

以上の職業に従事し居る者又は無職怠惰者は、徴兵登録に於て第一種第二種第三種第四

種の何れに屬するも、凡て其筋より訊問を受くべし、尙ほ新規則に依る訊問は、獨身者と家持とを區別せず一様に行はる。

以上の如く目的は無職業者及び戰時活動に直接關係なき所謂不生産的人物を、戰時活動に直接關係ある農園、軍器工場、造船所等に就働せしむるに在り、尤も後に至り徴集年齢三十八才以上四十六才以下までに改正延長されたる結果、此項目は削除せられたり。

有體に云へば茲に最も深憂とすべきは、大戰と米國労働者との關係なり、何となれば、労働者は之れを機とし、飽くまで其權力を伸ばさんとし、資本家は又之れを機として、所謂愛國心を笠に於て労働者を壓迫せんとし、労働者側にては之れに反抗して盛んにストライキを行ひ、一方労働の不足に乗じて、益々其輕率盲動を逞ふせんとも限らざればなり、大統領ウイルソン氏は一九一七年九月三日労働祭に際し、全國労働者に米國交戰目的を告げ、其愛國心喚起の目的にて、國防會議顧問米國労働中央全盟會頭ゴンバース氏に手翰を送れるが、此手翰は翌日ミネアポリスに開催の労働大會に於て、當日の議長ゴンバース氏より公表されたり、大統領の手翰は當日『労働及び民主大會』出席招待辭退の形式を取り、

其趣旨に曰く

親愛なるゴンバース足下

ミネアポリスに開催さるべき『労働及び民主大會』に出席演説の招待を受けたるも、予は其趣意に賛し而かも公務上之れを應諾するを得ざるは、足下の充分諒察さるゝ所たるべきか、足下及び足下同志の愛國者が把持する所、實に米國が今武器を執り防護に努むる所たり

我が忠勇なる壯丁が、陸海戰場に於て最も惡虐且つ侵略的形を以て來る反動擊退に努むる一方本國に於て吾人は外見的遁辭を以て其非忠誠を蓋ふ危險分子より成る組織的運動の排除に努めざるべからず、此點に於て予は近くミネアポリスに相會すべき男女の姓名簿を誇を以て閲覽す、是等の諸子は一致真正なるデモクラシーに奉仕貢献し、平等の正義の爲め長期の苦闘を辭せず、更に貧しき生活も、最大幸福を知り得べき艱苦と勇敢に戦ふべき人々たるを以てなり

予は衷心より是等の人々に献身的主義の奉仕は、過去に於て見るを得ざりし愛國的貢

献なるを説き、一意其主義を把持し國家に貢献するに謬るなからんことを切望す、夫れ戦争の傾向は得て反動に向ひ、軍事上の必要は得て勞苦を以て築ける産業と、社會基準破壊の口實となるを以て、之れに對し合衆國労働者が抱く憂苦に對し、予は多大の全情を禁する能はず、幸ひにも斯の如き憂慮唯だ空しき杞人の憂慮なるを證す

米國人は鋭敏なる全情と會得とを以て、將た侵略的又は潜勢的壓迫の危險に關し、新たな意識を以て、多年苦闘に依り得たる地歩を確占するのみならず、人類的改善の各方面に新たに二十世紀の所得を加へ、賃銀問題、労働時間問題、産業問題の整調等の解決の道を開き、労働者に新たな品位及び社會的新意識及び經濟的保障を與へたり、予は我が政府は労働者の正當なる凡ての要求を容れ、之れを援くるに謬る所なきを茲に確言す、今日何人と雖も米國人に取りデモクラシーの爲の戰場は、フランダーズより米國まで延長さるゝを實現するに誤らざるべし、即ち米國內に於ける各工場に於ける男女の勞作凡て今や我が教に威嚇さるゝ正義と、權利と自由との力に加算さるべきものたり、予は一部群衆の指導者が、獨國民を誤まり導ける一派に敵對する吾人の動機を無視せんと

するあるを驚かず、彼等の主張は一國民の權利蹂躪され、其市民其國旗の下に躊躇なく殺戮され、其隣人は征服参加を勸告され、其忍耐は最も恥づくべく、慘虐政策に遭遇し、其正義と人道の主義は壓迫を感じるのみ、彼等は彼等自ら及び其理想の爲め、將來の自由を得、之れを防禦すべきを知らず

想ふに是等拮抗主義者は、吾人が愛好し、又た之れに對して奉仕する亞米利加の聲を知らざるならん、想ふに吾人の間に於ける秘密侵略主義感染者は、平和と國民の爲め宣戰さるゝ時に際し、デモクラシーの言語を解せざるべし、然れども眞米人即ち平時に向上の爲め勞作し、其仰ぐ目に自由の幻像を認むるは、鐵血政策茲に終焉を告げ、デモクラシーを中心とする平等正義の統治之れに代らざるべからざるを力説す、希くば國內に勞作する諸子、人類大多數の大希望の爲めの普遍目的を目的とする諸子は、米國が人類權利と、社會及び國際正義の爲め、其歩を進むる時に際し、之れを誤る如き事なからんことを希望す。

米國勞働大會は議長ゴンバース氏の大統領の手翰朗讀後、議事に入り討議の末「米國勞働

者は政府の軍事活動を應援し、國家に不忠なるもの又は親獨主義者を一掃するを期す」との決議案を通過し、忠誠を竭すべきを宣誓せり。

翌年九月二日（一九一八年）大統領は、當日の勞働祭に際し更に教書を發して曰く

吾が親愛なる市民諸君、千九百十八年の勞働祭は在來我等の知れる勞働祭とは其趣を異にす、勞働祭は常に我等に取りて甚深なる意義を有したりき、而も本年の其れは無上の意義を有す、今を去る一年前我等國を擧げて生死を賭せる大事業を企て、以來、我等は今日の如く明白に

參戰の眞意義を看破したるはなし、我等は今我等の總てが協力團結し、唯だ一箇の軍隊の一員として、同一の義務の下に唯だ一個の目的の爲めに、勇往邁進せざるべからざるを自覺す、總ての必須なる産業上の器械は即ち我等の武器にして、一度此器械を放棄すれば、銃砲彈藥何の爲す所なきを知る、而して何の爲めの武器

何の爲めの戰爭ぞや、吾人は當初此の戰爭を以て、獨逸の武力的襲撃に對する防禦戰と解するに過ぎざりき、或は又た佛、白を侵略せんとする獨逸の野心を膺懲せんとす

る戦に他ならずと解するに過ぎざりき、然れども今日に於て之れを見る時は、此の戦争たる單に歐洲強國の均衡を保持すと云ふが如き

單純なる皮相の戦争に非ざる事明々白々となれり、是れ實に一部治者階級の個人的主義的慾望の爲めに、正義と自由とを蹂躪せんとする獨逸を亡ぼさんとする全世界の國民及び民族の自由を保障せんとするの戦なり、是れ人類解放の爲めの戦なり、勞働階級が治者階級に對する戦なり、斯るが故に此の戦争は

天下の勞働者が一致團結全力を捧げて援助すべき戦争なり、諸君よ、今次の戦争に於ける勞働者の位置は、戦場に奮戦する兵士と同じく根本的なのみならず、今回の戦争が實に勞働者の戦なることを記憶せざるべからず、戦線の兵士は單に一國一民族の利己的目的の爲めに戦へるに非ず、唯だに本國に於ける彼等自身の妻子遺族の爲めに戦へるに非ず

世界の人類の爲めに戦ひつゝあるなり、彼等は米國の大理想、久遠の理想——總ての人をして解放されたる精神を有つて、奪ふべからざる地上の悦樂を享受せしめんとす

る大理想の爲めに戦ひつゝあるなり、此故に我等が新らしき了解を得たる今日の勞働祭に際し、吾等は更に結束を固くし、全國の力を

此の大事業の爲めに捧げ、將來單に一個の政治團體に依つて、天下の平和を攪亂するが如き事無きを期せざるべからず、我等は個々に離るを許さず、國民一心同體ならざるべからず、而して是れは一階級一個人の爲めならず、我等は總て友朋なる事を實際に於て禮得せざるべからず、我等は此日を機として、全世界に新らしき幸福なる日を實現せんことを期す。

勞働會頭ゴンバース氏が、大統領の教書に共鳴し、國民に向つて國民の一致を慫慂せるは當然と謂ふべし。

次に大統領は勞働者の少年勞働補給運動に關し『米國々民は擧げて戦争に従事しつゝあり、分けて諸子の先輩は戦線に立ち劍銃を執つて勇戦しつゝある今日、十六歳以上二十歳以下にして、直接兵役に服し能はざる者は、其學業に支障を來さざる限り、軍需品の需要増加と共に、國內の生産的事業に従事し、戦線に在る者に後顧の憂なからしむるに努め

よ』と少年労働者に激勵訓示する處あり、此訓示は十八歳以上四十六歳以下までに延長されたる改正徴兵令發布以前にあれど、而かも此時よりして労働者の缺乏は太甚しきものありしなり、米國は平時に於てすら労働者の缺乏を告げ居りたりしに、愈々戦争参加となりたる結果(一)歐洲移民の数が減少し(二)有爲の壯丁多数が出征し(三)自國及び聯合國へ軍需品并に糧食を多数供給せざるべからざる事となり、更に労働者の缺乏を來したる事は今更ら記するまでもなし、米國政府當局者及び各州當局者は、労働の供給方法に苦心の結果、未だ兵役に達せざる全國の少年を、農園其他の生産的事業に就働せしむる事とし、或州に於ては既に少年を農園其他に使用しつゝあり、今米國當局者の少年労働者使用の方法に見るに、少年を最初農園に使用することゝせるは労働省なり、即ち労働卿ウイルソン氏は米國并に聯合國に物資を給するに労働力を有しながら其機會なく徒らに遊食しつゝある全國十六歳乃至二十歳までの少年に助力を乞ひ、米國及び聯合國の市民の生活必需品を供給し、米國及び聯合國に必要な物資を供給し、以て民主主義の爲めの戦争を充分に遂行せしめんとするの計に出でたる者なり。以上の如く計劃せる労働卿は農務省當局者及び米國

少年倶楽部長たる紐育のウイリアム・ホール氏と協議の結果『合衆國少年労働隊』なる團體を組織するに至れり、合衆國少年労働隊は各州知事と協議の末、米國全體を十六區に分ち其區内の主要都市に少年労働隊本部を設け、地方々の官憲并に有力者の應援の下に活動を試ましむることゝせり、少年労働隊は地方の官憲并に有力者と協議の上、如何なる方面に少年労働軍を配置すべきか、其他少年労働者の時間及び賃金、キャンプの設備等を定むる事とせり、入隊志願者は十六歳以上二十歳以下の少年たるべきこと、志願者は先づ両親又は保護者の許可を受くること、入隊カードに年齢、身長、體量、學業の有様、將來の學業に對する希望、職業に就ての經驗の有無、農園を希望するか、工場なれば如何なる種類の工場を好むか、自動車を取扱ひ得るか、他州へ送らるゝとも可なるか等、質問に應じて之れに記入し、當局者は其答に依つて就働の種類及び場所等を決定し、隊員の徽章を交附する事とせり、其筋の統計に依れば目下米國には十六歳乃至二十歳の少年の數約四百五十萬、其中約二百萬は生産的事業に従事し居らず、其中三十五萬はボーイスカウトに屬し、基督青年會に屬する者の數は約三十萬にして、當局者が少年労働隊に入隊せしめんとする少年

の数は約百萬なり、今紐育州に於ける少年労働隊の労働状態を視察せる労働卿の談話に據れば、目下同州の農園に就働中の少年の数は約一萬二千にして、内二千七百は紐育市より送られたるものなり、紐育州の少年労働隊は十五人又は二十人にて一組を作り、食事及び宿舍が自分持の場合には、一日一弗五十仙又は二弗、食事及び宿舍附の者は月三十弗位儲かり、雇主も少年も共に満足の状態に在りと有りたり。(一九一七年七月調査に據る)

翻つて之れを戦時の婦人社會に見るに開戦後間もなく各地に種々なる婦人労働團體なるもの設けられ、其中最も注目すべきは「婦人國防事業委員會」と「全國婦人活動協會」との二つなり、右の二つの婦人團體の外に基督教女子青年會及び婦人參政運動協會なるものもありて、二六時中活動しつゝあることは言を須ひず、右の中「婦人國防事業委員會」は、米國が獨逸に對して宣戰を布告せる四月末(一九一七年)、米國政府に依り組織せられ、政府内に設置されたるものにて、米國々防協會の一部門なり、目的は米國婦人の戦時活動を奨励し、活動の方針を研究し、而して之れを實行するに在り、政府の全國婦人に對する希望は「極めて手近なる仕事を爲せ、己れに適せる仕事を行ひ、而して國家の爲めに竭せ」

といふに在り、次に「全國婦人活動協會」の設立されたるは、一昨年三月(一九一七年)米獨關係が危機に迫りたる際、白耳義戦争罹災民救済の目的を以て起りたるにあれど、愈々米國の參戰となり、事業の擴大となり、多數の労働者を必要とするに至り、自然婦人も労働界に侵入する事となり、「男は働き女は泣く」を逆に行き、男子と同様電車の運轉臺に立ち、鐵工場に鐵槌を揮ふ事となるには至りしなり、兎に角婦人の労働界侵入及び戦後婦人の職業は將來最も注意すべき、また興味ある問題たり。

合衆國に於ける諸般の事業は、戦争時代より平和時代に移らんとしつゝあり、此際自然に起り來る問題は萬般の調査に在り、處置其宜しきを得ずんば、或は不測の變を見るに至るも知るべからずとし、大統領は大に邦國の將來を憂慮し、全國大市邑の市長知事等を白聖館に召集し、國家當面の問題に關し會議せんとし、三月三日(一九一九年)其第一回を開催し、労働卿ウイルソン氏之れが議長として、先づ第一に各市各州は共同一致して、労働界の靜穩を謀らざるべからざる所以を説き、「現下に於ける合衆國労働者の不足は三百萬五百萬の多數に達し、加ふるに戦後經營事業完成を告げ、萬事舊態に復したる場合には、國

運の進歩實に大なるものあらんとす、此時に當り勞働賃銀の節減を行ふ如きは、拙策の甚だしきものなりと云はざるを得ず、交戦進行の際には各工業生産界は、多大の利益を占めたるが、將來は過大の利益ある事業を避け、成るべく相當の利益ある事業に従事する必要あり、若し生産工業界にして適當なる注意を拂はざ、現下の賃銀に大なる影響を與ふる事なく、物價を漸次に降下することを得べしと信ず、目下合衆國の海陸軍に服務する軍人が除隊せられ、日常の業務に復歸するには、今後一ヶ年の時間を要す、故に勞働不足は其時に至るまで依然として繼續すべし、近來の罷業は勞働經濟問題にあらず、シアトル、パット、ローレンス其他の地方に起りたる罷業は勞働經濟問題より發生したるものにあらずして、合衆國にボルゼヴィキ派の勢力を移植せんとしたる社會的政治的運動なるに過ぎず(中略)、合衆國の勞働界は最も煩忙を極むる際と雖も、常に一百万の遊手あり、如何なる邦國と雖も、勞働者に生活の資を供する責任なきは無論なるが、彼等の爲めに就業の機會を與へるは其一大義務なりと信ず、今回漸次に流行せんとする除隊の進行緩慢なる結果として、業務に不足を生ずる事なきを保せず、其場合に臨み一時を彌縫せんには、政府の永

久的の工事を起して、過剰の勞働を吸収するを以て、最も策の得たるものなりと信ず」と述べ、次に陸軍卿ベーカー氏は陸軍省の行動に關する報告を爲して曰く、「陸軍省は休戰條約締結後各工場との契約を取消し、五十八億二千九百餘萬弗の節約を爲したるが、勞働界に大なる影響を與へざる程度に於て之れを實行せり、當時陸軍省の注文契約は合計一萬九千件の多きに達したりしが、己に契約解除を行ひたるもの四千六百件に及び、目下戰線附近に駐屯する合衆國陸兵の送還緩慢なるは、英國汽船を使用する事能はざるに基因す、英國が合衆國の軍隊送還を辭したるは、米國軍隊よりも永く戰線に駐屯する其植民兵を故國に送還する必要あるに由るものにして、吾人は其拒絶に理由ありと信ず」と決論せり、尙ほ大統領の當夜同會議に臨み述べたる希望に曰く

予は本會に參列し諸君の卓論を傾聽せんと希望する處なれど、歸國以來繁忙を極め、辛ふじて秘書官チュマルチー氏の援助を得て、全一ヶ月を要する任務を一週間にて遂行し、而かも遺漏なからんと希望したる際なれば、十分諸君の説を聞くを得ざるを遺憾とする者なり、諸君は政務多忙の際なるにも拘はらず、召集に應じ參列せられたるは、予の頗る

満足する處なり

本集會にて吾人の決定せんとする諸問題に關し、我が合衆國人民の福利を擁護するは、直接に關係する州若くは市都の一大義務なりと信ず、之れに關する中央政府の義務は、斯の如き集會に於て其爲さんとする本分を盡すに過ぎざるなり、之れを詳言すれば全國の行政官を一所に會して所見の交換を行ひ、一方中央政府は共同一致の必要を認めたる場合に、各地方の意見若くは腹案を共同一致の状態に導くに在り、更に之れを詳言すれば斯る場合に於ける中央政府の特權は、州郡乃至各自治團體實務員の無名なる衆民の享る利益の程度如何に由るものと確認せざるべからず、今日に於て奴僕として行動するに在り、故に諸君にして中央政府に教ゆる所あり指導する所あらば、政府は喜んで其任務を遂行する考なり

知事及び市長諸君が本會に於て所見の交換を行はんとする問題は、其包括する所頗る大なりと信ず、吾人が茲に集會を催ふしたるは狭小なる一問題に關し、所見を交換せんとするものにあらず、先づ第一全國の勞働状態を其常態に回復する適當の方法を求めて、

新に生産工業と勞働との關係を調和せしめん事を希望せざるを得ず、本問題は實に容易ならざる問題なれども、我が國の勞働状態は、之れを予が實地視察したる歐洲諸國に比し、遙かに優るものありと信ず、我が生産工業界は之れを大戰前に比し、著るしく攪亂せられたる觀ありと雖も、吾人にして共同一致の態度を持して之れに臨まば、大なる困難に逢着する事なく、當面の諸問題を解決し得べしと信ず、要は共同一致に在り、全國各州各都一致の歩調を取るに在り

歐洲渡航前に於ても亦重要な任務を帶び、歐洲に渡航したる後に於ても、予が最も深く感じたるは、政府事業に普通人民の言論を採用する必要ある事なり、諸國民の進歩發展なるものが、世界事業に従事する大多數の男女の手に歸したるは、認めざらんと欲するも能はざる一大事實なり、又國民指導の法は大事業の成功を以て全ふしたるものにあらずして、大事業の成功に貢献する無盡なる衆民の享る利益の程度如何に由るものと確認せざるべからず、今日に於て全世界民衆は、各自の境遇に依り其心を動かすのみならず、世界の動勢に動かされんとする傾向を示し來りたり、又從來は國を異にしたる人

民の間には同情なるものを認めざる事能はざりしが、近來に至り他國民間に於ける同情なるものは著るしく活動し來りたるを認めざるを得ざるものあり、而かも其同情なるものは、政府と政府との接觸する場合に現はるゝ、外面的の同情にあらずして、世界列國民たる大團體の間に無聲に發露し來る同情なり、云々

米國管船局

戦後の大問題は航海問題なり、戦後の經濟問題、戦後の外交問題も、此の海上問題「船」より起らざるべからず、太平洋の將來を思ふもの、此の航海問題を閑却せざると共に、又た將來の航海問題に關する米國々民の覺醒と、之れが爲めに全努力を傾注しつゝある其施設とに一層深甚なる注意を拂はざるべからざるなり、而して現在歐洲大陸聯合國民及び軍隊の運命、并に此大戦の勝敗を決すべき一方のキ―を握れる者、實に本章將に説かんとする米國管船局なるもの即ち是れなり、主腦者は米國造船界の泰斗エドワード・ハレー氏にして、此下には四月十六日（一九一八年）新たに資本金五千萬弗を以て組織せられ、是れ亦た造船

界の巨擘と稱せらるゝシユワツプ氏を社長とせる米國戦時造船廠あり、此外に此局が直接間接に支配せる米國大小の造船所總計百五十七ヶ所、目下此等の諸造船所がシユワツプ指揮の下に、建造中乃至計劃中の艦船は、總計三千二百九隻此噸數一千六百九十萬七千八百噸なり、管船局は戦時造船廠の外に其幹部を四分し（一）船舶主宰部（二）船舶管理部（三）船舶給養部（四）船舶借備部の四部門あり、一萬噸前後の巨船を二十日前後に竣工し、一昨年七月四日の獨立祭當日唯だ一日にて、八十七隻の新造汽船を一度に泛べたる現状なるにあらずや。參戦一ヶ年間に百萬噸の大造船計畫を完成し、百四十五萬の大兵と、二千萬噸の貨物を運送し、猶ほ來るべき一ヶ年間に二十二億五千萬弗を以て、八百萬噸乃至一千万噸の新造船を計畫せり、管船局長エドワード・ハレー氏は六月十一日（一九一八年）インデアナ州サウス・ベンドに於て、ノドルダム大學卒業生の爲め一場の演説を試みたるが、演説中船舶問題に關し何と言ひたるや、合衆國は嘗に世界最大造船國たるのみならず、最大商船國たる事を明かにせり、米國は向後二ヶ年間に五十億弗を投じ、旅客船貨物船其他千八百五十六隻の船舶建造の計畫なるが、其總噸數は千三百萬噸に達する見込なり、之れに現在の所有船を

加ふる時は、千九百二十年には二千五萬噸の船舶を運轉せしむる事となるべしと、是れ英國戦前の噸數に同じ、即ち英國が是等船舶をして、巧みに世界の海上に遊戈せしめし如く、米國之れに代りて世界の海に星條旗を翻さんとするの蓋、謂にあらざるか。

抑も米國が斯の如き造船大活動を開始せるは、米國が將來海上に覇を争はんとする最初よりの企劃なるかと云ふに、決して然らず、歐洲出兵當時に於ける米國所有船は約三百五十萬噸、之れに獨逸及奧國船沒收七十三萬〇百七十六噸(百十八隻)、及び中立國のチャーター船九十五萬三千六百六十一噸(二百五十隻)、此外内國湖上其他の諸船舶を合して、總數管船局支配下に在る者約千七百隻、即ち合計約七百萬噸に過ぎず、而して米國は多數の陸軍、軍需品及び歐洲聯合國民に給すべき食糧品等、是等に要する船腹は實に莫大なる數に達し、到底以上の船腹を以て之れを充たすこと能はざるは明かなり、勿論其大部分は英國の船腹を以て補ひつゝあるも、而かも獨逸潛航艇の暴逆は日にく募り、新たに一隻を増せば、新たに一隻を擊沈さるゝ如き有様にて、其船腹は減ずるとも増すことなきは、次の數字を以て充分に之れを説明し得べし、開戦以來千九百十六年に終る約四ヶ年間、聯合

國の建造及び敵國拿捕船總噸數は九百十九萬五千二百七十五噸なりしが、其間獨逸潛航艇の爲めに擊沈され、喪失したる總噸數は千二百二十五萬三千五百四十六噸に達し、差引失ふ所三百〇五萬八千二百七十一噸なり、而して又一昨年中(一九一七年)聯合國の建造高約三百萬噸なるに對し、擊沈喪失數は六百萬噸に達し、即ち開戦以來聯合國の所有船は合計四千二百五十七萬四千五百三十七噸なりし者、一九一八年六月末には三千九百五十一萬六千二百六十六噸に減せり、尤も爾來英、米兩國のみにても、毎月三十萬噸以上六十萬噸づゝの進水を爲し居れど、之れに對し獨艇の暴威も米國の東海岸に及ぼし來り、其擊沈數も俄かに増加するに至りたれば、未だ聯合國の建造力は其擊沈數に打ち勝ちたりとは云ひ難し、若し此比例を以て進めば、聯合國の海運力は大に減殺され、其結果英國は大陸より交通を遮斷せられ、佛伊兩國民及び聯合國全體も全然孤立し、非常なる苦境に陥ることある、必ずしも杞人の憂のみにあらざるなり、是れ寔に由々敷大事なり、潛航艇勝つか、造船力勝つか、天下の分け目一に繋つて之に在り、米國の大造船開始を企てたる、實に之に此理由を見出さずんばあらざるなり、然れば米國造船廠の活動は如何、素より其詳細を知悉し

能はざるも、一九一八年三月十二日を以て、米國管理局より發表されたる報告に依り、略ば其一斑を察知するを得んか、即ち次の如し。

一 目下建造中の者（貨物船、運送船、石油船及び曳船等）

- イ 木船（二千五百噸以上四千七百噸まで） 四百四十三隻 百五十三萬五千五十噸
- ロ 鋼鐵船（三千五百噸以上一萬二千噸まで） 七百二十一隻 五百十八萬九千八百噸
- ハ 鐵骨木造船（四千噸以上四千五百噸まで） 五十八隻 二十萬七千噸
- ニ コンクリート船所謂土船（三千五百噸以上四千噸まで） 三隻 一萬噸
- 小計 千二百二十五隻 六百九十三萬五千五百五十噸

二 既定徴發船

- イ 鋼鐵貨物船（三千五百噸以上一萬五千噸まで） 二百五十七隻 百七十萬七千三百十噸
- ロ 全客及貨物船（五千噸以上六千噸まで） 六隻 二萬九千五百七十二噸
- ハ 全石炭運送船、五千噸以上九千噸まで、 七隻 四萬九千噸
- ニ 全石油船（五千噸以上一萬二千六百五十噸まで） 四十七隻 四十三萬五千二百二十五噸
- ホ 運送船（五千噸まで） 二隻 九千噸
- ヘ 冷蔵船（七千噸以上一萬噸まで） 十三隻 八萬七千七百噸
- 小計 三百三十二隻 二百三十一萬七千九百七噸

三 建造竣成徴發の者（運送船、客船、貨物船其他） 九十三隻 六十八萬九千九百四十一噸

小計 九十三隻 六十八萬九千九百四十一噸

四 目下建造中徴發の者

- イ 木船 四百四十三隻 百五十三萬五千五十噸
- ロ 鋼鐵船 七百二十三隻 五百二十萬七千四百噸
- ハ 鐵骨木造船 五十八隻 二十萬七千噸
- ニ コンクリート船所謂土船 三隻 一萬噸
- 小計 千二百二十七隻 六百九十五萬四千五十噸

累計 二千八百七十七隻 千六百八十八萬五千八百四十八噸

此外日本にて建造米政府買約濟の者、建造中の者（六千噸以上九千噸まで）五十隻三十八萬噸、既定買約濟の者十萬噸合計四十八萬噸及びチャーター船十五萬噸なり、猶ほ同年三月以降の造船計畫増加は、恐らく前述の二三割を下らざるべし、造船廠長シュワツプ氏の見積に據れば、五千噸級船一隻の新契約全額九十六萬弗、其中材料四十萬弗、職工賃金二十八萬弗、其他諸入費二十三萬弗合計九十一萬弗にして、契約者に利益金五萬弗を與ふる計算

なりと。

戦後に於ける英米兩國の海運界は、愈々各自の全力を擧げて大競争を開始せり、英、米に贏つか、米、英を破るか、其勝敗は一に繋つて其船舶運用の如何に在る際、米國の配船策を知るは此際非常に興味ある問題なり、最近の發表に依れば一九一四年七月即ち歐洲大戰勃發直前に於ける世界の海運力は總計四千二百二十二萬五千噸なりしも、戦争の爲め敵の撃沈其他の原因にて三千七百萬噸に減少し、差引未だ四百二十二萬五千噸の不足なり、此外若し戦争勃發せざりしならば、新らしく建造さるべき見積り約千二百萬噸なるを以て、世界の海運力は戦争の爲め合計千六百二十二萬五千噸の喪失を見る譯となるべし、次に聯合側の所有船にて戦争中獨逸の爲めに撃沈、拿捕、破壊されたるもの及び遭難船等を合計すれば千二百二十一萬八千噸、之れに對して新建造及び敵船拿捕等より聯合側に得たる總噸數千四百二十四萬九千噸、差引九十六萬九千噸の損失となるが、獨逸海運力の滅殺は亦た著るしき者にて、戦時中聯合側に撃沈され、或は捕拿され、或は破壊されたる船舶は總數三百一萬六千噸、之れに對し新建造に係るもの七十四萬噸、差引二百二十七萬六千噸の損

失なり、而して戦時中實際海運力の増加を見たるは、世界中米國と日本とにして、其中米國は著るしき増加を爲せり、一九一七年八月當時米國は五百噸以上の船六百二十四隻此噸數百七十五萬八千四百六十五噸及び八百七十隻の帆船此噸數九十四萬七千八百五十二噸合計千四百九十四隻此噸數二百七十萬六千三百十七噸、一九一八年十一月には増加せる汽船が千三百六十六隻此噸數四百六十八萬五千二百六十三噸と、帆船が減少して七百四十七隻此噸數八十二萬九千九百十七噸、此合計二千百十三隻總噸數五百五十一萬五千八百八十噸、此外捕拿船舶が合計八十八隻此噸數五十六萬二千五噸、右の中現在合衆國政府の所有に係る貨物船が五百五十五隻此噸數三百三十八萬五千四百七十五噸、猶ほ此外に目下契約建造中の船舶が合計九百二十七萬五千六噸、明年(一九二〇年)迄に豫定通り進行すれば、米國旗の下に總計千六百七十三萬二千七百噸の鐵製貨物及び客船を海上に浮べ、地球上各國船舶合數の過半を占むる事となるに至るべし、此内千六百七十三萬餘噸の七割迄は、米國政府の所有となる譯なるが、さて此大商船隊を如何に運用するかは米國の最も大問題とする處にて、今管船局長ハーレー氏の聲明せる處に依れば、此等船舶の處分法に種々あり、即

ち(一)政府が政府所有の下に運用すること、(二)政府所有の下に私立會社をして、其船舶を運用せしむること、(三)政府所有の下に民間に貸付け運用せしむること、(四)民間の會社に全部拂下ぐるること、(五)民間の各汽船會社に分ちて拂下ぐるること等なるが、ハーレー管船局長の意向は最後の案即ち一般の民間希望者に分ち拂下ぐるを以て、最善の策と思惟し居るもの、如し、而して其條件としては(一)拂下げ希望者は必ず米國の市民たること(二)拂下げ船價は其時の市價に依ること、(三)支拂は最初二割五分現金拂ひ、後は十ヶ年年賦にて皆濟、(四)政府は未拂の分に對して、抵當として其部分を擔保に取り置くこと、金利は普通商業の利率全様一年五歩なること、(五)其利率の中の五分の一を「商船海運發展の爲の基本金」中へ入れること、(六)支拂濟の分に對しては持主自ら其れに保險を附し、其殘餘は政府にて保險に附すること、但し皆濟の上は其保險料は買主に請求すること、(七)外國へ賣渡すことを許さず、(八)右船舶に依り外國貿易に従事せんとする者は、必ずフェデラル・チャーターの下に會社組織にすること、(九)右會社の理事の中少くも一人は政府指定の人たらざるべからざること、(十)此等の理事は定期に集會を催ふし其の事業を報告

を管船局になすこと等なるが、此案は最も民間の意を得、一般海運界の好評を博しつゝあれば、多分採用實行せらるゝ事ならんと察せらる。

米國管船局の一九一九年度造船繼續費合計七億〇四百萬弗要求案は、第六十六議會臨時議會(五月十九日開會)を通過したるが、右の中四億九千一百萬弗は之れを新支出に乞ひ、残り二億一千三百萬弗は之れを船舶の賣却收入より填充せん計劃にて、全額七億〇四百萬弗の中一億弗を割いて之れを新計劃の一萬二千噸以上一萬五千噸迄の巨船建造に充て、殘餘を從來の事業費に充つる方針なり。

米國戰時通商局

大統領は七月八日(一九一七年)議會より委託されたる權能を以て、全月十五日以後石炭、骸炭、薪炭、油類、燈火石油、瓦斯燐油、食用穀類、麥粉粗粉、秣類、飼料、食肉、獸脂、肥料、銑鐵(鐵屑)、船板、加工品其他一切を含む武器、彈藥、爆發藥の海外輸出を一切禁止する旨布告せり、右禁止は該諸品目の一切を意味し、目的地として

アビシニア國及び諸領、阿富汗爾斯坦、アルバニア、亞爾善丁、埃太利洪牙利、白耳義及び諸領、ホリビア國、伯刺西爾、勃牙利、支那、智利、哥倫比亞、コスタリカ、玖馬、丁抹及び諸領、ドミニカン、エクアドル、埃及、佛蘭西及び諸領、獨逸及び諸領、英國及び諸領、希臘、ガテマラ、ハイテ、ホンジュラス、伊太利及び諸領、日本、リベリア、レイチテンステン、ルクセンバーク、墨西哥、モナコ、黒山國、モロツコ、ネーブル、ニカラガ、和蘭及び諸領、諾威、オマン、巴奈馬、バラガイ、波斯、露西亞、サルバドル、サンマリノ、塞耳比亞、暹羅、西班牙及び諸領、瑞典、瑞西、ウルグエイ、ベネツラ、土耳其

五十三國及び其諸領土(保護國を否む)を明示せり、是れ一に米國內需要補給を主とし、一面中立國を介し敵諸國に是等必要品の輸入さるゝを妨止するに在り、然れども米國々内の需要補充にして剩餘ありたる際、之れを聯合國に供給するを許し、更に剩餘ありたる際敵諸國に送らざる事明かなる際、諸中立國に供給を許すべく、其整調取調は商務卿之れに當り、隨時之を指定すべき事となり居れり、而して以上の諸品を聯合國又は中立國に輸出せんとする際は、商務省より其都度許可證下付を受くるを要し、許可證は六十ケ日を有効期間とし、期間を過ぎたる際には、既に許可を受けたる者も、改めて再許可を申請するを要し、許可申請は各重要地に在る商務省内外通商局分署に於て爲すべく、同願書には數量、

品目、輸出先、送荷者の住所姓名を明記する事となり居れり、其後敵國との通商監視、國産の保存、輸出入の取締、船腹の調節を謀る等、其事業、職權の範圍は大に擴張され、一昨年十月十二日現時の戰時通商局に改稱さるゝに至れり、而して其活動部門を(一)輸出課(二)輸入課(三)戰時禁制品調査部(四)運輸課(五)敵國人通商公報課(六)戰時通商公報課(七)戰時貿易調査課(八)戰時通商記録課(九)遣外商務官本部(十)經理部(十一)公報課の十一部門に分ち、華府に本部を置き、大統領を其頭目に仰ぎ、參議員として各省の代表者を網羅し、米國各地に十六ヶ處の支局を設け、是れ亦た戰時行政機關の中樞たり。

以上の如く輸出禁止令の品目數は、之れを細別し約一千三百種、此中には從來日本へ輸出されたる重なる品種を悉く含み、就中鐵材、機械類を始め重なる化學製品、其他一切の工藝品等、殆ど悉く輸出を禁止されたるは、當時日本の大打撃を受けたる處なり、而して鐵問題は後彼我交渉の結果、日本より船腹を提供する代償として、船腹一噸に付鐵一噸の割を以て、漸く輸出解禁の協商成立を見るに至れり。

大統領は九月七日(一九一七年)更に新輸出制限令を發し、米國金銀貨幣、金銀塊及び紙

幣の輸出を制限する事とし、右制限の権能を大藏卿マクアドー氏に委ね、同月十日より實施すること、したり、米國より金銀貨幣、金銀塊及び紙幣を輸入せんとする聯合各國及び中立國政府及び商社は、同月同日以後大藏省内の正金監督局の許可を受くる必要あり、正金監督局は米國の金融界に影響を及ぼさざる範圍にて輸出を許可されん、右は最近多額の金銀を米國より輸入する日本、西班牙及び墨國等に對して制定せられたるものにて(一)金銀の輸出が貿易取引上の差引勘定の場合には、何等の制限を加へざるべく、(二)米國と其關係國との間の爲替相場の差を利用し、利得を謀らんとする場合の金銀の輸出は、絶対に禁止さるべきものなり。

以上は輸出禁止に關するものなるが、大統領は更に四月十五日(一九一八年)以後輸入禁止品八十二種、五月十三日以後同四十五種、其後追加分十餘種、合計百四十四種の輸入を禁止すべき命令を發せり、此百四十四種の中に含まるゝ品目を細別すれば數百種となり、生糸、絹物及び茶を除くの外、美術雜貨、木綿織物、米、味噌、醤油、一切の野菜類、海産物、鐘詰、其他一切の工藝品等、日本より輸入品の主要なる者は、此表中過半数に達し、

之れが爲め日本の産業及び貿易界に大打撃を與へ、一時的の失業者實に二十萬以上ありたりと稱せらる、爾來解禁運動に努めたる結果、九月下旬(一九一八年)を以て、副食物味噌、醤油は申出額の全部、其他野菜物、粉類、海草類、魚類は各三分の一づゝ解禁さるゝ事となれり、即ち次の如し。

味噌—約三千噸 醤油—一千五百噸 野菜物—漬物、乾物及び鐘詰類—約二千三百噸 粉類—米粉、麵粉—約三百噸
海草類—昆布、海苔等—約百噸 魚類—乾魚、鐘詰類等—約一千噸

以上は一例を日本に取りたるものなるも、之れに依り他も亦略ぼ察知するを得ん。

最後に大統領は、對敵貿易取締法を次の如く改正し、敵國民即ち「エネミー」なる文字の範圍を一層擴大せり。

一 如何なる婦人と雖も、米國と交戦關係に在る國民なれば、其婦人が米國外の何れに在るとも、其夫が職務上敵國と關係を有し、或は又た敵國に在りて、商業上の關係を有し、其れに依り生活せるものとせば、其婦人も「エネミー」と認むべし、敵國が占領せる地に在るも亦た同じ

(註、要するに妻は日本に居り、夫は獨逸其他の敵國に在り云ふ場合にて、其婦人は又た危險なりと見做さるべからざればなり)

二 米國民以外の如何なる國民と雖も、米國と交戦關係に在る國民にて、他の捕虜となり、或は抑留され、或は又た斯る傾向ある者は、猶且つ『エネミー』なる文字中に含まるべし。

(註、是は又た他の捕虜となれる者の場合にて、敵國民が聯合國の捕虜となりたる場合にも、米國市民の他は實に危險なるが爲めなればなり)

三 米國に對して反逆的煽動を爲し、或は紛擾を起さしめ、或は又た將來其等可能的傾向を有する敵國民は、凡て『エネミー』なる文字中に含まるべし

(註、米國に在りて穩當に生活せる者は、縱令敵國民たりとも、此拘束より除外せらるべし)

四 敵國貿易名簿(ブラック・リスト)に列ねらる、商店及び會社にて、仲間或は株主が敵國民なれば、其商店及び會社は、『エネミー』なる文字中に含まるべし

五 千九百十四年八月四日以後、米國以外の米國と交戦關係に在る國に居住する者は、凡て『エネミー』と認むべし

要之、以上は凡て『エネミー』と認められ、或は『エネミー』なる文字中に含まるべき商店、會社若くは個人等と、貿易又は商取引を爲すべからずと云ふに在り。

米國食糧監督局

今次の大戦は、有らゆる新現象を以て世界の耳目を聳動せるが、就中米國の食糧政策の如き特に其顯著なるものなり、戦争に食糧の重要なこと、是れ何人も知了する處なり、何人も知了する處なるが故に、初めは深く注意を拂はれざりしに、今や米國の食糧政策は此大戦の運命を決する最も重大なる政策たる事を知るに至らしめたり、何となれば食糧は獨り戦場に於ける兵士其れ自身の生命たるのみならず、亦た此兵士の背後に立てる國民全體の生命たればなり、一時は全世界を震撼せしめたる大露西亞帝國の没落も、將た埃洪國及びバルカン半島諸國の窘迫困憊も、其原因は歸する處食糧不足の爲めなればなり、敵國は戦争が長引けば長引く程、西部戦線に於ける戦死者よりも、多數の餓死者を出すべき境遇となれるに反し、米國は聯合國凡ての國民を養ひ、更に後顧の患なく奮戦能く今日の如

く、攻守其位置を轉せしむるに至りたるを以てなればなり。

有體に言へば、一昨年(四月下旬より五月上旬に亘る)華府に米、英、佛聯合會議の開催に際し、英、佛特使が佛國は既に産業動員の極點に達し、農業鑛山地の大部分を獨軍に占領せられたるを以て、軍需品材料及び兵員の缺乏甚だしく、糧食の如きは今後約三ヶ月を支ふるに過ぎず、英國も亦た佛國同様の窮境に陥りつゝありと、之れが援助を米國に熱望せる如く、聯合軍の危機は實に目睫の間に迫りしなり、若し米國にして一昨年以來戰爭に参加せず、絶對中立を嚴守して聯合軍に軍需品并に充分なる糧食を供給せざりしならんか、聯合軍中或は縱令勃牙利の如き無條件降伏とは至らざるまでも、露國の如く屈辱的分離講和を餘儀なくせらるゝの國を出し、殘餘の聯合軍は益々苦境に陥るべかりしならんか、幸に米國の參戰に依り、米國が内に食料の消費節減を斷行し、外與國に向つて盛んに食糧を供給したる結果、遂に能く今日の如く大勢を挽回するを得るに至り、「此大戦の勝を制するものは食糧なり」といふ大鐵案は、目前事實の上に着々表現さるゝ事とはなれり、而して此大事業を遂行せるものは本章特に詳述せんとする米國糧食監督局なるもの即ち是れなり。

一九一七年五月十七日議會は、米國食糧監督局設置の權能を大統領に賦與せり、大統領は議會より委託されたる此權能を以て、同月二十日白耳義國戰禍罹災民救濟委員長として、罹災民救濟民事業に成功したるスタンフォード大學出身のヘルバート・シー・フーヴァー氏を、米國戰時食糧監督官に任命せり、其任命に際し大統領は附言して曰く
フーヴァー氏の食糧監督は戰時中のみにて、戰爭終了後は食糧監督の制度を廢止す、フーヴァー氏は盡力に對する報酬を要求せずして、犠牲的精神を以て食糧監督の任に當る事となれり、予は全國の食糧生産者、食糧仲買商、食糧卸小賣商は言ふに及ばず、全國民がフーヴァー氏の事業を應援せられん事を希望す
と、之に於てフーヴァー氏は受任と同時に、次の如き聲明を試みて一般市民殊に婦人の助力を希望せり。

予は米國戰時食糧監督の大任を受くるに當つて、議會が適當なる食糧監督案を通過し、當局者に自由手腕を振ひ得る權能を賦與せられん事を希望す、食糧監督官は若し適當なる權能を賦與せらるゝならば、全國市民の多數が監督官を助力せらるゝものと信するが

故に、大なる困難を感せずして、其任務を果し得るものと察せらる

予は食糧監督の任務を引受くるに當り、食糧監督の主義方針五ヶ條を大統領に報告したり、曰く(一)食糧監督官は四角張らざるを要す、故に監督官の稱號を食糧全權者若くは指揮官とするを避け、單に監督官と稱すること(二)食糧監督官は食糧生産者、分配者及び消費者に依つて、戰時臨時に設けらるる團體の援助を受くる必要あり(三)國民全體が自發的に食糧を節約貯藏すること(四)食糧監督の任に當る者は、政府より任命せられず、自發的に犠牲的精神を以て職に當ること(五)食糧監督官は大統領より直接指揮を受け、農務省、商務省、合衆國商業委員及び鐵道會社長等と協力して其任務を果すこと、而して單に米國のみならず、世界の食糧品市場は戰爭の影響を受けて、平時に於て見るべからざる如き一大變調を呈し、食糧の需要供給は頗る亂調子となれり、例へば小麥に就て見るに、戰爭の結果從來其産出せる小麥を、世界の市場に出したる露國、獨逸、奧國、勃牙利及び羅馬尼等は、最近小麥の輸出を禁じ、南米の小麥は不作を見、其他米、英、佛、伊等に於ても、生産高に比較して消費高頗る多し、故に小麥は世界を通じて不足となれり

戰時の食糧市場は頗る亂調子なり、食糧監督官は變調を帶べる食糧問題を解決するに當つて次の如き四部門を設け、各部門の協同的活動を促がす

一 食糧監督本部 食糧局内に各種のデパートメントを置き、食糧問題を夫々種類別にして解決せんす、即ち全國の食糧生産者、分配者、銀行家、消費者中より手腕ある代表者を選抜して、適當なる生産、分配、消費の方法を講ず

二 各州の援助 食糧監督局は各州知事及だ各州の食糧官の援助を受けんす

三 聯合國と協力 食糧監督局は聯合國當局者と協議し、米國の食糧輸出及び聯合國よりの輸入に就て、適當の手段を講ぜんす

四 婦人の助力 食糧監督局は以上の如く政府各省、各州知事及び食糧に就ての夫々の専門家の助力を仰ぎて、食糧問題の解決に努力する筈なるが、最も希望し且つ最も重要と認むる處のものは、全國二千萬のホームの主婦の助力應援なり、食糧監督局が如何に努力するも、直接食糧消費の任に當る婦人が、經濟的生活の方法を立て實行せざれば、其努力は徒勞に終る、予は呉れなくも全國婦人の助力を仰ぐ、

云々。

斯くて七月十二日愈々全國より有志家(専門家)を募り、團體を各都市に組織し、茲に八月

一日を以て次の如き米國食糧品取締法の發布を見るに至れり。

米國食糧品取締法 (要點掲出)

第一條 本戦争を成功的に遂行し、又陸海軍に要する供給を完全にせんが爲、食料品、糧食、燃料、肥料及び本法に於て「必需品」と呼ぶ食料、糧食、燃料の産出に直接必要な機械、器具等の適當なる供給、及び公正なる分配を確保し、其運送を圓滑ならしめ、全國又は地方的に右供給、分配、運送を妨げんとする獨占、貯藏、買占及び投機等の行はるゝを防遏し、而して又本戦争繼續中、右「必需品」の取締を勵行するは、必要欠くべからざるものなりとす、是れ本法制定の理由にして、之れが爲に本法に規定する機關(食糧監督局)は設置せられ、大統領は本法を有効に運用するに必要な命令を發する權能を附與せられたり

第四條 物價を騰貴せしむる目的を以て「必需品」の供給を杜絶し、又は之れを制限せんとし、差別的又は不正なる術策を施し、運輸の遲滯生産又は分配の制限及び豫防し得べき浪費を爲し、又は爲さんとし、或は之れを謀り若くは謀らんとするものは、本法に違犯する者と認め

第五條 大統領は必要と認めたる場合には「必需品」の輸入、製造、貯藏、採掘又は分配に従事するが爲め許可を與へ、又許可なくして之に従事するを禁ずる事を得、大統領は又既に許可を受けたる者が不正、不當、差別的若くは不公平なる行爲ありと認めたる時は、右許可を撤回する事を得、許可を撤回せられたる後に於て、尙ほ業務を繼續する者は、五千弗以下の罰金、若くは二年以下の懲役又は之れを併科す、但し農業又は園藝を營む個人若くは團體、運送業者及び小賣商人は右許可に關する規定の適用を受けず、但年十萬弗以上の取引を爲す小賣業者

は、本規定の適用を受くべし。

第六條 自己若くは商業上の必要を超え、「必需品」を故意に貯藏する者に對しては、五千弗以下の罰金若くは二年以下の懲役又は之れを併科す、但し右は農業又は園藝に従事する個人若くは團體及び供給十分なる時より、其不足なる時に至るまで、之れを貯藏する者に對しては適用せず

第七條 裁判所は本法に違犯して貯藏せられたり認めむる貨物に對し訴訟を提起し、右貯藏の事實の證明せられたる時は、之れを沒收するの權を有す

第八條 價額を騰貴せしむる目的を以て、故意に「必需品」の供給を絶つ者に對しては、五千弗以下の罰金若くは二年以下の懲役又は之れを併科す

第九條 價額を騰貴せしむる目的を以て「必需品」の生産分配を妨げ、其分配を制限し、其生産又は製造を妨げ、制限し、又は減少したるの事實確證せられたるものに對しては、一萬弗以下の罰金若くは二年以下の懲役又は之れを併科す

第十條 大統領は食料品、糧食、燃料及び其他陸海軍の維持、又は國防に關係ある他の公用に必要な貨物を徵收する權能を有し、相當の賠償額を定めて之れを支拂ふ事を得、而して若し賠償額に就て争を生じたる時は、政府は自ら定めたる價額の七割五分を拂ひ、之れを徵集する事を得、被徵收者にして右價額に満足せざる時は、其請求額には地方裁判所に訴訟を提起する事を得、右の場合に於て當該裁判所は、其相當殘額請求の當否及び之れが額を決定するの權を有す

第十一條 大統領は時々小麥、穀粉類、碾割穀類、豆類及び馬齡薯を相當の價額を以て購入し、之れを貯藏するの

権能を有す、若し本令に依り此等食料品の最近價額を定めたる時は、右より廉價に之れを購入する事を得ず、而して必要の場合には、購入したる是等食料品を更に賣却する権能を有す

第十二條 大統領は陸海軍の維持又は國防の爲に、「必需品」の適當なる供給を確保するの必要ありと認めたる時は、何時にても「必需品」の製造所、産出所、冶金工場、鑛山、石油輸送管、鑛山、及び其他の工場等の讓渡を要求し、之れを政府用の爲に繼承經營する事を得

第十三條 大統領は「必需品」の不當なる價額の騰貴、下落、支配、若くは有害なる投機又は其相場に關する不正なる術策、更に又不當にして誤解を招くに足る相場等を豫防せんが爲に、斯の如き「不正なる行爲」を防遏し、矯正し又は除去するに必要なりと認めたる時は、何時にても其取引所及び之れに類以する設備の立合取引に關し規定を設け、又は之れが全部若くは一部を禁止する権能を有す、本令執行上大統領は關係當事者を召喚し、記録書類を計算書類を檢閲する事を得、右立合取引に關する規定若くは取引の禁止に違犯し、又は之れを幫助する者は、一萬弗以下の罰金若くは四年以下の懲役又は之れを併科す

第十四條 大統領は合衆國穀物標準に規定せられたる總ての小麥の種類に對し、各其最高價額を定め、主要なる第一市場に於ては「北部地方に於ける春蒔第一號小麥」一ブッシュェルに付、二弗の割合を以て之れが價額を定む、而して右の價額の保證は、一九一九年五月一日まで有効とす

第十五條 本案の通過したる日より三十日以後に於ては、飲料用蒸餾酒醸造の爲に、食料品、果物、食料原料品、糧食を使用する事を禁す、但し大統領が命令を以て定むる飲料以外の目的及びスウィート・ワインを強むる爲めに使用するは此限にあらず、本法實施後に於ては蒸餾酒を外國より輸入する事を禁す、而して大統領は必要と認

めたる場合には、酒類のアルコール量を減せしむる事を得、本條に違犯したる者に對しては、五千弗以下の罰金若くは二年以下の懲役又は之れを併科す

第十七條 本法及び之れに基く命令に依り、職務を執行する権能ある者に危害を加へ、反抗し、又は其職務執行を妨害し、之れに干渉したる事確認せられたる者に對しては、千弗以下の罰金若くは一年以下の懲役又は之れを併科す

第十八條 本法に依り設けられたる官廳に對して、二百五十萬弗の維持費を給す

第十九條 本法施行に關しては一億五千萬弗の費用を給す

第二十四條 本法は米獨開戰終止が大統領に依り、宣言せられたる時以後其効力を失ふ、但し戰時中本法に依りて爲したる取引の効力及び本法違犯行爲の効力を害せず

第二十五條 大統領は戰爭を有利に遂行する爲に必要と認めたる時は、何時にても又何處にても産出者又は販賣者に依り、賣却せらるべき石炭又はコークスの價額を定め、其産出、販賣、荷積、分配又は貯藏の方法に關し、規定を設くる権能を有す

第二十六條 食料、燃料又は其他の生活必需品に關し、個人の資格、會社の一員、代理人若くは使用人の資格又は組合員の一人たる資格を以て、合衆國に在る外國の商業を營む者（若くは其使用人）又は合衆國及其屬領に在つて、外國に在る者之商業を營む者（若くは其使用人）又は合衆國若くは其屬領に在つて、兩者間又は屬領相互間の商業を營む者（若くは其使用人）にして、前記貨物の公衆に對する供給を制限し、其相場を左右する目的を以て、之れを貯藏し、購入し、維持し、破壊し又は浪費したる事實確認せられたる者は重刑に處し、五千弗以下の罰金

若くは二年以下の懲役又は之れを併科す、但し本法に貯藏、維持と云ふは農業若くは園藝に従事する者又は其他の者が自ら耕作する農物、庭園、其他の土地よりの産出物の貯藏、維持を含ます。

以上の如き食料品取締法に基き、大統領は十月十日付を以て、十一月一日より基礎食料品二十種類の製造、貯藏、輸入販賣等を爲す者は、凡て食糧監督局より特許を受けざる可からずとの行政命令を公布せり、右は一ヶ年十萬弗以上の商業を爲す者に適用し、小規模の小賣商及び農業者を除外すべし、全法實施の精神は暴利を貪り、買占め貯藏を行ひ、又は投機を爲す者を取締るに在りて、該行政命令の梗概は次の如し。

次の商業に従事する人又は會社は、本令に依り取締らるべし

(一) 冷蔵庫經營者 (二) 玉蜀黍、大麥、小麥、豆、米、コットン・シーズ、全ケーキ、ピーナツ・ミール等を貯藏する倉庫を有する者 (三) 小麥、麥粉、大麥、大麥粉、ライ、ライ粉、オーツ、オートミール、ロールド・オーツ、玉蜀黍、米、米粉、豆、大豆、豆油、ラード、牛肉、豚肉、羊肉、魚類、ポテート、林檎、李、砂糖、モラセス等の食料品を輸入し、精白し、罐詰し販賣する者

但し次の者は除外さる、(一)既に特許鑑札を受け居る倉庫業者、砂糖業者 (二)一ヶ年十萬弗以下の取引なる小賣業者 (三)農業者、果實業者、牧畜業者、小規模の漁業者。

食糧監督法の内容及び其立法の精神は、以上にて略ぼ之れを盡せり、元來此法律たるや一方農業を奨励し、農民に農産物の増獲を慫慂し、他方不當の利得を貪る奸商を取締り、物價の公定及び利己の爲め不當に食糧を貯藏する者等を取締るに在るは素よりなるも、其主眼とする處は米國一億餘萬の民衆、二千萬の家庭が其常食とする小麥粉及び一切の穀物類、肉類、脂肪、砂糖並にミルクの微に至るまでも制限する、即ち所謂「臺所經濟」の取締に在れば、第一先づ國民をして歐洲の大戦に對する一般の義務責任を會得せしめ、而して後國民の犠牲的自覺に待つあるにあらずんば、到底其効果を奏する事能はざるなり、之に於て大統領を始め農務卿、食糧監督官等、或は教書に、或は訓示に、或は希望等、國民は幾んど送迎に違あらざる程、此等の諸令は頻々として發布せられたり。

大統領は先づ總ての商人、事業家等に向つて、長文の警告的陳情書を發し、彼等に利己的觀念を去り、戰場に其生命を捧ぐる者の如く、國家國民の爲めに奉仕すべきを求めたり、其大要に曰く

公正なる價額を判定 政府は戦争遂行に必要な一切の物價に對し價額を定めんと

す、該價額は公正にして且つ全國民の利益と添はん事を期するが故に、予は之れに對する予の意見を此處に宣明せんとす、公正なる價額とは該物品生産が、十分なる能率を以て行はれ、従業者の生活を保障し、該事業の順調なる發達を期するに相當なる價額を言ひ、之れ以上の利益を得んとするを公正と稱せず

營利と愛國と現時局 ビジネスなる者は營利を目的とし、資本の權威と勞働の能率とを維持するものなれど、愛國といふ事は利益を度外視す、我が外征の將卒は利益を得んが爲めに其血を流すものにあらず、彼等は實に犠牲の觀念を以て終始せるものなり、從つて兩者を同日に談すべきに非ざれど、今日の時局は兩方面の併立なり

價額は勝敗の鍵を握る 今や我等は空前の重大なる時局に際會し、國民は重税の負擔に甘んじ、汽船は外征の將卒を載せて歐洲に赴き、之れが補助供給の大任務を盡さざるべからず、全國民は有らゆる努力を以て此戰爭に勝たざるべからず、從つて政府は時局に應ずべき法令を制定して、最も有効に之れが遂行を期す、價額は國民の能率を意味し、大戰の勝敗を決し、米國が高遠なる理想追及の現大戰に勝ち得るか、失敗すべきかを決

定す、之れ政府が公正なる價額を定むる所以なり

斷じて自己的觀念を去れ 斯の如きは特に予の言ふを要せざる處、何人も思惟する處ならんも、今日の時局に際し一般の事業家、商業家は、斷じて利己的觀念を以て徒らに價額を引上げ、暴利を貪り、不當の利益を占むべきに非ず、國家の爲めに身命を献する將卒の心を以て心とし、薄利に甘んじて時局に應せんことを切望す、之れ議論を要せずして明白なる處にて、予の凡ての人に期待せる處、何人と雖も自己一身の事のみを考へて、其人の榮譽を贏ち得べきものならず、

云々

食糧監督官は大統領の命に依り、七月一日(一九一七年)より十五日までを婦人の登録日と定め、食糧節約の運動を起す事とし、右に關する説明書を發表して曰く

男子は軍人として戦場に出ずるの義務を有すれば、此際國內に在る婦人は、戦勝を期する爲めに、婦人として各々其能ふ所を爲さずんばあるべからず、婦人の任務中最も重要な者は、食糧品の節約を行ふ事に在り、米國は聯合國に糧食を供給せざるべからず、

其れが爲めには食糧の生産額を増し、消費額を減ずるの工夫を凝らさざるべからず、戦時食糧品の經濟は聯合國に食糧品を供給する爲めのみならず、物價騰貴の折柄自己の生活費を減ずる上にも必要なり、目下の國內の食糧産出額は、國內の消費を償ふて多少の餘裕を生ずると云ふに過ぎず、若し全國の者が毎週ブレッドを一斤づゝ節約すれば、年に一億プツセルの小麥が餘り、若し全國の者が毎食事費を二仙づゝ減せば、年に二十億弗の餘剰を生ずる事となるべし、政府の戦時食糧監督官は、華府の國防協會、各州の國防協會及び各種の婦人團體等の助力を得て、全國婦人食糧經濟同盟と稱するが如き團體を組織する方針なり、而して全國の婦人に其會員たらん事を希望する者にて、其れが爲め來る七月一日より十五日までに婦人の登録を行ふべし、登録事項は婦人の番地、年齢、職業、家族の數、主人の職業、家庭にて料理するや否や、家庭の附近に野菜を作るべき空地を有するや否や等にて、監督局は以上の如き登録事項を参考として、食糧品節約の方法を立て、會員には食料品節約に就て絶えず種々の注意書を配布すべく、會員は各入口に會員證を掲げ置くべし、會員は會費を要せず、尙ほ最後に食糧品經濟に就き云へば、

(一) 麥又は麥粉を節約すべし、一週一日麥粉を廢し、麥粉の代りにコーン・ブレッド若しくは他の穀類を用ゆべし、聯合國の最も必要とする者は麥なり、(二) 肉類を粗末にすべからず、(三) バター并にラードを節約すべし、(四) 安價にして且つ滋養に富むものを選び、(五) 可成的地方産の物を選び、食糧品運搬の手數を省くに心掛くべし、(六) 暴食を禁じ、過剰の料理を節し、食物を捨つる事あるべからず。斯くして大統領夫人を始め約百萬人の會員を得、第一回分として次の如き注意書を各會員に配布せり。

- 一 一日三度の食事中、一度だけ肉類を用ひざること
- 二 ブレッドを粗末にせざること
- 三 ミルク、バター并に砂糖を粗末にせざること、料理用バターの使用量を減ずること
- 四 果物、野菜、魚類を従来より多量に使用し、肉類を貯蓄すること
- 五 石炭及び瓦斯の使用量を減ずること
- 六 可成的地方産の物を撰び、其れに要する運賃及び手數を省くこと
- 七 一般的の注意―食糧品を少く買ふこと、暴食を慎むこと、間食を禁ずること、發育盛りの子供には充分食物を與ふること、食物を妄りに捨てざること。

食糧監督官は更に十月二十八日(一九一七年)より十一月四日に至る一週間を以て、米全國に亘り「國民食糧節約宣誓週」と爲すに就き、説明を發表して曰く

米國政府は全國民に舉國作戰の意味にて牛肉、豚肉類、麥、バター及び砂糖の使用を節減し、食料の冗費を慎まん事を要求するが、即ち此宣誓週の趣意なりと聲明せり、當週間中に政府は全國二千二百萬人の主婦中、千三百萬人をして節約宣誓に加盟せしむる目的にて、約五十萬の婦人の運動を開始すべし

佛國及び伊國の食糧は不良にして、且つ世界海運輸送力の缺乏あり、是等諸國民に食料を支給する責任は一に米國の肩上に在り、米國亦た國內に於ける食糧品の節約に努めざるに於ては此責を果たす事容易ならず、若し米國にして此節約に失敗し、是等諸國に對し食料支給に支障を來さば、是等諸國をして戰鬪を繼續せしむる能はず、其結果白、佛の戰線は直ちに太平洋岸に退くの外なからん

更に米國食糧品購買價額の減少は、米國の對聯合國供給能力問題を支配すると共に、米國內需要を充たすに足ると否とを決し、直ちに物價調節の成功と否とを定むべく、是れ

米國內に於ける大人たると、小兒たるとに關せず、一切の住民に取り一大問題にして、即ち全國々民一致して此目的の爲めに努めざるべからざる所以にして、政府は茲に全國民に對し、家庭に於けると、公衆の場所に於けるとの別なく、米政府の趣意を體し、食糧の節約に努め誤まる處あるべからず、是等の事情なしとするも、之れ人道上的大問題なり、歐洲幾百萬の婦女子は、一に米國の食糧を頼りとす、吾人他に理由なしとするも、此點のみにも米人は人道の爲め、貢獻に努めざるべからず、即ち此理由よりも政府は深く之れを懲憚するものなり。

大統領は以上の如き食糧監督官の説明に裏書する爲め、全國民は家庭に於ても、公衆の飲食場に於ても、食糧監督官の趣意を體し、其施政を助けん事を懲憚し、食料節約週中全國民全國に亘る監督局の運動に應じ、其節約誓約に加盟し、食糧の保存に付き協力せんことを勸告し、米國民の食料節約を除き、米國は現大戰に於ける其目的を達すべき道なしとなせり、即ち其教書に曰く

米國の責任 吾人と共同作戰中の諸國民の爲め、食料供給を發見する主なる責任は、

米國住民の肩上に歸せり、而して之れ一面に於て吾人生活上の必要物價額に影響を及ぼすものたり、我が國天惠豊かに食足り、若し國民にして其食糧節約を使用し、其健康を支持するを程度とし、其過剰を吾人の支給に主として頼る諸國に、自由に供給するに足らば、吾人は常に吾人の彼等に對する責任を竭すのみならず、國內に於て正當なる物價を支持し得べし、十分なる食糧を海外に於ける我が兵及び聯合國軍民に支給するは吾人の第一責務たり、何となれば各國の獨立の爲め、義戦に従ふ彼等の勢を支持せんとせば、彼等の健康を期せざるべからず、而して我が國の食糧問題の解決は、米國內男女成年兒童に拘はらず、一切個人の奉任に俟たざるべからず

人道の貢献 此目的にて國民の義勇的努力を得んが爲め、予の命に依り食糧監督官は運動を開始し、各個人をして各國及び世界人類に對し、等しく奉仕貢献せしむるの機會を與ふ事とせり、吾人は家庭及び公衆飲食場に於て、貢献犠牲を拂はずして、現大戰に於ける目的を達するを得ず、食糧監督官を援助し、國民之れに加盟するは此意に外ならず、今や國民加盟運動進行し、五十萬の運動員戸々に就き署名を徴すべく、各家庭飲食

店は麥、肉、砂糖等に就き節約誓約を請はるべし。

斯くて全週日曜日には、此目的の爲めに全國十萬の牧師の、各教會に於ける食糧節約に關する説教を始め、五十萬人の婦人運動員は、全國二千二百萬の家庭を訪問して

妾は國家の爲め食糧品節約の舉を賛し、之れに加盟する事を諾す、妾は今後米國食糧監督官の指圖と訓示を受け、家庭の事情の許す限り、之れに従ふ事を誓約す

といふが如き宣誓證に一々署名を募り、豫定數千三百萬人の主婦の誓約を得る事に成功せり。

婦人に對し食糧節約運動を開始したる政府は、更に青少年少女八十萬人の食糧經濟運動を起す事となり、農務省監督の下に過去八年間、食糧經濟運動を試みたる米國食糧經濟協會は、全國各種の青少年少女の團體に屬する者八十萬を以て、一大食糧運動を開始し、即ち少年少女八十萬の中、成績良好なる者を選抜して、食糧經濟練習キャンプに收容し、食糧經濟に必要な訓練を施し、別に全國各市に食糧經濟に關する展覽會を開催し、成績良好なる青少年少女に賞金及び賞牌等を與へ、大に奨勵に努むる處あり、キャンプに於ける仕事の

重なる者は、果物及び野菜の保存にて、是れ亦た少からざる好果を奏したり。

以上の如く國民を嚮導し、啓發し、訓練し、義務を自覺せしめたる後、食糧監督官は食糧品中最も重要な小麥粉及び麥粉の監督令なるもの發表したり、監督令の要項に曰く、(一)戦争にて小麥相場の變動甚だし(二)聯合各國政府は小麥の投機的賣買を防ぎ、小麥分配の均等を得る爲め一名の購買官を選任したり(三)船舶不足の爲め歐洲行米國小麥の輸送頗る困難なり(四)輸送困難なる爲め米國の倉庫に積込まるべき小麥は、平和回復の際又は獨逸潛航艇失敗の際市場を攪亂するに至らん、事情斯の如きを以て食糧監督官は、小麥監督令を制定せり、即ち

政府は必要に應じて小麥を買占め、市場の混亂及び不正商人の跋扈を防ぎ、委員を設けて小麥の價額を公定し、毎日百バーレル以上の小麥を取扱ふ製粉場に許可證を下付し、許可證を有せざる製粉場の營業を中止せしめ、飛入りの小麥賣買者の活動を許さず、商賣人とても普通以上の小麥量を取扱ふ能はず。

食糧監督官は宣言して曰く、『新たに經濟方法を講ずるにあらざれば、聯合國は本年の小

麥の産額を見積るも、實に四億萬ブツセルの供給不足を見るべし、依て合衆國人民が小麥を不經濟的に使用する事なく、又出來得べくんば他の穀物を代用せん事を希望せざるを得ず、若し各人が一週間に一斤の小麥を少く使用すれば、優に此不足を補ひて餘りあるべし、聯合國は合衆國及び加奈太の産出の小麥を得るも、他の市場とは没交渉となり、露國の供給は外國へ輸出する能はず、ブルガリヤ及びルーマニアの小麥は敵國の手に在り、濠洲及び印度よりの供給は、其航海の行程は三倍あり、之れが爲め北太平洋の港灣より輸出するに比しては、三倍の船腹を要すれば、何れにしても米國人民が節約して、八千萬ブツセルより二億二千萬ブツセルを餘分に輸出し、其不足を補はざるべからず」と、之に於て食糧制限に關する新警告の發布となれり、該令は主として麥粉を制限する事を目的とし、全部九項目より成り、一九一八年一月二十八日以後實施せらるゝ事となれり、即ち左の如し。

麥粉の制限 小麥粉を買ふべき時、其買ふべき小麥粉と同量だけの他の食糧品を買はざるべからず、即ち小麥粉と小麥粉に代るべきものとを同時に同量だけ買はざるべからず、小麥粉に代るべきものとは、米、コーン、大麥、オートミール、ポテート、ビン

ズ等の如き是れなり、主婦は小麥粉と其等の穀物類とを混合使用するか、又は小麥粉の代りに其等の穀物類を使用するか、二途孰れにか出でざるべからず、小賣商人は以上の規定を心得置くの要あり。

勝利麵包 プレツド製造業者は、一月二十八日以來小麥粉九割五分、小麥粉以外の穀物粉五分とを以てプレツドを作らざるべからず、一月二十八日より混合物の量を漸次増して、二月十四日までに混合物の量を二割だけに増さざるべからず、即ち二月二十四日以後は、小麥粉八割混合物二割とを以てプレツドを作らざるべからず、此プレツドを便宜上「勝利麵麩」(ヴィクトリー・プレツド)と稱す、プレツドを買ふ者は成るべく「勝利麵麩」を求め、家庭に在てプレツドを作る者も成るべく「勝利麵麩」を作る様心掛けざるべからず。

購買高制限 マカロニ、ヌードル、クラツカー、パイケーキ等を製造する者は、小麥粉を成るべく少く買はざるべからず、本年中(一九一八年)は昨年中に買入れたる小麥粉の量七割以上を買入るべからず、例へば昨年一萬バウンド買入れたる者は、本年は七

千バウンド以上を買入ること能はず。

卸商の制限 麥粉卸者は昨年仕入れたる小麥粉の分量の七割以上を仕入るべからず、今年二月には昨年二月に仕入れたる額の七割以下を仕入れざるべからず、毎月以上の如き方針を以て、小麥粉仕入高を制限せざるべからず、尙ほ小麥粉製造者は小麥二百六十四バウンドを以て、小麥粉一バーレル即ち百九十六バウンドを作らざるべからず。
無麥粉日 各家庭及びレストーラント共に毎週月曜日と水曜日とを無小麥粉日とし、毎日食事中一回を無小麥粉食とせざるべからず、但しスープを濃くする等の爲めには、少量の小麥粉の使用を妨げず、無小麥粉日には麥粉プレツド以外のプレツドを作らざるべからず、プレツドを買ふ者は成るべく勝利麵麩を買ふ様にすべし。

無肉日 一般の肉類と豚肉との消費高を減する爲め、毎週火曜日を無肉日とし、毎日の食事中一回を無肉食とし、毎週火曜日土曜日とを無豚肉日とす、ミートレス・デー及びボークレス・デーには、成るべく魚肉又は鶏卵を使用すべし。

例外の場合 以上の規定は全國一般に實行さるべき規定なるが、地方に依り各々其

狀況を異にするあるを以て、斯の如き場合には、各州の食糧監督官が適當の處置に任ずる事となり居れり、尙ほ毎日三度の食事中、無肉食とすべき一回の食事は、夕食が可ならんとの事なり。

此食糧制限令は法律にあらず、政府より一般市民に對する希望に過ぎざるも、若し市民にして此希望を守らざる時は、止むなく法律を以て強制することとなり居れり、尋で更に肉類及び砂糖に關し新制限令を發し、本年は米國全體を通じて、肉類の缺乏著るしき模様ありと同時に、歐洲聯合國へも多量の供給を必要とする關係もありて、食糧監督官は一般家庭に於ては、一週間にクリアー・ビーフ一封度四分ノ一以上を買入れ得ざる事とし、若し一人宛の割當とする時は、骨を含みたる分量一封度半以上を消費する事を禁せられ、又ホテル及レストラントに於ては、ポイルド・ビーフは毎週一回、ビーフ・ステーキは一回、ロースト・ビーフも一回以上は客に供し得ざる事となれり、而して其代用品として馬肉、鯨肉、魚肉を奨励し、殊に魚肉の如きは米國人は何等趣味を有せざる者多きと共に、如何なる時期に於て如何なる魚類が市場に現はるゝやも知らざるものあり、従つて魚肉の奨励

爲す上にも甚だしき不便を感じる譯なれば、各魚類の季節に就き一般の參考に資する爲め注意書を發表する等、至れり盡せりと謂ふべし。

砂糖も亦食糧監督局新制定の飲食店、ホテル等に對する砂糖節約令は七月十日（一九一八年）より實施されたるが、食糧品小賣商、麵麩焼業及各ホテル、飲食店等は、昨年七、八、九の三ヶ月間に消費せる量を報告し、總て昨年の半額だけの砂糖購入を許可され、其購入方法は砂糖一袋（五十斤）に對し購買券一枚の割にて、各自許可せられたる購入額に應じ下付さるものなり、猶ほ飲食店等は同日より卓上の砂糖壺を取去り、珈琲一杯毎砂糖一匙以上供する能はざる事となれり、而して家庭に於ても一人一ヶ月の使用量を二斤に制限せられ、果物罐詰用と雖も一時に二十五斤以上を買入ること能はず、其都度地方監督官の許可を受けざるべからず。

砂糖消費節約に就ては、米國政府は種々なる方法を以て制限しつゝあるが、歐洲同盟國にては砂糖の生産額著るしく減退すべき狀況に在り、結局は米國より同方面に對し、多量に仕向くるの必要ある爲め、一層の節約を要する事となり、米國食料監督局にては之が消

費の制限方法に關しては豫て研究中なりしが、遂に此制限に關して更に嚴重なる取締を實行する事となり、即ち一般家庭に於ては砂糖の買入は一回の分量二斤以下とし、若し罐詰又は食料品の保存を目的とする場合には、二十五斤までは購入し得ることになし居れるが、今後は此買入に對し嚴重に監督を爲し、規則外の分量を買入るゝを絶対に禁止せんが爲め、検査官をして一々食料品商の販賣の數量其他を検査する筈にして、食料品商は特別説明書を添へ置き、顧客が罐詰向又は保存向として買入を爲したる度毎に、此證明臺帳に買入を爲したる者の署名を爲さしめ、住處等をも明記し、後日間違等の起りたる場合には、此等の購入者を食料監督局に呼出し、種々取調を爲す譯なるが、此署名を爲したる證明臺帳は時々検査官に提出して其承認を求むるを要す、猶ほ食料監督局にては更にホテル、レストラン等の買入に就ても制限を加へ、前記の如き證明書の備付に依りて、充分なる取締を行ふ事とせり。

政府は食料品暴利者は、獨り卸商のみに止まらず、小賣商の暴利を貪るもの亦甚だしきものありとて、既に卸商人に對しては其利益に制限を加へたと同様、小賣商人に對して

も遂に一種の制限を加ふる事となり、即ち

小麥粉、大麥粉、勝利麵粉、コーンミール、ライスフラワー、砂糖、薯、玉葱、罐詰トマト、罐詰コーン、罐詰豌豆、サモン、罐詰ミルク、バター、鶏卵、ラード代用品、ベーコン、ハム、野菜及果物

等を販賣する小賣商人は、凡て仕入値段并に其賣値段等を列記したる掲示板を、最も眼に着き易き場處に掲ぐるの必要あるものにして、此掲示板の大きさは高さ五尺巾三尺より小ならざるものとし、而して仕入値段には運賃以外のものを附加する事を許されず、又値段に就ては原價が賣價より次の如き割合を引去りたるものに相當する時まで、以下の値段するに定むる筈なり、即ち

コーンフラワー、ラード、コーンミール、罐詰ミルク、大麥粉、米粉等は現金賣の場合は一割六分以下、掛賣は二割以下

罐詰コーン、全豌豆、全ドライビーンズ、乾葡萄酒等は現金賣は二割五分以下、掛賣は三割以下

コーンシユラツプは現金賣は二割以下、掛賣は二割五分以下

罐詰トマトは現金賣は二割以下、掛賣は三割以下

等にして、鶏卵は一打に付現金六仙掛賣七仙五厘、バターは現金五仙掛賣六仙、小麥粉は

一斤一仙、ライヌフラワーも一仙の利益を取り得る次第なるが、政府が斯かる取定を爲したるは、小賣商の暴利を防止すると同時に定價表を掲げ置くは、一面に於ては消費者に對するに、小賣商人の信用を増進する所以ともなればなり、斯の如く當に食料品の節約并に卸賣商人の暴利を防止するのみならず、他方に於ては國民の奢侈を戒め、儉約を奨励し、農務卿ハウストン氏は戰時婦人の心得として(一)自ら經濟的生活を爲すと共に、人にも經濟を勸むること、(二)無駄使ひせず貯蓄すること、(三)經濟第一と、戰爭と家庭との關係に就て訓諭し、更に大統領は全國一般に向つて、諸事儉約の布告を發し、全國民戰時中諸般の購買上極力節約を方針とし、以て物資の濫費を避け、國內製産業を戰時製産業に集注する便宜を謀らん事を慫慂せり、其布告に曰く

現大戰は軍隊のみの戰爭にあらずして、全米國一億萬人の國民の戰爭なり、従つて國民は戰爭産業に産業力を傾注する爲め、凡ての方面に亘り極力節約に努めざるべからず、吾人の當面に横はるは當に財政的經濟に止まるにあらずして、物資の保存、節約、勞力の節約、輸送力を節約し、是等の餘力を凡て戰時上に注がしむるに在り

斯の如き節約は、全國一致、一般の購買に注意し、全國に亘り事々物々節約を方針とするに依り之を實現し得べし、予は之に於て全國民に食料と云はず、燃料と云はず、凡ての必要なる物品を節約し、之を製産する勞力節約を助け、全國民唯だ其健康と生活とに必要なる物品のみを購買し、節約し得たる費用を以て自由公債に應募し、之れに依り各人世界の自由と文明とを救助する自由の義戰に貢献せん事を慫慂す

予は更に自由公債所持者と、戰時貯蓄切手所持者とに對し、更に公債と貯蓄切手との購入に努むる事は、其義戰に對する貢献を一層深め且つ大なるものたらしむるを提言す、是等政府債券を購入するは、其購買力を戦後まで米國に移し、米國の作戦を充分ならしむるものなり

予は切に全國の婦人と小兒とに告ぐ、卿等は六月二十八日(一九一八年)まで又は當日米政府發行の債券を極力購入し、及ぶ限り戰時節約協會々員の一人として、之を爲さん事を、現に募集する戰時産業援助及び節約援助の義勇軍とも云ふべく、戰時貯蓄協會は六月二十八日(一九一八年)を以て、一應其募集を締切るべきを以て、茲に特に全國民に告

ぐる所以なり、冀くば一名と雖も之に漏るゝなからんことを。

此趣旨よりして政府は洋服、帽子、靴に至るまで制限を加へ、殊に靴の如きは婦人用靴は跟上り土部まで六吋半、少女用は同じく六吋、小兒用は五吋半と限度を制定し、更に靴小賣値段の最高價額を制定し、其形と品質とに依つて之をエー・ビー・シーの三級に分ち、エー級の靴一足は最高小賣價額九弗乃至十二弗、ビー級は六弗乃至八弗五十仙、シー級は三弗乃至五弗五十仙、又少年用の靴も各々三級に分たれ且つ色まで一定して黒、濃褐、白の三種に限られ、違犯者は所罰せらるゝ事となり居れり。

一面食料品の節約保存を促がしつゝ、他面農業の奨励、生産物の増殖を謀りたる結果、一昨年度(一九一七)に於ける重要農産物は、開戦前五ヶ年の平均收穫高より、約五十億ブツセルの増收を見るに至れり、今農務卿ハウストン氏より議會に報告されたる農業年報に依れば、同年度に於ける主要産物の生産高左の如し。

コ ー ン(玉蜀黍) 三、一九一、〇〇〇、〇〇〇^{ブツセル}
* イ ー ト(小 麥) 六五九、七九七、〇〇〇

オ ー ツ(燕 麥) 一、五八〇、〇〇〇、〇〇〇
バ ー レ ー(大 麥) 二〇一、六五九、〇〇〇
ラ イ(黒 麥) 五六、〇〇〇、〇〇〇
バツクホイート(蕎 麥) 一六、八一三、〇〇〇
ホ テ ー ト(芋) 四三九、六八六、〇〇〇
スウキートホテート(甘 芋) 八四、七二七、〇〇〇
ビ ン ズ(豆) 一五、九五七、〇〇〇
ビ ー チ(桃) 四二、六〇六、〇〇〇
ア ツ プ ル(林 檜) 一七七、七三三、〇〇〇
シュエガービーツ(砂糖大根) 七、六二一、〇〇〇

尙乳牛及他の家畜の数は一昨々年(一九一六年)二千二百七十六萬八千頭に比して、昨年度(一九一七年)二千三百九十萬六千頭に増加せり、家畜中減少せるは羊のみなり、農務省は四百三十四萬八千弗を投じて農業を奨励し、且つ同年度より農資貸出銀行を開始し、以て益々農地の開拓、生産物を増收を謀るに努めり。

今や戦線は益々擴大し、聯合各國民に供給すべき食料品は愈々益々其大を加ふるに至れ

り、之に於て食料監督官は、何故、食料節約を繼續するの要あるか、米國民一般をして能く此意を了解せしめん爲め、次の如き訓令を發せり。

米國民諸君、大統領ウィルソンは吾人征獨民衆の最近食料供給會議に教書を與へられたり、即ち『合衆國の民衆は、聯合國の民衆に對して彼等の健康と慰安とを持し、且つ勇氣を發揮するに足る食料を供給する爲めに、喜んで食料の節約上如何なる犠牲をも忍ぶものなり、斯くて吾人は彼等聯合國民と食卓を同ふせるものなり』と、合衆國民は各自の自發的行爲に基きて食料節約の結果、昨年度（一九一七年）に於て一千二百萬噸の食料を供給したるは、是れ一の成功と云はざるべからず、之に由て吾人及び吾人の同志が等しく仰ぐ世界的自由も、民主主義の戰に依て贏ち得能ふ所以なり、聯合國民は賞讃と感謝の辭とを行ふに苦しむ程、米國の好意に對して十分に理解し居れり、彼等は食料品生産者、分配者并に消費者に對して感謝し居れり、就中米國內二千萬の家庭に於て、食料を給し、監理しつゝある米國婦人に對しては深く感謝しつゝあり、然れども努力試験は未だ終焉を告げたるにあらず、之れより益々大事に移らん、吾人は世界環視の裡に有終

の美を濟さざるべからず、左表に示すが如く、吾人は一九一九年七月一日までに、自國の陸海軍人、聯合軍人及白國々民の救濟上必要なる食料を供給せざるべからず、吾人は佛國に三百五十萬の兵士を送り、之に世界最優秀の軍器糧食を供給せざるべからず、吾人が征獨軍の優勢を持続せんには、自國軍隊及び軍器の補給、聯合國民と其軍隊の食料とを充分ならしめざるべからず、加之白國は全國民舉て飢餓に迫りつゝあり、而して兵士と食糧の輸送上、船腹の不足、獨逸潜航艇の危険、造船問題等、米國に從來輸入せらるゝ食料を必要萬止むを得ざる物品と數量とに限つて、之に依て船腹の餘裕を作り、米國戰時輸送并に聯合國に對する食糧の輸送に充てざるべからず、之に充つるとも猶ほ覺束なき程の輸送力なり、今日の事情を以てすれば食糧を節約する事は、人命を救助すると云ふ事なり、速かに且つ完全に勝利を收めんには、各個人其義務を勵行せざるべからず、各家庭に於ては家計豫算を吟味し、購入法に注意し、料理を研究して一品たりとも無駄にせず、簡易生活や手輕料理に満足せざるべからず、勿論收入不足の結果、充分食事を取ること能はざる家庭もあれど、米國の大多數の家庭にては、寧ろ飽食しつゝあり、

殊に食糧に入費を毫も意に介せざる家庭に於て殊に然り、従つて節約の餘地は充分に存す、予は必要なる程度に吾人の本年度の目的を、諸君の意識的行爲に依て貫徹し得るものと信ず、米國民の大多數は負ふべき食糧節約の個人的責任を喜んで擔ふべきなり、是れ國民の特性并に精華と云ふべく、吾人は何處までも之に信頼して可なりと信ず、諸君、食料の節約は、大戦の勝利に何より必要なるものたる事を深く省察せよ。

同時に食料監督官は、次の如き食料家政訓を發して、國民一般に食料の節約を問ふ所ありたり。

吾人は聰明なる一億五百萬の米國民に對して、毎日三回本家政訓を精讀して、未曾有の國民的食糧監理上、各自の意識に訴へて最上の努力を持續せられん事を渴望す

本年度に於て吾人は聯合國及米國の陸海軍人に對し、一千七百五十萬噸の食糧を供給せざるべからず、是れ戦勝を期する爲め最も必要事たり、吾人は昨年度に於て一千二百萬噸の食糧品を供給せり、而して斯かる巨額の食糧供給は、内地在住者が食糧の浪費を節し、食事は健康と體力とを持する上に、必要なる程度に止むる様爲さざるべからざれ

ば到底能はざる處なり、故に諸君は左の各項を遵守勵行せられよ

- (一) 小麦粉を用ゆる場合は、其節約上他の穀物を二割以上混用せよ、是れ聯合國民と食卓を共にする所以なり
- (二) 麵麩は卓上必要なる分量のみ切るべし、屑を出す勿れ、又飾用としてトーストを用ゆる勿れ
- (三) 麵麩を買ふ時は、二十四時間以前に麵麩屋に注文すべし、麵麩屋は注文に應じて作るを以て、不用の分量を作ることなし
- (四) ケーキベストリー類は、成るべく少食すべし
- (五) 米國の家庭の大多數は、肉食を三分の一に減じ得べし、新鮮なる肉若くは鳥類は一日一食に止め、燻肉を用ゆべし、又残物は冷肉にて又は其他の料理にて處分すべし、スープを作れ、肉はフライド又はローストとせず、成るべくスチューにして食すべし
- (六) 脂肪は何たるを問はず之を貯へ置くべし、一食一人前半オンス以上のバターを

使用する勿れ、ファットを多量に用ゆる揚物は差控ゆべし、而してチーズは大に節約せよ、米軍及聯合軍は大に要求しつゝあり

(七) 砂糖、珈琲、茶、コ、ア等も大に節約すべし、又一人一ヶ月二斤以上の砂糖を使用すべからず、縦令一匙の珈琲、茶、コ、アと雖も浪費する勿れ、此等は皆輸入品なればなり

(八) 牛乳の使用に注意せよ、兒童は其發育上牛乳を多量に給せざるべからず、併し牛乳を濫費する勿れ、スキンド・ミルクやサワー・ミルクは料理用にすべし、兒童には毎日少くも一コートの牛乳が必要なることを忘るゝ勿れ、二割以上のバターを有するクリームを用ゆる勿れ

(九) 食糧は地方産の物を用ひよ、果物、野菜其他の食糧品は其地方々々にて産する物を用ひ、汽車や汽船にて運ぶ他地方産の物を用ゆる勿れ、輸送機關の戦時活動上非常なる重大關係を有すればなり、餘りたる果物や野菜類は、罐詰又は乾物に爲すべし

(十) 人造氷を使用する地方にては、單に食物の腐敗を防ぐ爲めのみを使用し、其他には決して用ゆべからず、製氷上必要なるアンモニアは、肝要なる軍需品なればなり

(十一) 家畜飼料は昨年よりも乏しければ注意せよ、勿論家畜は保護せざるべからず、家畜を飼養せる者は、入念に日々の飼料を計算して、無駄にせざる様心掛くべし

(十二) 多量に食糧品を買入るべからず、物價が騰貴するとか、品不足になるとかの關係にて、所謂買込みなるものをする事勿れ、其結果物價は騰貴し、又法律違反として所罰を受けざるべからず

(十三) 愛國者の満足とは何か、出來得るだけ少く買ひ、唯食するだけ料理し、一日三食に限り、間食は全廢し、出來るだけ少しづゝ食ひ合せ、食膳は清潔にすること、而して客に對しても手輕料理の原則を應用し、斯くて愛國者の満足と云ふ事に大悟徹底せよ、非國民の贅澤を呪ふて、自ら節約者たる光榮を誇れ

(十四) 諸君記憶せよ、此訓旨に従ふ者は、一億二千萬人の聯合國民と、食卓を圍むものなり、食糧の一品たりとも馬鹿な買入れしたり、無駄に料理したり、又無闇に食したりすれば、聯合食卓より其れだけ乏しくなる譯なり、素より諸君の好む物を食すべからずと云ふにあらず、出來得るだけ食糧を節約せよと云ふに在り斯くして十一月十一日(一九一八年)を以て、殆ど無條件降服に等しき休戰條約署名成立までに、米國より聯合國に輸送されたる食糧品并に其他の物資は、實に左表の如き驚くべき數量に達せり。

| 品目 | 數量(一日分の量) |
|--------|-------------|
| 豆 | 三九〇,〇〇〇,〇〇〇 |
| 麥粉并代用品 | 一八三,〇〇〇,〇〇〇 |
| 牛乳 | 二六七,〇〇〇,〇〇〇 |
| バター代用品 | 一六一,〇〇〇,〇〇〇 |
| 砂糖 | 一四三,〇〇〇,〇〇〇 |
| 肉類 | 八九,〇〇〇,〇〇〇 |
| 珈琲 | 六七,〇〇〇,〇〇〇 |

米、蜀黍飯其他

一一三,〇〇〇,〇〇〇

卷煙草并煙草(別口)

七六一,〇〇〇,〇〇〇

其外調味料、果物、菓子及芋等各々前數量と全比

今次の大戦は有らゆる新現象を以て世界の耳目を驚かせるが、米國の食糧政策の如き、特に其顯著なるもの、一なり、何となれば米國の食糧政策は、「此大戦の勝を制するものは食糧なり」といふ大鐵案を眼前具體化し、聯合軍の光榮ある大捷に依て戦局を結びたればなり、即ち此食糧政策に縦横の手腕を振ひて大成功し、今次大戦の偉勳者の一人として、世界渴仰尊崇の標的となり、遂にフーヴァライズ Hooverize なる新熟字を作るに至れる當面の人、フーヴァーとは抑も如何なる人物なるか。

歐洲戦争開始後間もなく、白耳義戦争罹災民米國救済委員長となり、獨軍に蹂躪せられたる白國民の婦人や小兒の救済に従事して、顯著なる効績を現はし、白國民より神の如くに敬まれ、後、米國食糧監督官として大統領より拔擢され、無俸無給にして進んで此の大任に膺りたる程の高潔なる人格者たり、フーヴァー氏は一八七四年アイオワ州に生れ、一

八九一年十六才にしてスタンフォード大學が開校されたる當時全大學に入學し、鑛山科に席を持せるが、家貧くして資續かず、自ら額に汗して學資を作らざるべからざれば、或は洗濯屋に働き、或は鑛山科教授ブランナーの下に地圖の作製に従ひ、夏はブランナー教授と共に、附近の鑛山を測量したり抔して、學資を得るに汲々とし、一八九五年漸く全大學を卒へたり、彼は須氏大學在學中、彼より一年下のモントレーより大學に入學せる銀行家の娘ロー・ヘンリー嬢と相思の間柄となり、ヘンリー嬢は地理學を専攻せるが、一八九九年遂に彼と結婚せり、彼は一八九五年二十才を以て全大學を卒業後、間もなくニュー・メキシコ州のモーニング・スター鑛山に雇はれ、其翌年加州鑛山技師界にて有名なるルイス・チャニン氏に見込まれ、チャニン氏の事務所に入る事となれり、チャニン氏は世界に於て有名なる英國の鑛業會社ベウイツク・モーアイング會社と關係を有したりしかば、彼はチャニン氏の紹介に依て、ベウイツク・モーアイング會社の技師として、全會社の經營に係る濠州のバルスと云ふ所の鑛山に、年六千弗の俸給にて勤務する事となれり、彼は濠洲にて大に活動し、其成績頗る見るべきものありたりしが、過度の勞働に依り健康を害したる

を以て、一時米國へ歸り桑港にて靜養中、倫敦本店よりの命令にて、支那の雲南に赴任する事となり、一八九九年夫人を全伴し、白人の足跡未だ普からざる雲南、西藏境の鑛山の探險に従事せり、後、間もなく雲南省の顧問技師となりて鑛山事業に努力し、更に支那政府の顧問技師に備はれ北京に居を定めて、當時極東經營の歩を進め、支那の鐵道や鑛山事業に勢力を張らんとせし露國の活動を掣肘し、英國の秘密代表者として、支那各地鐵道の敷設權を獲得し、鐵道の敷設に従事せり、彼は一九〇〇年北清事變の際北京に止まり、其後倫敦に居を移し、倫敦ベウイツク・モーアイング會社の重役として、主として東洋方面の鑛山經營を指揮し、今猶は全會社の重役たり、資産は五百萬弗位と稱せらる。

戰時全國禁酒と憲法修正全國禁酒

米國の全國禁酒(ボーン・ドライ)なるものに二種あり、一は農務省緊急豫算一億二千萬弗の一修正案なる所謂戰時全國禁酒にして、他は憲法修正に依る全國禁酒なり、政府は戰時陸海軍々人の風紀并に士氣を維持振作する爲め、參戰勿々各兵營所在地より一哩四方以内に於ける地を禁酒區域とし、此の區域内に於ける酒屋の營業を禁止し、同時に制服着用

の軍人には、酒屋、家庭又は俱樂部其他如何なる場所に於ても、絶對に酒を供給する事を禁じたりしが、尙ほ戰時中食糧保存、國民一般及び軍人の士氣維持の目的を以て、所謂戰時全國禁酒令を布くの必要あるを認め、茲に米國議會禁酒派首領にして、テキサス州選出上院議員シエハーード氏の提案となり、同案は十一月二十一日(一九一八年)を以て遂に大統領の署名裁可を経て法律となり、愈々一九一九年七月一日より實施せらるゝ事となれり、原案に依れば

一 一九一九年六月三十日以後、戰爭終結し出征米國軍歸國解隊終了の日まで、戰時の爲めに勞働を節約し、且つ軍器、彈藥及び陸海軍用の船舶、食糧、被服の生産又は製造力を増加する爲めに、輸出目的以外酒類の販賣を禁止す。

但し禁酒解禁の時日は大統領之れを定む。

二 一九一九年五月一日以後、米軍解隊終了の日まで、穀物、果物及び其他凡ての食糧品を酒類醸造用に使用するを禁ず。

三 本案が大統領の署名を経たる日より、米軍解隊終了の日まで、凡ての酒類の輸入を

禁止す。(附記日本酒も無論輸入禁止)

四 以上の法令に違反したる者は、一ケ年以下の禁錮又は千弗以下の罰金に處せられ、又は禁錮罰金共に併科せらる。

五 大統領に本案成立署名の日より、軍器工場、造船所及び其他戰爭關係の鑛山又は工場附近に、任意に禁酒區域を設定するの權能を賦與す、之れに違反したる者は、第四項罰則に準じ同様に所罰せらる。

とあり、此外に米國食糧監督局は一九一八年五月議會兩院を通過し、大統領の署名を経たる戰時食糧監督案中の酒類項目の條文(第十五條)に依り、麥酒の醸造を同年十二月一日以後禁止する旨發表せり、右は麥節約を目的とするに在り。

次に憲法の修正に依る全國禁酒なるが、右も同様昨年(一九一八年)議會を通過して、全州四分の三即ち全國中の三十六州が之れに批准せば國法となり實施せらるゝものにて、既に全國中四十五州の批准を了し居れば、無論國法となりて愈々一九二〇年一月十七日より實施せらるゝものなり、目下全國の酒醸造業者及び葡萄栽培者は、大々の反對運動を起し

て愈々フレンドム(一般投票)に依つて違憲を争ひ、之れに依りて四十五州中十州以上を切崩して、以て此の全國禁酒案を無効に歸せしめんとしつゝあるも、禁酒は既に全國の輿論となり居り、目下の處非禁酒派到底勝算なきものゝ如し、之れに關し産業界及び經濟界に最も打撃を蒙むべきものは加州なりとす。

米國鐵道管理局

大統領は十二月二十六日夜(一九一七年)長文の宣言書を發し、二十七日説明書を發し、戰時米國鐵道及沿岸航路の統轄權を、政府に收むる旨發表したり、宣言書に曰く

戰時軍隊軍需品の輸送力を増加し、米國軍事活動を充分發揮する爲めに、市街鐵道以外の鐵道(蒸氣鐵道と電氣鐵道の凡て)及び内地并に沿岸航路を、十二月二十八日正午より政府の手に移し、政府直接之を經營す

對獨及び對澳宣戰書に依つて、大統領は戰爭を遂行する爲めに、凡ての富源を使用し得る事となり、一九一六年八月の陸軍條例に依り、大統領は戰時交通機關を左右し得る事

となれり、猶ほ大藏卿マクアドー氏を鐵道總裁に擧げ、同氏をして各鐵道及び汽船會社と詳細の交渉を行はしむべし

と、大統領の宣言に従ひ、今回新設の鐵道監理局總裁となれる大藏卿マクアドー氏は、大藏省内に於て全國主要鐵道員代表員を以て成る戰時鐵道委員七名と、約一時間半に亘る審議を試みたる後、二十八日正午を以て全國鐵道二十五萬哩の管理權を、會社側より政府の手に收めたり、全國鐵道を沒收したる政府は先づ(一)元費を省き(二)貨車の運轉系統を整理し、軍用車を第一位に置き、次に一般貨車の運轉を敏速ならしめ(三)貨車取扱法を簡便にする筈なり、而して大統領は鐵道を政府にて經營するに當つて、最近三ヶ年の鐵道純益の平均年額を會社側に支拂ふべく、鐵道官營は戰時中のみなりと述べたるが、過去三ヶ年の純益平均年額は九億四千七百二十六萬七千四百七十一弗なり。

以上は鐵道官營の大體なるが、猶ほ於以上説明を加ふべき要あり、抑も米國が去る一九一七年參戰して以來、軍隊及び軍需品の輸送其他戰時産業の膨脹、海外輸出入の激増等より、米國現在の鐵道

延長約四十萬哩 第一トラック二十五萬四千〇四十六哩 第二トラック二萬九千四百十四哩 第三及ヤードトラック
十萬二千九百八十四哩

貨車數 二百五十萬輛

貨車、機關車、客車共聯絡延長約二萬哩

といふが如き世界第一の大規模の鐵道も、俄かに其輸送力に大不足を生じ、其結果諸方到處貨物は輻輳停滯して堆積し、其爲め貨車は愈々大不足となり、最近毎月十三萬輛乃至十五萬輛の貨車が、各線の敷地に澁滯して動かず、貨物は愈々山積して如何ともすべからざるに至り、政府は此危機に際し斯くては國家の一大事なりと、遂に全國の鐵道監理權を政府に收め、茲に鐵道監理局の新設を見るに至りたるなり、爾來監理局は先づ新たに貨車十五萬輛、機關車一千餘臺を建設せしめて其不足を補ひ、全線に亘つて運轉の組織を制定し、運賃を増徴し、嚴重なるデミューレーヂ即ち貨車使用料の徵集等を勵行し、着々堆積せる貨物一掃の事業を進め、今や米國の全鐵道は軍國の一大輸送機關となるに至れり。

米國燃料監督局

三〇五

三〇五

驚くべきは米國現時の戰時政策にして、凡ての事柄を斷々乎として實行し、苟くも之を以て是なりとする時は、輿論に頓着なく、世評に屈託なく、何處に如何なる影響あるにも顧慮せずして、ドシ／＼之を斷行するの態度は、實に有史以來多く見ざるの英斷と謂つべし、二百萬の陸軍計畫既に世界の國民を驚かし、六億弗の飛行機建造費更に世界を驚かし、九百萬噸の造船計畫全く人の度胸を抜き、其他事々物々、思ひ切つたる事業を殆ど談笑の間に決するが如き米國の態度には、惟ふに世界國民の喫驚せざるを得ざる處なるべし、而して今又茲に石炭節約の爲め、ミスシッピー河以東凡ての工場に閉鎖を命じたる如きは、嘗に諸外國人を驚かしたるのみならず、亦實に米國々民を震駭せしめたり。

米國燃料監督官ガーフィールド氏は、石炭缺乏の急に應ずる爲め、ミスシッピー河以東凡ての工場に閉鎖を命じたるが、閉鎖令の内容は大體に於て三つに別れ、(一)石炭販賣禁止十一月十八日以後(一九一八年)石炭商は鐵道、病院、陸海軍營、電信電話會社、船舶、政府及び州政府の役所並に工場、市郡の公共機關、必要なる食糧品製造工場以外に石炭を販賣すべからず、(二)工場閉鎖十一月十八日より二十二日まで、並に一月二十八日より三

月二十五日までの各月曜に、各種工場の石炭使用を禁止す、但し年中無休活動せざるべからざる工場、腐敗し易き食糧品工場は此限にあらず、日刊新聞は一月二十一日より三月二十五日までの各月曜に新聞を發行すべからず、但し月曜に重要な報道記事ある場合には、號外を發行するを妨げず、(三)事務所石炭制限—一月十八日より三月二十五日までの各月曜に、食糧品、薬店、醫院以外の商店並に事務所、芝居小屋其他遊戯場の石炭使用を禁止すとの三項なるが、政府は之れにて約三千萬噸の石炭を節約せんとするの方針なり、而して該令を實施せらるゝ州の數は二十八州にして

閉鎖工場

約二萬五千

労働者數

二千二百五十萬人

毎日の賃金

五千五百萬弗

賃金總計

八億二千五百萬弗

の巨額に達し、閉鎖工場二萬五千の總額資本は二百億弗なり

次に石炭節約の一方法として、三月最後の日曜より實施されたるは、全米國の日光利用

法是れなり、即ち全米國の時計は三月最後の日曜即ち三十一日の午前二時を以て一時間進められ、此進められたる時計は、其儘十月最後の日曜即ち二十七日午前二時まで持續せられ、同時刻を以て一時間遅らせて復舊する事となれり、右は日光利用の法案と稱せられ、上院議員カルダー氏の提案が兩院を通過し、大統領の裁可署名を経て法令となりたるものなり、即ち是れを經濟的方面より見れば、朝は一時間早くなるとも日出時早ければ、燈火の下に業務を始むるもの稀なるに反し、夜業を一時間早く切上げ、全國民の最大部分が一時間早く寝ることに依りて、燈火に費す費用は著るしく削減せらるゝは明白にて、當事者の計畫せる處に據れば、電燈動力に對する石炭だけにて、百萬噸乃至百五十萬噸を此期間に節約し得べしといふ、之を健康上より見るも、朝早く起きて新鮮なる空氣を呼吸し、疲れたる夜の時間を一時間早く寝ることに依りて、國民の健康に及ぼす好果は期して待ち得べき、洵に一舉兩得の策と謂ふべし。

最後に石炭節約の第二方針として。發布せられたる燈火新節約令は、八、九の二ヶ月間を無燈日と定め、同期間中土、日の兩曜及び祭日を除きたる他の週日は、毎夜廣告、イル

ミネーション其他不必要なる電燈全部の消燈を命じ、夜間は營業中のみ店内の燈火使用は許さるゝも、シヨールウインド内の裝飾用電燈は一切使用せしめずと云ふに在りて、即ち左の如し。

(一) 廣告、揭示、報告用或は事務所又は商店の位置及び場所若しくは其特種營業を示すべき看板用

(二) 各建築物のイルミネーション

(三) 商店、事務所若しくは其他閉鎖後の内部點燈用

但し盜難豫防の爲め一燈だけ點火することを得

(四) 廣告の目的を以て町外れに備付けられたる點燈用

又十月以降は毎週月、火の兩曜を無燈日と制定し、違犯者は該令實施中送電を中止せらるゝ規定なり、後に至り街燈及び市街電車の停車數も共に減少せらるゝ等、以て能く國內の石炭供給の調節を謀るの策を得たり。

此他米國の戰時勞働監理局にては、此際壯丁勞働徵兵の爲め俄かに大減退を來し、勞働

者の補充策及び同盟罷業の豫防策或は勞働力の調節等に全力を傾注して、産業の衰頹を豫防することに努め(第一章米國々防會議參照)、其他合衆國關稅調查委員會にては、戰前戰時中及び戰後の問題を今より着々研究し、全國航空機建造委員會にては、今や大戰の勝敗を決すべき空中制權の實力たる大飛行機隊の建設に全力を傾注し、其各部各局皆悉く戰時の急務に應じたる要件を研究施設しつゝあり、要するに此等大小三十の戰時行政補助機關が、整然たる秩序の下に運行活動して、中央政府の行戰事業を助け、現下此空前の大事業を遂行しつゝある、其壯觀眞に羨望に堪えたり。

第七篇 獨 探

陰謀國と陰謀國民

獨逸の陰謀國たり、獨逸民の陰謀國民たる事は世界周知の事實なれど、大戦勃發以來米國に於ける獨逸人を始めとし、世界各國に於ける獨逸人が、祖國への忠義振を發揮する爲め、凡ゆる陰謀を計畫せしは、世人の耳目に新たなる處にして、而かも之れが總元締となりて采配を振りつゝあるものは、『黃禍』の元祖カイゼルを頭目に戴ける前外相ジンマーマン博士なりと云ふに至つては、誰か之れに驚かざるべきものぞ、而して其最も傷手を負ひたるものは第一に米國にして、次に我が日本なり、乃ち何れの國家國民たるを問はず、今後益々彼等の陰謀―所謂「獨探」なるものに大に警戒する處なくんば、豈に單り米國とのみ言はんや、我が日本とのみ言はんや。

獨逸政府の劃策せる日、墨、獨同盟計畫

獨政府計畫の日、墨、獨同盟は、急激潜航艇政策實施の結果、米獨開戦の際、日本及び墨國をして米國を襲撃せしむるを目的とするに在りて、右に關し獨外相ジンマーマン博士は、當時華府駐劄獨逸大使ベルンストルフ伯を介し、墨都駐在獨逸公使フォン・エクハート氏に與へたる訓示、當時華府政府の掌中に歸しあり、其全文左の如し。

二月一日を以て我が政府は、無制限潜航艇戦を實施の意向にして、此際政府は飽くまで米國をして、中立を支持せしむるの方針なるが、若し萬一此努力にして失敗せる際、當政府は左の條件を基本として、墨國と同盟締約を希望す

一 獨墨兩國は協同にて、戰國及び講和に従ふ

一 獨逸は軍資を墨國に支給し、又講和後墨國が米國には奪れたるテキサス、新墨西哥及びアリゾナ三州を回復するに全意す、猶ほ其他委細は一に貴官の手腕に一任す

貴官は至急墨國大統領カランザに對し、米墨開戦の確實なるを傳達し、右取計ひ同時に同大統領の發案にて、日獨兩國間の講和調停奔走の任に當らしめ、同時に日本をして獨墨同盟に參與せしむるの交渉を開始せんことを提議すべし

貴官は須らく墨國政府をして、急激潜航艇策實施の結果、一兩月中英國が講和を提議するの餘議なきに至るを、十分諒解せしむるを要す。

猶ほ獨逸は日、墨、獨同盟締結運動の際、獨公使をしてカランザ政府に對し通告を發せしめ

カランザ政府にして、若し米國敵對の獨、墨同盟計畫を應諾せざるに於ては、獨逸は直ちに墨國內に會て前例なき程なる大規模の反カランザ革命亂を惹起せしむべし

と威嚇せり、日本が獨逸の德憑に應じて聯合軍を脱し、獨逸と協同して米國に戦争を賣ると云ふが如き浮説は、是れ素より有り得べからざる事にして、日本としては實に此上もなき迷惑なり、茲に獨逸の日米離間策及び日、墨、獨同盟計畫の陰謀に就き、左の如き一場の物語あり、右は過去十四年間カイセルの侍醫たりし米人齒科醫アーサー・デグイス氏の獨逸見聞録中、「獨逸の日米離間策」の章に現はれたるものなるが、獨逸が如何に多年之れが爲めに腐心しつゝありたるか、恐らく之れに依つて其一端を知り得るなるべし。

黃禍の元祖 私は「黃禍」といふ言葉を初めて耳にしたのは、何時であつたか思ひ出せな

い、或人は『黄禍』の意味を説明し、『若し無数の支那人や、日本人が適當に訓練され、武装さるゝならば彼等は白色人種を威嚇するであらう、恰も土耳其人が過去數百年間歐洲を威嚇し蹂躪したと同様に』と云つた、私は獨逸に渡航してから『黄禍』といふ言葉を度々獨逸名士連から聞かされたり、新聞や、雜誌で見たりした、獨逸のやうな一大軍國が『黄禍』を大層問題にする處から見れば、『黄禍』といふ言葉の中には、何か深い意味があるに違いないと思はれた、私は其後『黄禍』の元祖がカイゼルであることを知つた、獨逸が日本陸軍を訓練 する將校を送つたり、日本に武器彈藥を供給したのみならず、獨逸の軍器工場殊にクルツプ工場を、日本の將校に自由に見せたことは、獨逸の大失策である—とは獨逸人が屢々口にする處である、歐洲戰亂が開始され、日本が聯合軍側に參加した時、獨逸の有力者は『獨逸の失策が愈證明された、日本は獨逸のお蔭に依つて發展擴張した陸海軍 を以て獨逸に及向ふのである、後悔先に立たずであるが、獨逸は馬鹿な事をやつたものである』と愚痴した、歐洲戰亂前の獨逸外交家の話に依れば、獨逸は日本が獨逸の訓練を受けた陸海軍を、最初に米國に對して使用するものと豫期して

ひた、カイゼルを始めとして獨逸の有力者は、絶えず日本の對米威嚇を暗示し日米戰爭の勃發 を煽動したものであるが、私は獨逸の此の如き運動が、實際日米戰爭を起す爲めであるか、又は單に米人に恐日的觀念を與ふる爲めであつたかは明瞭に解らない、併し兎も角も獨逸人が米人よりも、日米戰爭を問題として頭を痛ました事は事實である、カイゼルは屢々私に日米問題や、日米戰爭の話をした、一九〇五年日露戰爭が ルーズヴェルト氏の斡旋に依つてポーツマウスに於て終局を告げた時に其講和條約に満足した、『ルーズヴェルトは大事業を旨くやつて退けた、之れで當分日本の發展の見込がなくなつた』とカイゼルは云つた、日本國民がポーツマウス條約に満足しなかつた事は東京や其他の日本の都市に大騒が起つたことに依つて明かである、霞ヶ關無能 と云ふ非難が起つたことに依つて明かである、其後一九〇八年米國の艦隊が空前の世界週航に成功した時に、カイゼルは再び黄禍論を試み『ドイツ喜べ、米國海軍は今回の世界週航に依つて、其優勢を世界に知らした、之れで最近起りかけた日米戰爭はお流れた』と云つた、其頃加州日本人學童問題が持上つて居つたのである、日米

間の雲行が怪しかつたのである、私はカイゼルに『米國の新聞は米國の艦隊を輕視し、米艦の甲鐵は極めて薄く、殊に吃水線の甲鐵は薄いと云ひます』と云つた處が、カイゼルは『そんな馬鹿な話はない、米艦は今回の遠洋航海に依つて其優勢を發揮した、若し米艦が今回の航海に際して、弱點を見せたことなら

米國の一大事件である、何となれば丁度其頃加州の日本人學童問題で、日米兩國が争つて居るからである、ルーズヴェルトは艦隊の示威運動に依つて、日米戦争を未發に防止した、彼れは『黃禍』を防止した―我輩が唱道した『黃禍』を』と答へた、カイゼルの口振に依れば、カイゼルは其當時日米戦争が決して起らないといふ報知を或る方面から受取つたらしい、其頃私は

獨逸銀行家が日本の公債を引受けやうとして奔走したといふ噂を耳にした、カイゼル及び其他の獨逸名士連は學童排斥問題を重大視し、『加州の日本人學童排斥は日本に挑戦すると同様である、米人が其權利を強行することは當然であるが、日本人を排斥すれば、強大なる陸海軍を有する日本は沈黙を守らない、故に日本人排斥は米國の失策とな

る』と云つた、カイゼルは屢々日本人は最も信用すべからざる國民であると云つた、『日本人は生れつき不正直である、目立つて不正直である、日本から歸つた人々の話に依れば、日本の銀行や、會社は支那人を使つてゐるさうだ、カイゼルは日本人の缺點を挙げたが、カイゼルを始めとして凡ての獨逸人は、日本の熱烈な愛國心を否定することが出来ない、獨逸人は獨逸人の愛國心の深いことを自ら知つてゐるが

日本人が獨逸人よりも愛國の念に富んで居ることを認めて居る、世界中で最も愛國心に富む國民は日本人であり、次は獨逸人であり、次は英國人であるとは、獨逸一般の意見である、獨逸が日本を恐るゝ第一の理由は、多分日本人が愛國心に富んでゐることであらう、獨逸人は一般に日本を恐るゝ、一般國民も、政治家も、カイゼルも日本を恐るゝ

獨逸當局者はカイゼルの『黃禍』論に頭を悩ました、カイゼルが輕々しく『黃禍』を叫ぶのに大に當惑し、絶えず否定したり、辯解したりしなければならなかつた、先年米國議員團が伯林を訪問した時も、カイゼルは例の『黃禍』論の大風呂敷を擴げた處が、議員連

は米國に歸つてから、新聞記者に之を傳へた、其新聞が伯林の日本大使館に届いた日本大使は當時の宰相ビュロー公に説明を求めた、ビュロー公は其時も其前後にも屢々カイゼルの『黃禍』論を否定し、辯解した、ビュロー公は苦し紛れに『なかに、所謂カイゼルの『黃禍』論は嘘であらう、カイゼルは『黃熱』——巴奈馬運河地帯に流行してゐる『黃熱』の話をしたのである』と辯解したことがある、歐洲戰亂が勃發し、英國が獨逸に宣戦した一九〇四年八月五日に、齒の治療を受ける爲めに、私の處へ來たプレス公は黃白人種戰の話をし、人種戰は到底避け難いと云つた、『我々の前に二つの戰爭がある、其一つは今回の歐洲戰であつて、他の一つは黄色人種と白色人種の戰爭である、人種戰の際獨逸は多分米國に應援を依頼するであらう』と云つた、獨逸人は日本が獨同盟側に參加し、歐洲戰亂を好機として、露國を打つであらうと思つてゐた、獨逸人は一九一四年八月二十三日、日本が對獨開戰を宣言した瞬間まで、日本が獨逸側に味方することゝ想像し、在獨日本人を優遇し始めた、日本人は街頭で胴上げされたり、キツスされたりした、然るに

日本は獨逸人の豫期に反して獨逸に宣戦した、當が外れた獨逸人は憤慨した、處が在留日本人の大部分は、伯林の日本大使の訓令の下に、日本の對獨宣戦前に獨逸の國境を離れたから、日本人は大なる迫害を受けなかつた、在留支那人は日本人に間違へられ、又は日本人と同様黄色人種であるといふので虐待され、駐獨暹羅公使まで飛でもない傍杖を喰つて

伯林街頭で色々の惡口を浴せ掛けられた、日本對獨開戰後間もなく、齒の治療を受ける爲めに、私の處へ來たカイゼルは『米國は何故日本の歐洲戰亂參加を黙過したか、君の國の大統領は、黄色人種の白色人種攻撃を何故見遁したか、日本軍は目下青島を攻撃してゐる、米國は日本を壓迫し、日本軍の青島攻撃を喰止むることが出來た筈である』と云つた

青島が陥落した時に、カイゼルは再び米國を非難し『米國が黄色人種たる日本人の、白色人種たる獨逸人に對する攻撃を黙過し、日本をして勢力を擴張せしめたのは、如何にも不都合である、今や支那は日本の藥籠中のものとなつた、之れ皆大統領の責任であ

る」と云つた、米國が獨逸に對して宣戰した時にも、カイゼルは憤慨した、カイゼルの説に依れば

米國が聯合軍側に参加した目的は、『第一ウィルソンは聯合諸國に貸した軍資金を貯蓄し、第二ウィルソンは平和會議に列して發言し、第三米國陸海軍に實戰の經驗を與へ、第四將來必ず來るべき日米戰爭に對して準備をする爲めである、米國の主要參戰目的は右の第四にある、即ち日米戰爭の準備を爲すにある』とのことである、獨逸某名將は或日米國が露國に軍需品を供給することは大間違ひである、何となれば露國行の米國軍需品を横取りするからであると云ひ『我輩は米人に忠告したい、米人が米國在留の凡ての日本人の咽喉を刳つて、日本の對米侵略威嚇を一掃せよと忠告したい』と云つた、私はカイゼルを始めとし、獨逸の名士連が心から米國が日本の襲撃を受ける危険状態にあると思つて居るか、又は黄色人種と白色人種との戰爭が、必ず來るものと信じてゐるか、善く知らない、併し抑も

日本の陸軍が今日の盛大を致したのは、獨逸將校の訓練に原因することだけは事實で

あらうと思ふ、前に述べた様にカイゼルは米國が參戰前に、聯合軍にのみ軍需品を供給したことを、不快に思ひ米國を非難した、其際私は日露戰爭の時に、露國にのみ軍需品を供給した獨逸は、米國を非難するの資格がないと云つた、カイゼルは日露戰爭の時に獨逸が露國を助けたのは、黄色人種に對して白色人種を助ける爲めであつたと辯解した、カイゼルは米國を非難した外に、英國や其他の聯合列強をも非難した、英國が黄色民族たる日本と同盟を結び、白色人種の戰爭に日本を參列せしめたのは惡むいと愚痴した、其れにも係はらず、カイゼルは米國が參戰する爲に、日本と同盟しやうとしたのである、カイゼルは多年

日本を非難し『黃禍』を叫びながら、一九一七年一月に日本と墨國と獨逸との三國同盟を組織しやうとしたのである、カイゼルは當時の外相ジンマーマン博士と、駐米獨大使ベルンストルフ伯と、駐墨公使エクハルト男をして、日、墨、獨同盟組織の陰謀を企てたのである。

印度人を使嚇して印度遠征侵略及び支那國論の攪亂を企てんとしたる獨探の世界的大陰謀は、紐育を中心とし劃策進行中なること、遂に米國秘密探偵局の探知する處となり、直ちに大活動を開始し、紐育西百二十街に於てシスナー(三十四歳)と稱する獨人醫師及びチキアバター(三十二歳)と稱する印度人醫師兩名連累として拘引し、米國內に於て米國の友邦に對し反亂陰謀を企て、米國の中立を攪拌するの廉を以て收監せり、之れにて全米國に亘る大規模の獨探系統組織略ぼ明瞭となれるが

右兩名警察に於て訊問を受けたる結果、獨探ワオルフ・フォン・イゲルの指圖を受け、支那經由印度遠征侵入を企劃中なるを自白し、チキアバターはウエーランド運河機械場技師たる獨探イゲルより五萬弗の支給を受け、在米獨探として雇入れられ、先年變名して獨逸に渡航し、獨逸政府と委細打合せを爲したる上、更に歸米して爾來陰謀實行に努め居りたるを自白したるに依り、同人は使罪に問はるゝ事となれり、猶ほ印度侵入陰謀の外、支那を獨同盟に引入んとせる陰謀の計畫もあり、嚴重に審理訊問を加へ居れり

印度遠征侵入陰謀事件にて檢舉せられたる獨探罪狀調査中の合衆國探偵局は、日墨獨同

盟陰謀事件にて著名となれる獨逸外相ジンマンが總元締となりて、印度、比律賓、米國、墨國、中米、南米の各所に亘りて米獨戰爭に對する秘密活動に着手せる證據を發見したり、此等獨探は巴奈馬運河の爆發と、墨國反軍の煽動とに全力を傾注し、反將ウイヤに二十五萬弗を支給せる事實も明白となれり。

猶ほ獨逸政府にては米獨國交斷絶後、一兩月間多數獨探をして米國內に於て活動せしむる爲め、消費せる金額は三百萬弗に達し、當時米國各地に散在活動中の獨探は數千名の多きを算し、何れも獨逸政府間諜長の指揮下に在りて首尾連絡を通じつゝあり、即ち米國內獨探の總元締たりしは前記ウエーランド運河機械師フォン・イゲルにして、同人はベルンストルフ駐米大使と同伴歸國に際し、各系統の指揮を各間諜長をして分擔せしむることに變更せる事まで判明せり。

露獨間秘密外交の曝露

米國戰時公報局は、米國秘密探偵シットン氏が一九一七年秋より一九一八年春まで、露獨兩國間の秘密外交書數十通を、米國主要新聞に掲載發表し、過激派政府と獨逸政府との

醜關係を曝露確證せり、曰く「獨逸過激派首領を完全に買収す」、曰く「浦港の日本軍需品の掠奪を命令」、曰く「日本港灣襲撃の陰謀」、曰く「支那人民を煽動排日運動劃策」、曰く「太平洋上の日本貿易威嚇陰謀」等にて、大略左の如し。

獨逸の戦備 米國戦時公報局が、公表せんとする露國過激派政府と、獨逸政府との間に交換せられたる秘密書類數十通に依れば、(一)獨逸は歐洲戦亂開始數週間前に産業動員の準備に着手せり、(二)獨逸は米國對獨開戦約二ヶ年前に、在米獨探に米國及び加奈太の軍需品工場破壊の命令を發したり、(三)獨逸はレーニン及びブツロツキに五千萬留を與へて、彼等を買収し破壊運動を行ひたり、(四)浦港に於ける日米兩國供給軍需品を沒收せんとせり、(五)太平洋上に於て潜航艇戦を行はんとせり、公報局秘密文書第一號は、過激派政府吏員二名より、過激派首領に宛てられたる文書にして、獨逸帝國銀行が露國に於て、平和運動を試むるの運動資金をレーニン及ブツロツキ等に供給すべきを約束せることを語る、同文書第二號は獨逸參謀本部より過激派政府に宛てられたる文書なり、其文に曰く「獨逸參謀本部密偵は、獨逸帝國銀行の過激派應援資金供給文書を携帶せる

怪人物を捕縛せり」と、第三號文書は獨逸の歐洲戦亂開始前の産業動員と、獨逸海軍の太平洋荒しの計畫とを示す二通の告示文をも含む、第一告示文に曰く、「獨逸は一九一四年六月九日(歐洲戦亂開始前約二ヶ月)密封せる戦時産業動員令を、獨逸主要商工業者に配りたり」と、第二告示文に依れば、獨逸政府は一九一四年十一月二十八日海軍々令部に、米國及び加奈太の軍需品製造妨害と、太平洋上軍需品搭載船撃沈とを命令せり

對日策 秘密文書第七號は、獨逸政府の過激派中央施政委員選舉運動應援を曝露し、文書第二十七號は一九一八年一月八日附の獨逸帝國銀行總裁より、過激派政府外相ブツロツキに宛てられたる文書にして、獨逸政府が過激派政府に五千萬留を供給せることを語り、文書第九號は浦港に於ける日米軍需品掠奪に關する文書にして曰く、「獨逸は過激派政府が浦港に革命黨首領を派遣し、浦港に於ける日本軍需品を沒收し、場合に依りては之れを破壊する爲めの費用として五百萬留を送る」と文書第十號及び第十二號は露獨秘密通商條約に關する文書にして、之れに依れば露國は歐洲戦亂終了後五ヶ年間英、佛、

米三國の對露投資を拒絶し、英、佛、米三國より石炭、礦産物、油類、化學製品、藥品等を輸入せずして、獨逸及び澳洪國の資本と、技師とを輸入し、産業必要品の供給を獨逸兩國より仰ぐ筈なり、文書第二十二號に依れば、獨逸及び露國過激派は極東に於ける米國、日本及び英國殖民地の諸港灣に浦港より密偵と、暴動煽動者と、港灣破壊者とを派遣するの交渉を行ひたり、文書第二十三號は獨逸政府より過激派政府に宛てられたるものにして、其内容に曰く「獨逸は潜航艇三隻を解體して、西比利亞鐵道にて浦港に送り、其三隻の潜航艇を以て、太平洋上にて潜航艇戦を行はんとす」と。

米國戰時公報局は、更に十八通の露、獨秘密文書を發表せり。

秘密文書第二號は、一九一八年一月八日獨逸帝國銀行總裁ヴオンシュワツツより、過激派外相ツロツキに與へられたるものにして、獨逸政府は過激派政府に對し五千萬留を送り、之を以て南露及び西比利亞に於ける反過激派運動鎮靜費に充てんことを勸告せるもの

支那にて排日運動陰謀 秘密文書第八號は、同じく一九一八年一月十二日獨逸帝國銀行

總裁よりツロツキに送れるものにして、「本銀行は帝國政府より貴國海軍次官クドリアシヨフ氏を極東に派遣する費用として、五百萬留を支出せよとの命令を受けたり、同氏は浦港着後直ちに露國休職海軍將校バノフに會し、同人麾下のパテノフ及びスタファシャーに命じ、シンドラー及びカペリンと共に同地に堆積されある日本及び米國の軍需品を西方に輸送するの計畫を實行し、若し之を果す能はざる場合は、倉庫爆發を敢行せざるべからず、更にシンドラーはニコリスクなる密偵クドリアンシヨフと會見すべし、是等密偵は相當の手當を受け支那に入り、支那人民を煽動して、日本に對する反抗を企てしむるの運動を劃策すべし」とあり

日米貿易威嚇 秘密文書第三百六十九號は二月二十四日征露獨逸軍參謀長ローシによりツロツキに與へたるもの、太平洋上の日米貿易を威嚇せんとせるものにして、書類の一隅にツロツキよの其秘密、秘書より露國海軍大將ラスコルニコフに回附せる認印あり、本文中に「帝國政府よりの命令に依り、本官は貴國政府に向つて貴國が、太平洋に浮べ得る商船、假裝巡洋艦及び運送船幾艘ありやを質問す、獨逸政府は太平洋上の日米

貿易に對抗せんが爲め、露國々旗を掲揚せる偉大なる露國商船隊を太平洋に遊戈せしめんと欲するなり」とあり、更に露國波爾的艦隊の武装解隊及び賣却を勸告し居れり。日米遣露軍隊將校暗殺陰謀 秘密文書は愈々出で、愈々奇怪を極め、一九一八年三月九日露國反過激派鎮壓委員が、其長ボーアなる者より受けたる命令には「西比利亞に派遣さるべき日米聯合軍を指揮すべき日、米、露將軍以下將校の行動を嚴重に注視し、必要の場合は斷然暗殺すべし、我が密偵スタウファチャー、クリーゲル、ワルデン、バツチンホフ等は共同劃策する處あるべし」とあり、其他秘密文書第七百五十三號は二月二十五日反過激派運動鎮壓委員長ボーアが、過激派首相レーニンに向つて、小露方面の反獨運動に對し、如何なる處置を執るやに就き質問せるものにして、該書類の右肩に記せる首相の認印が、如何に彼等過激派が獨逸政府に屈從し居れるかを示し、秘密文書第二百七十八、六百十一は二月十七日を以て、獨逸秘密探偵局よりツロツキーに宛てたるもの、「足下は獨軍内に於ける露國軍人の社會主義的文書を配布して、獨兵を煽動するに對し、禁壓策を講ずべしとの誓約したるに拘はらず、之を實行せざるは如何」と、高

壓的の詰問狀なり、ツロツキーは屈從的に右の誓約を爲したるを證する意味の認印を置けり、秘密文書第二百十五號は一九一八年一月二十一日獨逸政府陰謀抑壓官よりツロツキーに向つて發せるものにして、英、米、佛に派遣する密偵數名露國領内に入れるを報じ、此等の徒に露國人又は瑞典人としての旅行券を發給せんことを要求し居れり、ツロツキーは當該官吏に向つて直ちに之を發給すべしとの命令を附し居れり、秘密文書第九十一號はプレスト・リトボスク條約締結後間もなく、獨逸軍司令官より、過激派外務大臣に送れるものゝ中に、露國より獨逸俘虜となり居れる露國軍人收容所に煽動者を送り彼等の中より英、佛軍隊内に入りて、平和促進運動を爲す希望者募集計畫を急ぐべしと要求し居れり、秘密文書第六十八號はツロツキーの質問に對する獨逸探偵局の回答にして、日附は一九一七年十二月十七日當時恰もベトログラードにて行はれたる反過激派討伐の際、獨逸密偵局より露國駐劄各國外交官監視の爲め、派遣せる密偵の氏名を紹介し居れり

秘密文書第六十三號は一九一八年一月十日獨逸陰謀抑壓長官ファイエフベンドより露國

反過激派運動鎮壓委員に與へたる書狀にして、ペトログラードより小露方面へ向け、中歐同盟側と單獨講和條約を締結するの賢明なる所以を説く運動委員を送れること、及び西比利亞方面へは有力なる二密偵を派遣し、同地方なる奥國捕虜輸送を企てしめたることを報じ、秘密文書第四百八號は獨逸征露軍司令官より過激派首相レーニンに送れるものにして、ブスコフに送れる露國軍の獨逸に對する態度の説明を求むると同時に、右軍隊の反獨逸的愛國運動を起すが如き事ある場合は、極力之が抑壓に努むべしと要求し居れり

獨逸高壓命令 更に一九一八年二月二十七日獨逸陸軍當局より、過激派首相レーニンに宛てたる文書は、如何に獨逸が過激派政府を壓迫し、願使し、過激派亦た如何に諾々として之に服従せりしかを立證するものにして、獨逸陸軍當局はブスコフ及びナルウアへ向へる露軍の兵數を詰問し、又其指揮官ボンクブルヰキツチ將軍は、獨逸陸軍最高幹部の好まざる處なれば、之を交迭すべしと命令し、新指揮官としてバルスキヤ將軍を推選し居り、秘密文書第五百十一號は一九一八年一月三十日獨逸當局より、過激派政府に向

つて、小露及び羅馬尼と中歐同盟側の講和は、是非共締結されざるべからざるの情勢に在ることを極説し、更に他の文書にはツロツキヤが、獨逸將軍ホフマンに煽動されて、羅馬尼攪亂を企てたることを立證し居れり。

米國戰時公報局は、(一)獨逸の歐洲戰亂開始前の戰備、(二)獨逸の米國及び加奈太に於ける陰謀、(三)過激派政府と、獨逸政府との醜關係等を曝露する文書第五十四號より、第七十二號を第三回目として公表せり。

秘密文書第五十四號より第五十六號までの三通は、戰亂前獨逸の戰備に關係ある秘密回答文にして、第五十四號は一九一四年二月(歐洲戰亂開始前約半ケ年)附の獨逸政府より、北歐諸國及び米國に於ける獨逸銀行家に宛てられたる文書にして、曰く獨逸銀行家は露、佛、英の資本家の活動に注意し、獨逸資本の擁護に努めよと、第五十五號文書は獨逸參謀本部より露、佛、伊及び諾威に駐在する獨逸陸軍武官に宛てられたるものにして、曰く瑞典、諾威、瑞西及び米國に於ける獨逸銀行支店は、一旦緩急ある場合に必要なる秘密探偵活動費用を留意す、諸君は必要に應じ之を使用せられよと、第五十六號文書は

一九一四年六月九日附の參謀本部より全國の商工業者に宛てられたる秘密文書にして曰く動員令進發の二十四時間以内に、別封の産業動員令を開封し、産業動員に着手せよと、以上の文書に依りて獨逸が歐洲戰亂開始數週以前に戰亂の勃發を豫想し、之に對する準備に着手せることを知り得べし、文書第五十七號は獨逸政府より露國革命派に宛てられたる一九一四年十一月二日附の文書にして、曰く獨逸政府は露國革命黨を極力應援すと、文書第五十八號より第六十號までは、獨探の米國及び加奈太に於ける活動の命令書にして既掲の如し、第五十八號は一九一四年十一月二十八日附獨逸海軍々令部秘密通信局より、米國及び加奈太に於ける獨逸海軍武官に宛てられたる文書、第五十九號は一九一五年一月十五日附にて、獨逸陸軍參謀本部より駐米大使館附武官に宛てられたる文書、第六十號は獨逸外務省より中立諸國に於ける大使、公使及び領事に宛てられたる文書にして、以上三通の文書は何れも聯合諸國に、軍需品を供給しつゝ、ありし米國の軍需品工場、鐵道、港灣等の破壊及び米、英、佛、伊、加奈太の軍需品輸送船の爆發陰謀實行命令書なり、文書第六十一號より第七十二號までは、過激派政府と、獨逸政府との醜關係を曝

露せるものにて、過激派政府首領レーニン、ツロツキー等が、莫大なる買収金にて獨逸に買収せられたる真相、レーニン、ツロツキーが獨逸の犬となれる真相、其等の文書に依つて判明す。

獨探の米紙買収

米國戰時敵國人財産沒收局長ミツチエル・バルマー氏はハースト系統新聞の有力なる論說記者アーサー・ブリスベンが、獨逸系統米人に依つて經營せらるゝ全國主要の麥酒醸造業者及び麥酒醸造會社より提供せられたる四十萬七千五百弗の中、三十七萬五千弗を以て、華盛頓市にて發行さるゝ、華盛頓タイムズを買収したる旨、今回議會上院司法委員會に報告したり、バルマー氏が右の如き報告を試みたるは、上院議員ジョーンズ氏が華盛頓タイムズ買収事件調査決議案を議會に提出せるに基く、即ちジョーンズ氏は敵國人財産沒收局長バルマー氏が、先きにペンシルヴァニア州ハリスブルグに於て、『親獨派は首府の某新聞を買収し、其新聞を利用して禁酒反對運動を試み、議員の一部を買収しつゝあり』と演説したるに鑑み、其買収事件真相の調査を議會に提出したるものなり、獨逸系統麥酒醸造業者

の醜金を以て、華盛頓タイムスを買収せるハースト系統記者アーサー・ブリスベーンは、ハースト系統新聞の最も有力なる論説記者にして、彼れの筆に成れる論説は、絶えず全國のハースト系統新聞社に打電せられ、社説欄に掲げられたり、ブリスベーンは、ハースト系統新聞の排日的論説の起草者なりとの噂あり、彼は現在『今日』と題するハースト系統紙の欄に、殆ど毎日時事問題に關する無駄話的短評を掲げつゝあり、尙ほ今回曝露せられたる華盛頓タイムス買収事件には、ハーストの顧問辯護士にして、ハースト系統新聞記事材料供給會社なるスター會社の辯護士なるデ・フォードも、間接に關係ありと傳へらる。

敵國人財産沒收局長バルマー氏の報告に曰く、『獨逸系統麥酒醸造業者及び麥酒醸造組合は、組合員より合計四十萬七千五百弗を支出せしめ、組合長ファイグンスバインは、右の金員の中三十七萬五千弗を、ハースト系統論説記者ブリスベーンに與へたり、ブリスベーンはハースト系統新聞販路擴張を其業務とするクロイニング・サーキュレーション・コーポレーションに右の金員を渡し、全社の名を以て華盛頓タイムス買収の契約を結びたり、右の新聞販路擴張會の重役中には、ハースト顧問辯護士なるデ・フォードあり、獨逸系統麥酒

醸造業者が、米紙運動を開始せるは一九一五年三月にして、ブリスベーンが華盛頓タイムスの買収に着手せるは一九一七年六月にて、華盛頓タイムス買収費總額は五十萬弗にして、最初二十五萬弗を支拂ひ、次に六ヶ月毎に五萬弗を支拂ふの契約なり

敵國人財産沒收局長バルマー氏は、華盛頓タイムス買収事件報告書と共に、獨探と見做さるゝアレキサンダー・コスが米國に於ける有名なる獨探ハンズ・タウシエル大尉とベルナルド・デルンブル博士に宛てたる、米國新聞買収運動に關する手紙の寫數通を議會に提供せり、其手紙に依れば今回曝露せられたる獨逸系統麥酒醸造業者の華盛頓タイムス買収事件は、獨探の新聞政策の一にして、獨逸系統麥酒醸造業者は、華盛頓タイムスを利用して、(一)禁酒反對運動を試み、(二)獨逸辯護運動及び在米獨逸人と、獨逸系統米人との結束運動を試みんとし、(三)米國議會議員を買収して、禁酒案反對運動を行はんとせり。

右に關し合衆國麥酒醸造組合長ファイグンスバインは、『予は華盛頓タイムス買収運動を試みたるが、買収の目的は禁酒反對運動を試むることに在り、獨探的活動を行はんとせることなし』と辯明せり。

(註、日、英兩國は米國と共通なる征獨の爲めに戦ひつゝあるもの、従つて聯合側の對獨交戦を有利に進行せしめんが爲めには、鞏固なる聯盟を結び固く結束せざるべからず、然るにハースト紙は其間を雜間中傷して、對獨交戦能力を弱からしめんす、國民がハーストを親獨派とし、且つ獨探と醜關係ありとし、公憤の餘り各地にハースト系統新聞の排斥、非買同盟の運動盛んに起る、讀者之を第九篇「米國の統一」ハースト系統新聞に關する記事に徴せられよ)。

駐米獨逸大使の議員買収

前駐米獨逸大使ベルンストルフ伯が、米、獨開戦期迫れる際、本國外務省に米國議員買収費として、五萬弗の送付を要求したるの事件を暴露せる米國々務省は、買収金は五萬弗にあらずして、五百萬弗の誤なる旨發表せり。

國務省は在紐育獨逸銀行代表員シユミット氏と、獨逸外務省との間に交換されたる秘密暗號電報を調査の結果、電報中の數字は實際の百分の一なることを發見したり、議員買収事件暴露當時買収金五萬弗は餘りに少額なりと思ひたる世間は、五萬弗にあらずして五百萬弗なりと聞き、五百萬弗説を眞實なりと認めん。

國務省は數日前巴里に於て捕縛せられたる獨探首魁ポロ・バシヤと、前駐米獨逸大使ベ

ルンストルフ伯を中心とする佛國名士買収事件の證據書類を發表したり、同電報に依ればベルンストルフは、ポロ・バシヤを通じて敵國交戦國(佛國)の某名士(多分獨探に買収されたるの噂ある前内相マルヅイ)に聯絡し、其名士を利用して佛國と單獨講和を獲得せんとしたり、即ちベルンストルフ伯は當時のイヤゴ獨逸外相に、右の運動費として百七十萬弗を送付せよとの秘密電報を送れり、イ外相は「某國とは何國を指すや、若し露國ならば百七十萬弗は買収費として餘りに少なく、若し伊國ならば餘りに多し」と返電せり、ベルンストルフ伯は瑞西を舞臺として、某國名士と獨逸外務省とを聯絡せしめんとし、最後に失敗したり。

米國外交界の獨探

上院外交委員は、國家重大なる事件として國務省に報告せる處に據れば、中米共和國に於て米國より派遣せられたる某牧師並に領事は、同國に於ける獨逸間諜と氣脈を通じ、米國政府の機密を漏らしつゝある事實發見せられし由にて、獨逸人の計畫は重に獨逸系の商店會社等を、根據として爲されつゝありとの事なるが、此事實は信憑すべき方面より、上

院外交委員に對し通報し來れるものにして、其中の一は政府の秘密探偵にして、他の一は陸軍々事探偵の一支部よりの通報なるを以て、何れも信すべき事實と云ふべく、某獨逸人經營の銀行に於て、米國戰時の重要書類を發見せられたる爲め、斯かる計畫發覺するに至りしものにして、國務省に於ては目下之れが處分に就ては切りに研究中なるが、處分を受くべき人名は秘密に附せられ居るも、ガテマラ市に於ける米國の某官吏は嚴重に罰せらるべしとの報あり、一方上院外交委員に於ても至急之れが善後策に關する決定を爲すべきが、事件の性質上政府として輕々しく關係者の姓名を發表せざるべく、國務卿は右に關し一切沈黙を守れり。

米國首府社交界の獨探

『カイセルの油繪が掛つてゐる華盛頓大使館の室で、額に少し皺の寄つた神經質の男が、殆ど毎日未明に机に倚りかゝり、數字が記されて居る紙片を手を持ち、手垢の付いた獨逸語字引を繰つた、字引のページを返す音のみが、シエードの下ろされた室の靜かさを破るのみであつた、其男は前駐米獨逸大使ベルンストルフ伯であつた、机の上の字引は暗號電報帳であつた、紙片は獨逸ナウイン無線電信所から、南北兩米大陸に於ける獨探の秘密無線電信所に到着し、獨逸大使館に密送された暗號電報である、ベルンストルフ伯は斯くの如くして米國出發間際まで、本國

外務省と秘密通信を交換した、伯は無線電信に依つてルシタニヤ號が撃沈せらるゝ數日前に、ルシタニヤ號が撃沈せらるゝことを知つてゐた』

以上の言葉は、前米國秘密探偵長フリン氏の『獨探物語』の中の一節なり。

ベルンストルフ大使が、在米獨探指揮者たる前獨逆大使館附武官フォン・バーヘン及びボーイ・エド兩大尉の親分―即ち在米獨探の總取締たりしことは今更云ふまでもなし、月刊雜誌『マンゼー』の記者ケリーは、五月號(一九一八年)の同誌に於て、ベルンストルフ伯を中心とする華盛頓社交界の活動に就て次の如く語れり

〔ベルンストルフ伯は、國務省や、華盛頓各國外交官の機密を探る爲めに、拔足差足で國務省や、各國大使館の廊下を彷徨ひたり、鍵穴を覗いたりする必要がなかつた、何となれば國務省や、各國大使館の機密は、ウエーターに身を扮した獨探や、秘密を守らぬ米國外交官の口から容易に聞くことが出来たからである。一体米人はゴシップが好きで、自分の思つたことを無闇矢鱈にペラ／＼喋る至極單のない人種である、而して華盛頓の社交界はゴシップの本場である、従つて華盛頓の社交界程獨探の活動し易い場所はない、ベルンストルフ伯は外交機密を探る最善の方法を知つてゐた、彼れは部下の獨探を手先きに使ふ外に、自ら進んで機密を探聞した、彼は立派な風采さ、上手な社交を道具として機密を探聞した、彼れは位や、家柄を珍重するヤンキー・レターや、ヤンキー・ガールに『伯爵』を看板として接近した、彼れは如何なる集會にも勉めて出席した、そしてゴシップが好きで米國當局者や、其

夫人や、其娘を旨く釣つて、外交の糸口を引出した、米人がゴシップが好きであつて、外國の外交官を疑はないのは、從來歐洲より孤立して居たからであらう、列國の軍備擴張から離れてゐたからであらう、米人が大使館附武官なるものが純然たる秘密探偵であることを能く知らなかつたから、バーヘンや、ホーイ・エドの如き獨探のメテンに掛つたのである、ベルンストルフ伯は探偵術に巧みな某美人を雇つた、某美人は聯合國側の外交界と、獨逸側の外交界との兩方面に入出した、其美人は華盛頓の社交界の會合を成るべく逃がさなかつた、獨逸大使館の中で米獨國交際惡になつた場合、一番困つたのはベルンストルフ伯夫人であつた、夫人は米人である、米人であるだけ米獨國不和を悲んだ、伯爵夫人が獨探の活動振を知つてゐたか、あなかつたかは疑問とされてゐるが、伶俐なベルンストルフ伯のこゝであるから、夫人には獨探の機密を少しも打明けなかつたこと、思はれる。

事態斯の如くなるを以て、米國政府は敵國人取締令其他之れに附隨する諸取締令を發して益々警戒を加へ、一方獨逸男子は云ふに及ばず、獨逸婦人の登録までも強制し、他方秘密探偵局は全局に獨探狩の大綱を張り、更に獨探活動の根據地たる加州、オレゴン州、華盛頓州、巴奈馬、太平洋上のガム島及び比律賓各地に於ける獨探の大檢舉を開始したる爲め、彼等獨探は虚に乗ずるの機なく、且つ其壓迫益々加はるより、獨探を始め獨逸人にしてテキサス州、サンアントニオ若くはエルバソの國境を通過して、墨國に落延ぶ者沓至し、紐育に於ける墨國總領事館の如き、當時毎日約百通の割にて墨國行獨逸人に旅行券を發行

しつゝありたりと云ふ。

彼等は入墨後、墨國を根據地として活動を開始し、先づ米國內に殘留する彼等一味徒黨の者、乃至獨逸系米人等と氣脈を通じ、或はアナーキストを使嗾し、或はアイ・ダブリュー・ダブユリーを手先とし、汽船、鐵道の爆發、橋梁、工場破壊等、其陰謀の策略、亂暴の行爲は殆ど擧げて數ふべからず。

第八篇 米國の統一

一 國民統一の苦心

「如何にして國民を統一するや」所謂各民族の寄合世帯なる米國としては尤もの次第にて、是れ實に米國々本上の大問題にして、リンコルンが大統領となりたる翌年三月四日の敎書に「余は奴隸制度に向つて干渉せんとはせざれども、國民の統一を妨ぐる事は、飽くまで戦はざる可らず」と宣言せる如く、獨りリンコルンの頭を悩ましたる大問題たるのみならず、歴史を通じての深愛たりしなり、例へば州權と州權と衝突し州權と中央權と衝突し、一人種と他人種と、風俗習慣思想の上に常に衝突するが如く、統一といふ點に至つては殆ど欠け居る有様なり、マツキンレー、ルーズヴエルト等が、中央集權の政策に熱中せるも、決して專制國を建てんとには非ず、何とかして國民統一の方向に歩一步を進めんとしたるが爲めなり、一九一六年の大統領選舉に各候補者が、ハイフン・アメリカンなる文字を政

綱に入れたるも、詮じ來れば國民統一の困難を腦裏に置ける言論なり、國民の統一實に是れ米國最大の問題と言はずして何ぞや、獨逸に對し大統領が夙に斷乎たる處置を採り得ざりしは、少くも千八百萬の國是に反對する獨系統あるを思へる爲にあらずとせんや。

然れども此豫想は全く反せり、米國が立て參戰して以來、一般外界の豫想に反せるもの頗る多きが中に、最も驚くべきことは顯著なる其國民の結束振なるべし、統一振なるべし、一九一七年四月臨時議會召集、對獨宣戰案附議せらるゝ頃、政府黨は辛ふじて議會の多數を制し得るに過ぎざるに、非戰論に傾きたる政府黨員頗る多數なりし事に由り、全案の成立には多大の疑問ありしが、而かも何の苦もなく兩院を通過するや、國論は乍ち一致して紛々たりし衆議は其影を潜め、殆ど一糸亂れざるの結束振を以て、對獨征戰の事に従ふに至れり、爾來議會は尨大なる軍事豫算を編み、行政部の大膨脹に同意し、徵兵令を布き、空前の大權能を大統領に賦與するに於て、反對黨寧ろ政府黨より熱心に參畫協賛せるは、恐らく多く其比を見る能はざる所ならん、試みに二三の例を擧ぐるならば、大統領ウィルソンの隱然たる一敵國の觀ある反對黨の巨人ルーズヴェルト氏の待遇振の如し、參戰出兵

と決するや、ル氏出征案は議會にも可なり勢力を有し、ル氏自身も挺身戰場に馳驅するの希望なりしも、大統領は斷乎之を却けて同案を不成立に終らしめ、新英諸州が其壯丁を率ゐる軍團としてル氏を擁せるも、之れ亦政府側の意向に依りて阻止せられたり、更に當時共和黨の元老ロツヂ氏は所謂軍器大臣に推薦するの運動を起したるも、大統領は一も二もなく天下の輿望を負へるル氏を排斥したり、然かもルーズヴェルト氏は終始一貫大統領を扶け、身を以て政府の施設を擁護せり、嘗に此れのみならず、ル氏は四子を戰場に送りて砲煙の中に立たしめ、其末子飛行將校クエンチン・ルーズヴェルト中尉戰死の計に接するや、往訪の新聞記者に『戰死せるクエンチンの母と、余とは、彼れが出征し、米國の爲めに盡す處ありたるを喜ぶ』と語れり、旅順の役故乃木大將は二子と共に出征し、父子三人の屍が馬革に包まれたる後にあらざれば、葬儀を執行する勿れと家人に命じ、二子は戰死して老將軍獨り赫々たる戰功の裡に、限り無き悲哀を包みて凱旋したるが、此盡忠報國の誠意は實に之を牡蠣灣の老雄ルーズヴェルト氏に見出すものなり。

平和論の本尊たる民主黨の元老前國務卿ブライアン氏の如きも、矢張り同様に、斯く

なりたる上は戦争の時期を突破する事が、平和に達する最捷徑なりとして、大統領ウィルソン氏に書を寄せ、一兵卒として従軍せんことを出願せり、其願書に曰く

予は祖國の爲め一命を賭して開戦妨止に努め來れり、然かも我が國家は今や遂に兵端を開く、之れ國民の我意に執着して黙すべきの時にあらず、予は善にも惡にも祖國の爲め一命を捨て惜まざるもの、今後身命を軍國に貢献し得ば幸甚なり、惟ふに既に兵端開くる上は、有らゆる戦の負擔と慘禍とを分擔するが國民の義務なり、此故に予は先づ私産を提供し、赤十字を介し入院兵士の慰藉に充て、一方基督教青年會を介し、召集兵士の精神的慰撫及び士氣鼓舞に微力を致す事としたるが、更に予一身をも軍國に捧ぐべし、願くば微衷御諒察の上、予を一兵卒に御採用あらんことを、若し夫れ老骨子の如きを出征せしむるの機到らざれば、其間職務の種類如何を問はず、適宜の軍務に補任あらんことを切望す（ブライアン氏は米西戦争に組織されたるネブラスカ義勇兵隊長たりしことあるを以て、義勇軍大佐の資格を有す）。

此外米内閣各卿は、夫々其愛子の出征を獎勵し、即ち

勞働卿ウィルソン氏——第一子野砲兵、第二子第一騎兵聯隊、第三子豫備將校團

内務卿レーン氏——一子飛行隊

海軍卿ダニエル氏——一子海兵團員

農務卿ハウストン氏——海軍志願中

商務卿レドフィールド氏——海軍豫備兵

大藏卿マクアードー氏——三子共海軍

等にして、勞働卿の三子悉く入隊せるは最も注意を引けり、其他軍備鼓吹論者として、前議會より著名なるマサチューセツ州選出の下院議員ゲーデナー氏の如き、開戦間もなく議席を抛つて兵士たるべく入隊せるが、議員を辭して入隊志願を爲したるは、ガ氏を以て嚆矢とす、若し夫れ紐育の前市長共和黨員ミツチエル氏が、市長選舉に民主黨のハイラン氏に敗られ、心機一轉、一兵卒として軍隊に入り、自ら望んで飛行隊に屬し、加州サンデーゴに於て練習し、忽ちにして飛行術を習得し、遂に少佐まで累進せるが、不幸にしてルイジヤナ州ゲストナー飛行場にて、過つて偵察用飛行機より墜落し、即死を遂げたる如きに至つては、其死素より慘なりと雖も、之れが爲め如何に軍國の士氣を鼓舞したりしぞ、

斯の如く上既に愛國の意氣旺盛たり、下如何でか之れに倣はざるべきや。

先是、大統領ウイルソン氏は、米國參戰の目的を貫徹し、現大戰を民主々義の勝利に終らしめんが爲め、全國男女一致協力奉公の責務に在せんことを慫慂せる教書を發表して曰く

予が敬愛なる國民諸君

吾人の親愛する郷國は、今や正に世界を震撼し、至急解決を要する幾多國家生活上の問題を簇出せしめたる慘憺凄愴の大戦に参加せる所以のもの、實に蹂躪されたる人權を擁護し、民主々義を樹立せしめんが爲めなり、此機に於て予は諸君に訴へ、諸君と審議せんが爲め一言を爲すに就き、諸君の許容を請はざるべからず、現下吾人は我が海軍をして、作戰本位の状態に在らしめんが爲め、其實力の増加に努むると共に、更に有力なる一大軍を組織せんとす、之れ一大事業たるも而かも吾人の面する大責務に取りては、單簡なる其一小部にも相當らず

無私の義戰 吾人が戦ふに至れるは、一毫の私利私慾を挾まず、吾人は之を以て人種の

爲め、將來の平和及び世界に對する保障の爲めと信ずるに出づ、斯の如き至貴至重至大の業に従ひ、克く有終の美を濟すは一に物慾物質的利益を捨て、吾人の全部を捧げ拮据勉勵唯だ其目的貫徹の爲め奉仕するに據らざるべからず、吾人は吾人の責務が幾多の事項幾多の素因、幾多の奉仕幾多の犠牲を包括するかを、十二分に洞察諒承せざるべからず、而して吾人當面の責務は、戦闘に従ふ以外尙ほ戦闘の効果を無効に終らしめざる重大責務の存するを知らざるべからず、即ち吾人が我が軍隊及び海軍の給養に従ふのみならず、吾人自らの食糧補給に努めざるべからず

大造船急務 潜航艇の危害有無に關せず、吾人は對岸の我が義軍に支給すべき物資運搬に用ふる爲め、國內諸造船所を擧げ、至急大輸送船隊の建造に努め、同時に國內の農耕地鑛山及び諸製造所を擧げ、是等須要の物資産出に努めざるべからず、而して是等物資は單に吾人自らの需要を充たし、乃至は我が聯合軍の要求を満たすを以て足れりとせず、更に戦亂に禍され其製産力と原料を失ひ、大慘禍に沈淪する國民の救助も念とせざるべからず

産業大動員 論じて茲に至らば、有識者は米國製造界に於ても、農耕界に於ても、造船界に於ても、將た鑛業界に於ても、更に其生産力の擴張増加を期すると共に此目的を達する爲め、一層經濟的且つ有効的管理に努めざるべからざるを觀ん、之れ實に予が全國男女悉く其精力其觀念を之れに傾注し、以て平和、自由の爲めの義戰を援助するは、直接戰線に立つに譲らざる至大奉國至大奉仕なりとなす所以なり、即ち國內産業力の發揮は實に其國家及び世界が參加する大戰の目的を貫徹し、其榮譽を顯揚すべき國家的國際的一大戰闘任務にして、幾千否な幾萬の直接軍務より免かるゝ國民が、須らく其貢獻を之に致すは必要にして、且つ其義務たらざるべからず

農民諸君に 予は茲に全國の農民諸君に一言す、食糧は我が國のみならず、我が義戰の聯合諸國軍民に取り至大の必要物たり、而かも諸國戰闘に忙かしく、世界を通じ食料頗る稀薄にして、現在のみならず戰後平和克復の際に於て、世界を擧げて米國の供給に需要を仰がざるを得ざるに至るべきや明けし

農民の責務 全國農民諸君は其掌中に國家及び現大戰及び世界諸國の運命の鍵を握る

ものならざるべからず、今や其急焦眉に迫り至急全力を擧げ之れに従はざるべからず、予は此點に就き全國青年及び強健なる諸子が率先此重大務に従はん事を慫慂して已まざるものなり、予は更に南方編作に従ふ農民諸君に對し、自由の爲め義戰に従ふ兵勇の運命を託する綿花の培養に力を注ぐを以て、其一大愛國的貢獻たるを訴ふ、合衆國政府は現に聯合諸國と相互協力の關係に在り、彼等は必要に應じ良種を供給し、必要の勞働者支給上相當助力を惜まざるべし

仲介業商人 商業狀態は須らく其不動不滅を期せざるべからず、予は此際特に諸般業務仲介に當る仲買人に對し、全國の注目一に其上に注がるべきを注意す、今や諸君奉仕の好機なり、我が國家は他の國民に希望する如く、諸君に對し諸般の物資特に食料品に就き、暴利に趨く如きことなからんことを希望す

鐵道業者に 全國輸送機關たる鐵道關與の諸君に對しては、其監理者たると使用人たるとを問はず、諸君の關與する鐵道は實に國家の生命たるを提言す、要するに一般商人に對して余は『薄利速達』が其標語たるを提言す、造船業者は須らく戰闘の生命一に其

肩上に懸るを自覺せざるべからず

各個の經濟 最後に庭園所有者に對しては、食料問題解決の一端とし、各自之を利用し穀菜培養に努めんことを提言し、諸主婦に對しては、各自其私家の經濟直ちに國家經濟に影響するを實現し、奉國の大業として嚴に一家の經濟整理に任せんことを勸告す

國運轉換期 之を要するに刻下は將に米國民が、其浪費の惡弊を矯正すべき大轉換期なり、男子たるを問はず、女子たるを問はず、其一舉一動直ちに國運の消長に及ぼすべきを自覺し、戒心以て其奉國の責務に反せざらんことを期すべし、愛國の義務の至妙至大なる、斷じて之を以て無智若くは忘却の口實たるを許さず

新聞業者諸君 當教示が至大危機に際し、國民及び世界の急務に應ずるの道を指示するの希望に出づ、希くば全國操觚業者諸君が此意を體し、當教示を發表するに當り、特別の便宜を與へられんことを、廣告取次業者亦之れに準じ、其奉國の誠意を致すべく、又教役者が其宗教に對し、此意を敷衍するの至大任務たるを知れ、今や我が國民に對する至大試練は到れり、吾人一致協力言語行動奉仕須らく一途に出でざるべからず。

大統領が、全國民に向つて舉國一致を慫慂せること前述の如し、而して五月十二日（一九一八年）は『母の日』に該當するを以て、議會は當日を以て軍國に至大最貴の犠牲を以て貢獻する全軍國の母親を特に紀念するを決議せるを以て、全国各地に於て特に軍國の母を紀念し夫々式を行ひたるが、大統領は十一日深更當日を紀念し、全國の母親に對する教書を發表せり。

予は當日は母の日なる事實を特言し注意を喚起す、當日は我が國全母親が其子をして武器を擔はしめ、更に必要に際し自由と正義を防衛する爲め、死せしめんとする愛國的犠牲を特に紀念せんことを茲に提言す、吾人は此日の祈禱に於て特に天帝の祝福、此等の母を今や吾人の至愛する國土の爲め、心身を空しく任に服する予等の上に在らんことを祈る。

陸軍卿ベーカー氏又全軍國の母親に對する音信を發して曰く

予は佛蘭西なる御身等の子等の消息を齎らし來れり、彼等は愉快に、熱心に彼等の國土は彼等を有するを誇とするに足る底の勇戰に従事中なり、彼等は猶ほ御身等に依り感激

し、御身等に對し決然たり、且つ希望浴るゝ言を寄す。彼等は現大戰を以て米國が參加する最後の戦たらしむる爲めの軍閥撃破たらしめん事を希望し、其希望實現の日まで決戦の決心なり、彼等の御身等に望む所は、楽しく暮し、御身等の全考慮を軍國の上に傾注せん事なり。

次に海軍卿ダニエルス氏「デモクラシー防禦者の母」に寄する言を發表して曰く

本國に於ける母の勇氣は、戦線に在る勇士の勇戦に依り應照さる、一國の兵士の士氣と其戦ふ目的は、一國の母の精神的英雄主義に胚胎するは永久不滅の眞理なり、希くは全國民デモクラシー防禦者の母の爲め祈り、之を慰撫激勵し、彼等の子と我が國家をして勝利せしむるに努めん事を

我が國は、列國の理想の爲め戦ふ一國として、今や世界の前に立つ、世界は米國の母が理想の兵を戦線に送るを知れり、我が力實に茲に存す、信念と祈禱は國家理想の二大援助たり、全國共に千三百萬デモクラシーの母の爲め祈り、兵營又は戦地に在る兵士をして、本國に在る母の如く強からしむるを祈れ。

米國の參戰以來、國民の義憤は期せずして渾然たる舉國一致となり、各自凡ての犠牲に甘んじ、昨日の富豪も今日は質素なる生活に満足し、母は喜んで愛兒を戦地に送り、妻は笑ふて夫を送り、夫は妻子を後に進んで國難に赴き、營業は制限せられ、食料、燃料、飲料等は節減せられ、諸種の重税を課せらるゝとも何等怨嗟の聲なく、其資力に堪ふる者は競ふて自由公債の募集に應ずるが如き、是れ素より國民愛國の犠牲的精神に出づるとは云へ、而かも亦國民一般に今回の世界大戰は自由主義と專制主義との戦争なり、デモクラシーとミタリズムとの決勝戦なり、若し今回の戦争にして自由とデモクラシーとを大旗とする我が聯合軍にして、武斷專制、獨裁主義の獨逸軍の爲めに一敗地に塗れんか、世界は擧げて鐵血專制の獨逸の配下に屬し、我等は彼等の奴隸となりて、我等の自由は永遠に亡びざるを得ず、故に我等は此際何物をも捧げて、我等の生命とする自由主義を防衛せざるべからず、之れが爲めには最後の一人、最後の一人までも戦はざるべからずと云ふ確固たる信念、斷乎たる決心にも由らずんばあるべからざるなり。

國民の舉國一致は大略前述の如くなるも、茲に最も周匝に且つ最も嚴重なる警戒を加へ

ざるべからざる至重至要の大問題あり、并は云ふまでもなく米國の獅子心中の虫として油斷も隙もならず、眞に寒心に堪えざる獨逸人の陰謀即ち所謂獨探の活動なるもの實に是れなり、大統領は開戰當初、叛逆に關する宣言書を公布せるが、要に曰く

合衆國に於ける者は、其市民たると外國人たるとを問はず、合衆國に對して不忠なる場合には、次の如き刑罰に處せらるゝ事を通知せらるべきなり、合衆國大統領ウッドロウ・ウィルソンは合衆國の憲法及び諸法律の條項中特に左の條項を掲げて合衆國に於ける市民及び外國人の注目を促がす

叛逆罪の構成 合衆國憲法第三章第三條に、叛逆罪の構成に就て次の如き規定あり、曰く「合衆國に對する叛逆の罪は、國家に對し戰爭を開始し、若くは敵に助力又は便宜を與ふる事に依りて成立す」

叛逆者は死刑 合衆國刑法中叛逆罪に關する條項次の如し

第一條 合衆國に忠順の義務を有する者にして、合衆國に對し戰爭を開始し、若くは合衆國內又は合衆國外に於て、敵に助力又は便宜を與ふる者は叛逆者と見做さる

第二條 叛逆罪を犯したる者は死刑に處せらる、又は叛逆罪を犯したる者は、裁判所の裁斷に依つて五年以上の重禁錮に處せられ、且つ一萬弗以上の罰金を課せらる、

尙ほ叛逆罪を犯したる者は、合衆國の官吏たる資格を剝奪せらるべし

叛逆罪の隠匿 第三條合衆國に忠順の義務を有し、而して叛逆行爲を知り居る者にして、其知り居る叛逆行爲を隠匿し、若くは其叛逆行爲を合衆國の大統領又は判事又は政府又は州の判事に通告せざる者は、叛逆隠匿罪に問はれ、七年以下の重禁錮及び一千弗以下の罰金に處せらる

叛逆未遂の罪 合衆國の州又は領土又は司法權内に屬する場處に於て、二人若くは二人以上の者が、合衆國政府の顛覆を企て、又は戰爭を開始せんと企て、又は官吏に抵抗し、又は合衆國の法律執行を拒絶し、又は躊躇し、又は合衆國の所有物を獲得又は所有する場合には、各五千弗以下の罰金又は六年以下の禁錮又は併科せらる

叛逆の判決例 合衆國裁判所は、次の如き行爲を叛逆罪と見做すの判決例を有す

一 合衆國政府又は其陸海軍に對して、暴虐を加へ、又は暴虐を加んへせ企てたること

- 二 合衆國に對して合衆國の敵を幫助する目的にて、所有物を故意に獲得し、又は使用し、又は處分すること
- 三 合衆國の敵を助力し、又は便宜を與ふる爲めに、文書又は報知を公にすること
- 四 前三條の行爲を指揮し、又は助力し、又は關與すること

全國への警告 合衆國大統領は、茲に合衆國の凡ての市民及び合衆國の忠順の義務を有する凡ての外國人に、以上の如き叛逆的行爲を犯さざらん事を宣言し、且つ警告す、又以上の如き叛逆的行爲を犯す者は、法律の條文に示す通りの刑罰に處せらるべきことを更に宣言し、且つ警告す。

大統領の此宣言は、主として獨逸人及び獨逸系統の者を對象としたるものなれども、而かも世界の陰謀國、陰謀國民たるの稱ある彼等は、巧みに米國の内外に出沒して、歐洲大戰開始以來、彼等の陰謀の策略亂暴の行爲は枚擧に遑あらず、汽船、鐵道の爆發、工場、建築物の破壊、或は墨國人を煽動し（第八篇獨探參照）、或は印度人を使喚する（同上參照）等、凡ゆる策畧方法を以て米國を苦しめたるは既に世人の知悉する處なり、而して彼等の運動は獨り物質的方面に於てのみならず、精神的方面に於ても、米國民の思想に動搖を生ぜ

しめ、或は戰爭の非を感せしめ、或はデモクラシーの誤解を起さしめ、特に最近に至りてはアナキスト一派を使喚し、アイ・ダブリュー・ダブリュー（世界勞働黨員）を手先とし、戰爭に最も重要な徴兵令にまで妨害を與へて、一時米國をして手も足も出さず、全く途方に暮れしむるの方法を執り、加之今や米國は對獨戰爭に日も猶ほ足らざる有様なるに、國內に在りては大勢力を有するハースト一派を始めとし、一部の非戰論者益々勢力を逞ふし世界勞働黨員益々跋扈し、エンマ・ゴールドマン輩下も頻りに活動し居りて、米國の行戦を益々遲緩ならしむる等、其大膽、横暴幾んど言語に絶するものあり、之に於てか政府は益々敵國男子の取締を嚴にすると同時に、四十萬の在留獨逸婦人の登録を強制し、更に外國貿易の取締、言論出版の取締、船舶并に出入國の取締及び電報信書の檢閲、其外隧道、橋梁、埠頭、諸工場、諸倉庫の警戒等、外部より見て餘りに神經過敏に見ゆるもの少からざれど、彼等の巧妙なる陰謀に對しては、是れ亦止むを得ざる處にして、當局苦心の存する處眞に同情の感に堪えざるなり。

一 ハーストに對する國民の公憤

米國の戰機熟するに至り、國民の結束振は愈々益々固く、而かも獨逸人に對する國民の義憤公憤は白熱點に達し、或は學校にては獨逸語の教科書を課目中より除外し、或は獨逸名の地名を變更し、或は獨逸語を以て野蠻語なりとし其使用を全然禁止し、國民一人として獨逸人に對する監視を怠らず、斯かる渾然たる舉國一致の前には、縱令獨逸人の巧妙なる陰謀の策略を以てするも、遂に其虛に乗するの機なく、彼等の陰謀は自然屏塞の姿となるに至れり、國民は獨り獨逸人に對するのみならず、苟くも獨逸最負の者は假籍なく、孤立の地位に立たしめて、斷乎たる社會的制裁を加へて、彼等プロ・ジャーマン輩をして戰慄せしむる等、其結束振は眞に敬服に値するものあり、而して茲に特筆すべきは、全國に於てハースト系統諸新聞に對する非買同盟の勃興即ち是れなり、其理由は各地多少の相違あるも、要するに獨逸最負にして、對獨交戰の米國の施設及び米國民の結束を阻害すると云ふに在り、此問題は米國の代表的巨人なるルーズヴェルト氏に依りて提供せられ、之れに

三六〇

三六一

由て久しき間全國民の間に鬱勃たりし不滿の情火は點せられ、遂にハースト新聞の排斥は具體化せらるゝに至りたるなり、今參考の爲め紐育に於て發表せられたるル氏の黄色新聞攻撃のステートメントを左に掲出せん。

予は先日政府検閲局の米國新聞雜誌に對する態度公平を缺ぐと論じたり、之れに對して郵政院長バールソン氏は、予の論議は誤まれる論議なりと述べて予を非難したり、予は近々中検閲局の不公平なる新聞政策の内狀を曝露せる論文を草し、之を某上院議員に送り、其議員をして其論文を議會に於て朗讀せしめ、之を議事録に載せ、其記録を永久に遺す筈なるが、茲に取敢えず検閲局の新聞雜誌に對する不公平なる壓迫の概要を社會に發表す、政府検閲局の最初の失敗は米國の參戰に反對し、又は聯合諸國を非難して直接間接に敵國獨逸を援助せる新聞を見遁し、之が取締を怠ることなり、検閲局は米國參戰後第一に先づジョージア州のトム・ワツソン氏の雜誌に壓迫を加へたり、トム・ワツソン雜誌は政府の戰時政策を批評したるのみなり、検閲局は次に紐育トリビュンとコーリア週報と、メトロポリタン雜誌とに壓迫を加へたり、其等の刊行物は政府の戰時活動を援助

し來れり、其等の刊行物は政府の戦時政策の失敗を非難したれども、新聞雑誌の責任として是非發表せざるべからざる、政府戦時政策の失敗の真相を最僅少程度に報道批評せるに過ぎず、政府検閲局は斯の如き正當なる新聞雑誌を壓迫して、ハースト系統新聞に壓迫を加へざるは不公平なり、ハースト氏は約十種の新聞と、約六種の雑誌とを所有する富豪なり、彼れの財産は百萬弗以上なりと噂せらる、ハースト系統新聞雑誌は米國参戦前より、参戦後に亘りて排英主義を鼓吹し、米英の離間を企つる論説を掲載したり、ハースト系統新聞雑誌は、米人に對英惡感情を起さしめて、獨逸に利益を與ふるが如き論説を屢々掲載したり、政府はハースト系統新聞の斯の如き活動を明白に承知し居る筈なり、何となればハースト紙の國際通信社が、聯合諸國より海底電信の使用を禁せられたる際、其解禁に盡力したるは政府當局者なればなり、ハースト氏は陸軍卿ペーカー氏に代りて、陸軍省の戦時活動の失敗を辯護し、ペーカー氏を應援したり、彼れは其真相明白なる陸軍省の飛行機製造失敗の事件をすら否定し、専ら陸軍卿辯護に努めたり、ハースト氏が米國参戦後愛國主義の假面を被りて、米國の友邦なる英國及び日本を最も亂

暴なる調子を以て非難攻撃し、以て聯合諸國の對獨戰闘の効果を薄弱ならしめたること、及び露國の過激派を援助したることは、今更ら述ぶるまでもなき事實なり、云々と、此問題起りて以來、ハースト氏は特に意を用ひて、愛國心を高調し、現政府を謳歌し、獨逸排斥の態度を示すに汲々たるものあるも、猶ほ其半面戰報及び獨逸膺懲の會合乃至所説等を取扱ふに際し、能ふる限り獨逸に有利なるべく傳ふるは蔽ふべからざる事實なるが故に、一層國民の公憤を招けること實に止むを得ざる次第と云ふべし、況んやコンマーシアル・ニュース紙が「忠誠の宣言」と題し、次の如きハースト系統新聞の罪惡を曝露せるに於てをや。

ハースト系統新聞雑誌は、米國各地に於て漸次其購讀者を失ひ、又廣告主を失ひ始めた、而して此等購讀者及び廣告者は、純粹なる愛國的忠誠よりハースト系統出版物の記事に憤慨して關係を絶つものと、又單にハースト系統新聞雑誌に廣告し又之を購讀せば、殆ど國家に叛逆するの陰謀者と見做さるゝ恐れありとの極めて自然的の理由に由るものとの二種あり、米國参戦以來ハースト系出版物の聯合軍を攻撃したること實に七十四回、

獨逸を辯護し賞讃したる文十七回、非戰論六十三回、大統領の教書を省略誤報したる事一回、總計百五十五回に及び、米國が今や文明の敵に對抗して、生死の苦闘を爲しつゝある間に、非愛國の論議を掲載すること、一週平均三回に達す、斯の如きは、汎く一般に知悉せしめざるべからざる處なり、尙ほ之れに關し詳細を知りたき者は、紐育ツリビューン紙に就き、マクゴワン氏の著「コイルトイン・ゼ・フラッグ」と名くる小冊子を求むべし、云々。

排日論者として、又米國黄色新聞王として有名なるハーストが、米國參戰前後に聯合側の日本及び英國との離間を企て、間接に獨逸側に利益を與ふるが如き論說や、記事を全國のハースト系統紙に屢々掲載せるより、ハーストはカイゼルと醜關係ありとか、又彼れは親獨主義者なりとか、又は非愛國的人物なりとか噂せられ、ハースト系統新聞が全国各地に於て排斥せられつゝあること前述の如くなるが、ハーストが如何に其無根を辯疏するとも、紐育の前檢事にして現辯護士たる共和黨の有力者ジエームス・ベック氏が、紐育市長選舉戰の際、當時の市長ミツチエル（偵察飛行機より墜落慘死）を援けて、次の如きハースト（反對

黨の有力なる後援者）攻撃演説を試みたる、即ち

紐育市民諸君、吾人は今夕親獨主義者の罪狀を曝露せんと欲す、吾人は僞はれる言論を試みて、米人の士氣を薄弱ならしめんとする親獨主義者に、一大痛棒を喰はさんと欲す、米國に僞はれる言論を製造する會社あり、親獨的言説を製造する怪物あり、其怪物は名をウイリアム・ランドルフ・ハーストと稱し、紐育、市俄古、桑港、羅府其他の都市に、合計十七個の新聞雜誌を經營し、其等の新聞雜誌を機關として、親獨的言説を掲げ、絶えず米人を邪路に導かんと努力しつゝあり、吾人は米國に害毒を流す「蛇」に止めを刺し、邪説製造所を一掃せざるべからず、全国各地に十七の新聞雜誌を經營して、米人の士氣を薄弱ならしめんとする、ハーストの活動の影響は恐るべきものあり、ハーストの紐育に於ける機關新聞「アメリカン」は發行部數四十五萬と自稱す、若し四十五萬を發行するものとすれば、「アメリカン」が流す害毒のみにても莫大なり、吾人は茲にハーストの活動の動機を云々せず、單に害毒のみを擧げんと欲す、彼れハーストは僞はれる輿論を製造して、以て各階級間に反目の種を蒔き、僞はれる言論を以て衆愚を邪路に導

き、以て米國の士氣を破壊しつゝあり、米國の戰鬥力を薄弱ならしめつゝあり、ハースト系統の新聞雜誌は、米獨開戰當初に於て、獨逸の立場を辯護し、「獨逸の經濟上の必要は、平和手段を以て領土を擴張するに満足せず」と稱し、「獨逸の敗北は歐洲に於ける最も進歩的なる國家の破壊なり」と述べたり、ハーストの機關新聞は米獨開戰前米國商船武裝問題議會に於て論せられたる際、商船の武裝は宜しからずと云ひ、サセツクス號の擊沈にて多數の米人婦人小兒が、獨逸潛航艇の犠牲となりたる際に、米國一般市民は飽まで平和を希望すと述べ、米國の對獨開戰に極力反對せり、彼れハーストの斯の如き言論は、純然たる平和主義者の言論にあらず、其言論の内に何者か潜み居るなり、ハーストは米國の正當なる對獨宣戰に反對せるのみならず、米墨戰爭を煽動せるのみならず、絶えず流言蜚語を放つて、日本と米國との間に敵意を生せしめ、日米兩國の離間を試みたり、米國が對獨開戰を決するや、彼れハーストは其當座政府に對して、忠義振を見せたるが、間もなく態度を一變して、「米國は其兵力と金力とを内國防備の爲めに貯蓄し置くべく、米國の聯合國に對する積極的應援は、徒らに戰鬥を永引かすものなり」と

主張し、更に彼れは米國が軍需品を聯合國に供給する事にすら反對したり、彼れハーストは開戰に反對して破れ、米國の聯合國應援に反對して破るゝや、今回は平和促進説を掲げて、米國の分離講和を主張するに至れり、彼れは先日羅馬法王が講和を勸告するや、好機逸すべからずと做し、盛んに講和を力設し、「英、佛、露、伊は米國の聯合國にあらず、英、佛、露、伊が米國の聯合國と主張し得る者なからん」と暴言したり、其他ハーストが試みたる暴言、虚言は擧げて數ふべからず、今より二千年前羅馬に虚言を發して、羅馬帝國の士氣を薄弱ならしめたる賣國奴あり、彼の名をカテリンと云ひ、カテリンたる名は不名譽なる名として史上に傳へらる、ハーストもカテリンと相去ること遠からず、法律はハーストの活動を抑壓し得ざらんも、ハーストを糾弾し、排斥するの力は法律以外の地に存す、米國人は輿論を喚起してハーストを糾弾し、排斥すべきなり、國家に害毒を流す「蛇」に止めを刺すべきなり」云々。

此演説に徴するも、ハーストの親獨主義者たることは掩ふべからざる事實なり、然りと雖も今日までのハーストの言動は未だ何れも國法に關係を有せざりし爲め、司法官との關係

即ち公の事件を惹起するには至らざりし、然るにハーストの所謂獨探醜關係事件は、今回司法官の問題となり、公の事件となるには至れり、即ち紐育州検事總長ルウイスは右に關する陳述書を發表し、ハーストが佛人獨探ボロ・バシア并に前駐米獨大使ベルンストルフ伯と屢々秘密會見を試みたりと云ひ、其等三者の間に醜關係ありたる事を匂はせり、ルウイス検事總長の陳述書に露はれたるボロ・バシアは有名なる佛人獨探にて、先きに國外追放の宣告を受けたる佛國前内相マルヴィ氏等と關係を有せる獨探なり、其當時死刑の宣告を受け、絞首臺の露と消えたる佛人獨探の巨魁なり。

紐育州検事總長ルウイス氏は、ハースト事件陳述書を發表して、ハーストが獨探と往復せる真相を曝露せり、曰く

ハーストは佛人獨探ボロ・バシアが一九一六年渡米せる時同人と數回會見し、又前駐米獨大使ベルンストルフと屢々會見せり、ハーストはボロ・バシアが獨探費百六十八萬三千弗をベルンストルフより受取りたる頃、即ちハースト系統新聞が、獨逸の爲めに平和運動を試みつゝありたる頃、ボロ・バシアとベルンストルフと屢々會見せるものなり、

予は右の如き會見を證明する九通の口述書を手許に所持し居れり、ボロ・バシアの公判に於て、ハースト通信巴里特派員は、ハーストがボロ・バシアと會見せるは唯一回に過ぎずと證言せるが、予の蒐集せる陳述書に依れば、ハーストとボロ・バシアとの會見は一回にあらず、少くとも三回なり、即ちハーストは紐育リヴァー・サイドドライブ(富豪邸宅區域)一三七番地のハースト・アパートメントに於て、ボロ・バシアと午餐を共にし、シエリー・ホテルに於てボロ・バシアと晚餐を共にし、或夜ボロ・バシアを芝居小舎に案内せり、又ハーストはベルンストルフとも屢々秘密に會見せり、右三人を乗せたる自動車の運轉手や、ハースト・アパートメントの門番は、何時にても證人として法廷に現はるゝ筈なり、云々。

而して更に之を對外の諸問題に見るに、ハースト紙が極力英國政府及び其政策を攻撃し、英國政府より通信材料の供給を拒絶せられたるは何人も知る處、以來全紙の排英主義は一層露骨となり、米英國民の調和親善を阻害したること極めて大なり、日本に對する態度は何人も知る如く更に一層猛烈にして、日米離間の爲めに十年一日の如く論議し、之が爲め

諸種の問題をすら惹起したることあり、彼の西比利亞出兵問題の起りたる際の如き、ハーストは桑港エキザミナー紙を始め、全國のハースト系統紙上に排日的論説を掲げ、即ち日本が西比利亞に出兵するは、聯合諸國の利益の爲めに非ず、日本自身の勢力を擴張するに在り、日本は歐洲戰爭を利用して、世界の白色人種に取りて危険千萬なる大亞細亞帝國を建設せんとす、大隈侯は曰く歐洲戰爭は、歐洲の破壊を意味すと、日本は歐洲文明の破壊を利用して、亞細亞文明を創造し、亞細亞文明をして世界を支配せしめんとす、白色人種は悲慘なる争闘に依つて盲目となれり、彼等白色民族は相互の嫉妬に依つて狂氣となれり、彼等は彼等自身と彼等の文明と、彼等の世界支配權が、黄色人種の威嚇を受けつゝあることを感知し得ざるまでに盲目となり、狂氣となれり、白色人種は自ら省みて、白色人種の文明と其宗教と、其生活及び道德の標準とを保持せざるべからず、民主々義は白人と共に進展す、露國と獨逸は假りに民主々義の進展に逆行しつゝあるも一般に白色人種は民主々義の道を辿りつゝ、高尚なる理想に向つて進行す、東洋主義は之に反す、東洋主義は專制主義を意味す、東洋人の基本的特質は專制的なり、彼れ

は臣民としては卑屈なる奴隷にして、王者としては傲慢なる獨裁君主なり、黄色人種の考に依れば獨立は名譽にあらず、自由平等は幸福にあらず、徳義は道德にあらず、人道は人間の弱點にして、社會主義は一種の狂氣なり

黄色人種の文明の進展は、共和主義に對する專制主義の勝利と、民主々義に對する壓制主義の勝利を意味す、全世界は日本帝國の擴張に威嚇せらる、殊に米國は最も大なる威嚇を蒙る、通商及び領土上日本と最も接近する米國は最も大なる威嚇を受く、米國は商業及び領土の關係上、日本と衝突し、政治及び社會組織上日本と相反するを以て、日本の威嚇を蒙ること大なり、米國は專制主義軍に敵對しつゝある民主々義軍の指揮官なり、故に若し世界最重要戰たる白色人種と、黄色人種と、西歐の民主々義と、東洋の專制主義との戦闘勃發の際に、第一線に立ち最初の砲彈を發射するは米國なり、來るべき世界的人種戰爭に於て白色人種は一致團結せざるべからず、日本軍の西比利亞遠征は、白色人種の敵なる日本の勢力の増大を意味す、故に白色人種は日本の露領侵略を是認すべからず、白色人種民族は相互の争闘を中止して、支那、西比利亞及び亞細亞の全部を

併呑せんとする日本と、歐米諸國民との來るべき大戦争に對して、宜しく準備すべきなりと、ハースト系統新聞の社説記者は、叙上の如きハーストの暴論に附言して曰く

日本は表面上獨逸の侵略に對して、露國を擁護する爲めに出兵すと稱すれども、西比利亞は露國の領土なるが故に、西比利亞出兵は正しく侵略なり、露國民は日本の出兵に感情を害さん、露國は黄色人種なる日本の臣民となるよりも、白色人種なる獨逸と同盟を結ぶを希望せん、英佛の聯合諸國は露獨主催の北歐に於ける萬國社會主義者平和大會に反對して露國民の同情を害し、米國は更に好ましからぬルート一行の特使團を送りて露國民の感情を害したり、其結果露國民は米國と英國とを憎み、獨逸に接近するに至れり、若し米英佛の諸國が、白色人種の敵なる日本の露領遠征を承認せば、露國民の米英佛に對する憎惡の念は敵愾心に變せん、故に米國は日本の露領侵略を承認すべからず、云々。

露國內のボルシエビキー政府が、獨逸と握手せりとの報に接せし以來、殆ど毎日の如く其社説に於て、日本軍の西比利亞出兵を懲慝且つ強要せし桑港クロニクル紙は、從來の立場

上如何でかハーストの此暴言に對し沈黙を守るべき、曰く

日本が露西亞に於ける獨逸の活動を妨げんとするや、彼の狡猾なる獨逸流の陰謀は忽ち起つて此企を妨げんとし、聯合國殊に米國に於ける同志を糾合して排日熱を起すと同時に、獨逸の勝利を助けんとしつゝあり
と、先づハーストに一喝を浴せ、獨逸が露國との休戦を利用して常に劍を磨きつゝあること、自己が好む方面に動いて、決して他國の領土たりと云ふ觀念を有せざること等列舉し、扱て曰く

併し乍ら獨帝は其計畫を遂行するに、只一の邪魔物を見たり、并は云ふまでもなく日本西比利亞出兵なり、極東は獨逸より遠く、従つて到底獨兵を日本に對抗するだけ輸送し能はざること彼れは能く知れり、故に日本をして此出兵を爲さしめざらんが爲めには、彼れは先づ獨軍の對露戦争行爲を中止し、斯くて日本の出兵理由を失はしめたり

と論難更に鋭く、獨帝は米國に於ける獨帝の手先或は友人が増せば増すだけ、日本に對する憎惡の念を煽動しつゝある事實を挙げ、其策戰の巧妙なるを揶揄し、而して結論に曰

日本の誠意は、同國が其行動を爲すに當り、聯合國に協商を重ねつゝあるに徴して之を知り得べし、併し乍ら例へば日本が占領せんとする底意があるにしても、獨逸が取らんとする意思が明瞭なる際、我等は何れの立場に立たんとするやと云ひ、最後に此際排日熱を鼓吹するものは、獨帝を助けんとする意思に外ならずと結べり。

其筋より此際言論を慎み、紊りに黃禍論を振廻はすべからずと、特に警告されたる黄色新聞王ハーストは、又しても全國のハースト系統新聞に、次の如き排日論難を掲載せり。上院民主黨院内總理ルウイス氏は大統領の態度を解釋して『大統領は日本の西比利亞侵略に反對なりと述べたり』と此聲明は一般米國市民を喜ばしたるものと察せらる、今は歐洲戰亂に於て重要なる位置を占むる我が大合衆國が、戰爭に關する諸問題を審議し、之れに決斷を與ふべきの時なり、米國は參戰に依つて英國を敗北と、飢餓と、降服とより救助しつゝあり、若し米國にして英佛兩國に、食糧援軍と軍器と彈藥を與へざりしな

らば、英佛諸國は獨軍の侵略を蒙るべかりしなり、斯の如く聯合諸國の利權と存立とを擁護しつゝある米國は、英佛日の聯合諸國の西洋及び東洋に於ける米國の利權に關係ある國際的政策を決定するの權利を有す、然るに聯合通信社の報知に依れば『日本は其西比利亞遠征の計畫に於て、今日まで米國の承諾を求めたることなし』との事なり、日本は聯合諸國の親分たる米國に先づ承諾を求めざるべからず、然るに日本が英佛兩國に承諾を求め、米國に承諾を求めざりしは不都合なり、日本の出兵問題に最後の決定を與ふるべき國は米國なり、従つて米國の態度は最も重大視せらるべき筈なり、英佛を始めとし英國の所謂特殊同盟國たる日本は、米國の承諾を経ずして戰爭をも平和をも行ひ得ざるなり、英國が這回の戰爭に依つて亞非利加獨逸殖民地を獲得するもせざるも、佛國がアルサス、ローレンヌを回復し得るも得ざるも、日本が東洋に於て勢力を擴張するもせざるも、凡て米國の態度如何に依つて定まる、米國は英佛諸國及び英國の所謂特殊同盟國たる日本の領土擴張に米國を威嚇する日本の領土擴張を妨害し得るの權威を有す、世界の大人物たるウイルソン氏は、幸にも米國大統領たる重大なる位置にあることを忘れず、

日本帝國は支那共和國を支配し、民主的露國の領土を奪掠することを許されず、若し日本が西比利亞出兵に就て、米國の承諾を求めざるならば、米國は日本の西比利亞出兵を承諾せざる旨公然宣言するに躊躇すべからず、若し英國が日本の侵略的野心を壓迫し得ざる場合には、米國は歐洲より船艦と軍隊とを撤退し、之を亞細亞方面に使用すべきなり、米國は日本が支那共和國を支配し、民主的西比利亞を侵略するを許さず、米國は黄色人種の軍國的帝國が、白色人種の國家殊に米國の安寧を威嚇するを許さず、要するに米國の斷定は動かすべからざる最後の斷定なり、而して米國に忠誠なる大統領を始めとし、一般米國市民の標題は「現在も將來も米國第一たらざるべからず」ハーストは猶ほ執拗にも更に黃禍論を掲げて曰く

大統領ウイルソン氏は日本の西比利亞侵略に反對し居れる様なり、吾人はウイルソン氏が日本の對露侵略に反對すとの報に接し、大に喜悅満足するものなり、世界文明が西方へ移るものとすれば、東洋文明が復活すべきものなることは疑ふべからざる事實なり、日本と支那と印度とは軍備を充實して、世界の舞臺に復活するならん、亞細亞は世界を

風靡するならん、昔時亞細亞人は單に歐洲に侵略を試みたるのみなるが、現代の亞細亞人は歐洲并に米國に侵入を企つならん、歐洲は過去二千年間領土奪略の戦争を行ひたるが、其戦争は白人間の戦争なりしを以て、比較的危険を伴はざりし、世界の戦争中最も危険なるは、専制主義の黄色人種と、民主主義の白色人種との來るべき戦争なり、白色人種は白色人種の文明を破壊する黄色人種の侵略に對して、豫め準備する處なかるべからず、日本の露領遠征は白色人種に對する黄色人種の挑戦なり、大統領が日本の出兵に反對せるは、最も適當なる所置たりとす、吾人はウイルソン氏に敬意を表す

と、エキザミナーの社説記者は以上のハーストの排日論に蛇足を加へて曰く「大統領が日本の出兵に反對せるは、大統領が從來の亞細亞人の跋扈と、露獨同盟との成立を恐るゝが爲めならんと察せらる、日本の西比利亞侵略に反對する大統領ウイルソン氏は、ワシントンやリンコルン等と共に米國歴史に特筆大書さるべき偉人たり、日本の露領遠征が白色人種に如何なる危険を與ふるかは、吾人連日の論議に依つて明かなり、然るに米國新聞の一部は、日本を聯合同盟國の一國と見做し、聯合同盟側の一國たる日本の行動乃至計畫を批評

するは穩かならずといふ、今回の戦亂に於て日本は米國の同盟國たらず、米國は何處の國とも未だ同盟を結ばず、米國は日本が土耳其又は勃牙利を攻撃することには反對せざるが、味方たる露國の侵略には反對せざるべからず、日本の露領侵略は露國をして獨逸に接近せしむ、故に日本の出兵に賛成する米國新聞(桑港クロニクル紙を諷す)は、カイゼルの味方なりと稱せらるゝとも何の遁辭かあらん、若し日本が露國に好意を有するものとすれば、日本は一兩年前に露國に出兵して、獨軍に對抗すべかりしなり、然るに日本は露國が瓦解に瀕せるに際し、殊更露國を侵略せんとするものなり、吾人は大統領が日本の出兵に飽まで反對せんことを希望す」と、ハースト紙の暴論は益々露骨となれり、之れに對しクロニクル紙は『西比利亞を占領するものは、獨逸か日本なり』と題し

現在の露國は自分を救ふこと能はず、故に聯合國が露國を援助せざる限り、露國本國は勿論西比利亞も獨逸の領土となるべし、故に日本は露領に出兵して、西比利亞の安全を擁護すべきなり、形勢斯の如き場合に當つて、米國の新聞の一部は日本出兵反對論を主張しつゝあり、カイゼルの味方たる彼等親獨新聞は、聯合國の内紛を日夜煽動しつゝあ

り、彼等は日本と米國との離間を企てつゝあり、彼等の獨逸の犬なることを隱蔽する爲めに、人種問題を持出し人種的増悪反感を煽動し、米國との親交を阻害せんとしつゝあり、彼等親獨新聞の論議に依れば、聯合諸國は聯合側の親分たる米國の承認を得ずして、何等活動を試む能はざるものと做すものゝ如し、彼等は日本は米國の親獨新聞の承認を得ずして、出兵も何も爲し得ざるものと做すものゝ如し、日本の出兵は西比利亞に於ける聯合國の利權を擁護する爲めなり、親獨米紙は露國の國境に對して虚偽の涙を流し、而かも獨逸の露領侵略に抗議せずして、日本の出兵のみに反對す、親獨米紙はカイゼルと全様に、聯合諸國の内紛を希望しつゝあり、獨逸の露國侵略は重大問題なり、日本が聯合國に求むる處のものは物質的援助にあらず、精神的援助なり、日本は親獨米紙の囁語を無視して、須らく所信を實行すべきなり、云々

此外米國主要新聞の出兵論賛否兩方面を紹介せんに

紐育タイムス——『日本の西比利亞出兵は遠征にあらず、日本軍は單に西比利亞にて巡査の役目を果たすに過ぎず、列國が先年北清事變に干渉せるは、支那の領土を獲得せんが爲めにあらざりしと全様、日本が今回西比利亞

に出動するは、露領を奪取するが爲めにあらず、宜しく日本を信すべし』

アトランタ・コンスチチューション——『米國は文句を云はず、日本をして出征せしむべし、レット・ジャパン・ストライクなり』

ノース・アメリカン——『民主主義的文明の發展を獲るには、獨逸主義の擴張を防止せざるべからず、聯合諸國は日本軍に依つて獨逸主義の露國進展を防止せざるべからず』

トランス・クリプト——『米國はペンを以て獨逸に露國侵略を阻止せんとして失敗せり、日本の劍は米國のペンの失敗を償ふならん』

紐育グローブ——『若し獨軍が加奈陀の要港ハリファックスを占領し、加奈陀軍が其獨軍を撃退するの力を有せずせば、米國は必ずハリファックス港へ出兵するならん、日本と浦羅斯德との關係は其れと全様にして、日本が浦羅斯德へ出兵するは當然なり、更に日本は米國が兩半大陸に於て、モンロー主義を把持する様に、亞細亞に於て、モンロー主義を把持する、日本が露領へ出兵するは聯合國の爲めにあらず、日本の利權を擁護するが爲めなり、日本の出兵問題は日本自身の問題なり、露國は日本軍の出動を喜ばざるも、然れども自己の力を以て西比利亞を守る能はざる露國には、日本の出兵をコンプレインするの權利なし。』

レバプリカン——『米國は墨國に干渉して種々誤解を招けり、米國が日本の露領侵略を承認することは、米國の戦争の目的に反す、日本の西比利亞出兵は民主的ならず』

イーヴニング・メール——『日本の露領侵略は、米國多年の友邦たる大露國の再組織の妨害となるべし、日本と獨逸とは歐洲露國と、西比利亞との市場に於ける米國の競争者なり、日本の露領侵略は戦後の米露通商を杜絶せしむるのみならず、平和會議に於ける紛争の因となるべし』

イーヴニング・ポスト——『露國は復活せんとしてあり、露國の復活は露國自身の努力に依つて行はれざれば眞の復活にあらず、聯合諸國の援助に依る復活は眞の復活にあらず、米國は露國の復活運動を促進するの義務を有す、されどベトログラードより約五千哩を隔つる露領へ、聯合國が出兵することは適當なる手段にあらず、過激派連は日本の出兵を以て、露國を侵略するものと見做すならん、彼等は聯合國も獨逸の帝國主義と全様に、領土擴張の野心を有するものと云はん、彼等は獨軍の北露侵略と、日本の東露侵略を同一視するならん、更に日本が露國へ獨軍撃攘戰應援の軍隊を送ることも、恐らく其効果なかるべし、日露戦争にて露國が敗北せしは、露國が西比利亞鐵道を唯一の頼みとし、五千哩の遠距離より軍隊并に軍需品を送らざるべからざるを以てなり、日本も歐洲露領へ出兵する場合には、全様の不便を感じざるべからず、第一日本は西比利亞鐵道を守る爲めに、莫大なる軍隊を要せざるべからず、尙ほ西比利亞の形勢は風説程險惡にあらず、故に日本は歐洲露領へ出兵する必要なく、又西比利亞へ出征する必要もなし、但し露國民が日本に出兵を希望する場合には、日本は若干の軍隊を派遣するも可ならん』(以上リテラリー・ダイジェスト誌三月「一九一八年」號所載)

紐育トリビューン——『米國の眞の敵は獨逸にあらずして日本なり、若し日本が日英同盟を破り獨逸に加擔せば、日本は獨逸と共に東洋を自由に料理し得べし』